

令和7年度

東京都交通安全実施計画

東京都交通安全対策会議

目 次

I 実施計画の主旨等（総論）	1
第1章 令和7年度東京都交通安全実施計画作成の主旨	2
1 計画の位置付け	2
2 令和6年の交通事故発生等の状況	2
3 「第11次東京都交通安全計画」の目標及び本実施計画における取組	2
第2章 重視すべき視点	3
1 高齢者及び子供の交通安全の確保	3
2 自転車の安全利用の推進	5
3 二輪車の安全対策の推進	7
4 飲酒運転の根絶	7
5 先端技術の活用	8
II 道路交通の安全（分野別施策）	9
第1章 道路交通環境の整備	11
1 安全安心な生活道路の構築	12
2 幹線道路における交通安全対策の推進	13
3 交通安全施設等整備事業の推進	16
4 高速道路における安全施設の整備等	24
5 交通規制の実施	25
6 自転車利用環境の総合的整備	26
7 渋滞対策の推進	28
8 公共交通機関利用の促進	29
9 その他の道路交通環境の整備	30
第2章 交通安全意識の啓発	35
1 段階的・体系的な交通安全教育の推進	36
2 地域における交通安全意識の高揚	44
3 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化	53
第3章 道路交通秩序の維持	59
1 指導取締りの強化	60
2 悪質な交通事故事件等に対する適正かつ緻密な捜査の推進・強化	65
3 駐車秩序の確立	66
第4章 安全運転と車両の安全性確保	70
1 安全運転の確保	71
2 車両の安全性の確保	85
第5章 救助・救急体制の整備	90

1	救助・救急体制の充実.....	91
2	救急医療体制の整備.....	95
第6章	被害者の支援.....	96
1	交通事故相談業務の充実.....	96
2	交通事故事件被害者等に対する連絡制度.....	97
3	被害者支援制度の充実.....	97
4	自動車損害賠償責任保険等への加入促進.....	100
第7章	災害に強い交通施設等の整備及び災害時の交通安全の確保.....	102
1	災害に強い交通施設等の整備.....	102
2	災害時の交通安全確保.....	106
第8章	調査研究の推進.....	109
Ⅲ	鉄道及び踏切の交通安全（分野別施策）.....	111
第1章	鉄道の交通安全.....	113
1	鉄道交通環境の整備.....	114
2	鉄道交通の安全に関する知識の普及.....	119
3	鉄道の安全な運行の確保.....	120
4	救助・救急活動の充実.....	123
5	被害者支援の推進.....	124
第2章	踏切の交通安全.....	127
1	踏切道の立体交差化、構造改良及び歩行者等立体横断施設の整備等の促進.....	128
2	踏切保安設備の整備.....	129
3	その他踏切道の安全を図るための措置.....	130

<付属資料>

- 1 交通事故統計（都内）
- 2 令和7年度 東京都交通安全実施計画事業費総括表
- 3 東京都交通安全対策会議委員名簿
- 4 所管機関一覧

I 実施計画の主旨等（総 論）

第1章 令和7年度東京都交通安全実施計画作成の主旨

1 計画の位置付け

令和3年4月に策定した「第11次東京都交通安全計画」は、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とし、交通事故による死傷者をゼロに近付け、究極的には、「交通事故のない安全安心な都市東京」の実現を目指すものです。

「令和7年度東京都交通安全実施計画」（以下、「本実施計画」という）は、「第11次東京都交通安全計画」に基づき、東京都の区域内における陸上交通の安全に関し、令和7年度に東京都及び関係行政機関等が取り組むべき具体的な施策について、定めます。

2 令和6年の交通事故発生等の状況

令和6年^{*1}中の交通事故発生件数は30,103件、負傷者数は33,251人、死者数は146人となり、交通事故発生件数及び負傷者数は前年比で減少となったものの、死者数は前年比で10人増となりました（交通事故統計(1)参照）。

146人の死者数^{*2}の内訳をみると、年齢別では65歳以上の高齢者が57人と前年比で10人増え、全死者の約4割を占めています。一方、中学生以下の子供は2人と前年比で1人減少しています（交通事故統計(3)参照）。状態別では、自転車乗用中が25人と死者全体の約2割を占めるとともに、二輪車乗車中が38人と死者の約2割を占めています（交通事故統計(2)参照）。

*1 交通事故統計の数値は、警視庁の交通統計による暦年単位の数値である。

*2 本実施計画で、死者数とは、交通事故発生から24時間以内に死亡した人数をいう。

なお、令和6年の交通事故発生から30日以内の死者数(30日以内死者)は、194人である。

3 「第11次東京都交通安全計画」の目標及び本実施計画における取組

「第11次東京都交通安全計画」では、世界主要大都市の中で最も少ないレベルの交通事故死者数とすることを目標に掲げ、達成すべき具体的な目標を次のとおり定めています。

第11次東京都交通安全計画の目標

○ 道路交通事故の目標

(1) 令和7年までに、24時間死者数を110人以下とすることを目指します。

(2) 令和7年までに、死傷者数を27,000人以下とすることを目指します。

○ 鉄道事故の目標

乗客の死者数ゼロの継続及び運転事故全体の死者数の減少を目指します。

○ 踏切事故の目標

踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故の発生を極力防止します。

第11次東京都交通安全計画の目標達成に向けた取組を着実に推進するため、本実施計画では、東京都及び関係行政機関等が、交通安全施策を推進するための共通のスローガンとして、「世界一の交通安全都市 TOKYO を目指して」を掲げて、道路交通事故死者数の減少を目指します。

令和7年のスローガン：「世界一の交通安全都市 TOKYO を目指して」

東京都及び関係行政機関等は、「世界一の交通安全都市 TOKYO を目指して」の下、本実施計画の施策を着実に推進し、安全対策を強化していきます。

第2章 重視すべき視点

第11次東京都交通安全計画では、重視すべき視点として、「高齢者及び子供の交通安全の確保」、「自転車の安全利用の推進」、「二輪車の安全対策の推進」、「飲酒運転の根絶」、「先端技術の活用」、「新しい日常」に対応した交通安全対策の推進、「東京2020大会を踏まえた交通安全」の7つを設定しています。

令和7年度においては、各課題に対応した交通安全施策を推進し、交通事故及び交通事故死傷者の発生を抑制します。

1 高齢者及び子供の交通安全の確保

65歳以上の高齢者は、他の年代と比較して、致死率が高く、道路交通事故の死者の約4割を占めています（交通事故統計(3)・(4)参照）。高齢者の状態別死者数をみると、歩行中や自転車乗用中が多く、事故の発生場所は、自宅付近が多くなっています（交通事故統計(7)・(10)参照）。

そのため、引き続きバリアフリーに対応した幅の広い歩道の整備や、通過交通の抑制、30キロメートル毎時の速度規制を行うゾーン対策など、生活道路の安全対策を推進するとともに、歩行者の安全に資する信号の高度化や横断歩行者の安全確保に関する教育など、歩行者や自転車利用者にとって安全な交通環境の整備を進めます。

一方で、横断歩道外横断や信号無視など、歩行者や自転車利用者が第1当事者となった死亡事故が発生しています。歩行中の高齢者が亡くなった事故では、歩行者側にも何らかの違反があった割合が5割を占め、違反の割合は負傷した場合と比べ4倍となっています（交通事故統計(8)参照）。

高齢者の中には、自動車の運転免許証を保有したことがなく、交通安全教育を受ける機会が少ない方も存在すると考えられることから、地域の交通安全教室において交通ルールや交通事故の実態に関する情報を提供するなど、基本的な交通ルールを知るための交通安全教育を推進します。

また、自動車の高齢運転者による事故も後を絶ちません。そのため、免許更新者に対する法定の講習や検査を着実に実施するとともに、運転者講習会等の充実を図ります。身体機能や認知機能の衰えを補う安全運転サポート車等については、関係機関等が連携しながら普及啓発を推進しつつ、その利用にあたっての注意点等の理解促進を図ります。

高齢者は、個人差はあるものの、加齢に伴い身体機能等が低下する場合があります。そのため、自らの身体機能の状況や健康状態について自覚を促す参加・体験・実践型の講習会の開催等、関係機関が連携を強化し、交通安全教育や普及啓発活動等の充実に取り組みます。

「高齢者の交通安全の確保」のための施策		頁
Ⅱ 道路交通の安全（分野別施策）		
第1章 道路交通環境の整備		
1 安全安心な生活道路の構築		
(1) 歩道の整備		12
(2)-ア 生活道路における交通事故防止対策の推進		12
2 幹線道路における交通安全対策の推進		
(1)-イ 骨格幹線道路の整備		14
(1)-ウ 地域幹線道路の整備		15
3 交通安全施設等整備事業の推進		
(1) 横断歩道橋等のバリアフリー化		16
(2) 防護柵の整備		16
(4)-ア わかりやすい案内標識等の整備		17
(4)-イ 規制標識等の整備		18
(5)-ア ゆとりシグナルの整備		18
(5)-イ 歩車分離式信号機の整備		18
(11) 交通環境のバリアフリー化		23
4 高速道路における安全施設の整備等		
(2) 高速道路等における安全施設の整備等		24
5 交通規制の実施		
(1)-ウ 高齢者対策		26
8 公共交通機関利用の促進		

(1)-ウ	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業	30
(1)-エ	ノンステップバス等の導入	30
第2章 交通安全意識の啓発		
1	段階的・体系的な交通安全教育の推進	
(3)-ア	老人クラブ、高齢者サークル等における交通安全教育	38
(3)-イ	普及啓発活動の推進	39
(3)-ウ	参加・体験型交通安全教育等の充実	39
(3)-エ	バス車内転倒事故防止活動の推進	40
(4)-ウ	免許取得後の教育の充実	40
(5)	横断歩行者の安全確保に関する教育	41
(6)	自転車利用者に対する交通安全教育	41
2	地域における交通安全意識の高揚	
(2)-ア-(ウ)	高齢者対策	46
(4)	区市町村の交通安全教育の推進・支援	52
3	交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化	
(1)	多様な広報媒体による広報活動の充実	53
(7)	薄暮時及び夜間の交通安全対策の推進	55
(9)	自転車用ヘルメット着用促進に向けた啓発活動の推進	56
第4章 安全運転と車両の安全性確保		
1	安全運転の確保	
(1)-ア	運転者教育の効果的推進	71
(2)	高齢運転者事故防止対策の推進	73
(11)-オ	事業用自動車運転者に対する安全教育、適性診断受診の徹底	80
Ⅲ 鉄道及び踏切の交通安全（分野別施策）		
第1章 鉄道の交通安全		
1	鉄道交通環境の整備	
(1)	鉄道施設等の安全性の向上	115
(3)-ア	駅のバリアフリー化	118
(3)-イ	視覚障害者誘導用ブロック、案内標示等の整備	119
(3)-ウ	車両の整備	120
3	鉄道の安全な運行の確保	
(3)	乗務員、保安要員の教育の充実、資質の向上	121
第2章 踏切の交通安全		
1	踏切道の立体交差化、構造改良及び歩行者等立体横断施設の整備等の促進	129
2	踏切保安設備の整備	130
3	その他踏切道の安全を図るための措置	131

子供の交通事故件数は、その他の年齢層に比べて少ないとはいえ、死亡事故がゼロには至らず、次世代を担う子供のかげがえのない命を交通事故から守っていく対策が必要です（交通事故統計(4)・(17)参照）。

子供の状態別事故発生件数の内訳をみると、歩行中や自転車乗用中が多くを占めており、歩行中の飛出し、自転車の安全不確認やハンドル・ブレーキ操作不適など子供の違反による事故も発生しています（交通事故統計(19)・(20)参照）。

そのため、交通ルールを理解・定着させるための交通安全教育を充実させるとともに、自ら危険を予測し回避する能力や安全に行動することができる判断力の育成を行うために、関係機関が連携を強化し、参加・体験型の交通安全教室の充実を図ります。

また、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全を確保するため、関係機関が連携し、安全対策を推進するとともに、横断歩行者の安全確保に関する教育など歩行者にとって安全な交通環境の整備を進めます。

通学路や生活道路の交通安全を確保する取組として、通過交通の抑制や30キロメートル毎時の速度規制を行うゾーン対策、ガードレールの設置、注意喚起のためのカラー舗装の整備、登下校時の見守り活動などについて関係機関が連携して対策を推進します。

「子供の交通安全の確保」のための施策		頁
Ⅱ 道路交通の安全（分野別施策）		
第1章 道路交通環境の整備		
1 安全安心な生活道路の構築		
(2)-ア 生活道路における交通事故防止対策の推進		12
(2)-イ 通学路等における児童等の安全確保に関する取組		12
(2)-ウ 通学路における交通安全点検等の推進		13
3 交通安全施設等整備事業の推進		
(5)-ア ゆとりシグナルの整備		18
(9)-イ 信号機の多現示化		21
5 交通規制の実施		
(1)-イ 生活道路		26
第2章 交通安全意識の啓発		
1 段階的・体系的な交通安全教育の推進		
(2)-ア 「安全教育プログラム」による交通安全教育の推進		35
(2)-イ 幼稚園等における交通安全教育		35
(2)-ウ 小学校における交通安全教育		36
(2)-エ 中学校における交通安全教育		36
(2)-カ 特別支援学校における交通安全教育		36
(2)-キ 学習指導要領等に基づく薬物乱用・飲酒等防止の指導		37
(2)-ク 指導者の育成と指導内容の充実		37
(2)-コ 学校に対する交通安全情報の提供		37
(2)-サ 参加・体験型交通安全教育等の充実		37
(5) 横断歩行者の安全確保に関する教育		41
(6) 自転車利用者に対する交通安全教育		41
(10)-ア 学校教育用資料の配布等		44
(10)-イ 交通安全映像教材の貸出		44
2 地域における交通安全意識の高揚		
(2)-ア-(ア) 子供対策		45
(2)-ア-(エ) 自転車利用者対策		46
(2)-イ 家庭		49
3 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化		
(4) 通学路等の周辺を通行する運転者に対する啓発活動等		54
(6) シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の推進		55
(7) 薄暮時及び夜間の交通安全対策の推進		55
(8) ポスターの制作等を通じた啓発活動の推進		55
第3章 道路交通秩序の維持		
1 指導取締りの強化		
(3) 通学路等における指導取締り		60
(8) シートベルト着用及びチャイルドシート使用義務違反の指導取締り		61
第4章 安全運転と車両の安全性確保		
1 安全運転の確保		
(4)-イ 児童等に対する交通安全教育の推進		76
第5章 救助・救急体制の整備		
2 救急医療体制の整備		
(2) 小児救急医療体制の確立		95
Ⅲ 鉄道及び踏切の交通安全（分野別施策）		
第2章 踏切の交通安全		
3 その他踏切道の安全を図るための措置		131

2 自転車の安全利用の推進

都内では、令和6年中に1万3千件を超える自転車事故が発生し、自転車乗用中の死者は25人に上りました（交通事故統計(2)・(11)参照）。件数及び死者数ともに昨年よりは減少しておりま

すが、未だに多い状況です。自転車乗用中の死者は、交通事故全体の死者の約2割を占め、死者の約6割は、頭部損傷が主因で亡くなっています（交通事故統計(2)・(6)参照）。

また、全ての道路交通事故に占める自転車に関与する事故の割合は、4割を超え、全国平均と比べても高い状況となっています（交通事故統計(12)参照）。

さらに、信号無視など、自転車側に何らかの違反があったとされる事故の割合が、令和6年で7割を超える（交通事故統計(13)参照）など、利用者のルールやマナーに課題がみられる状況となっています。

そのため、学校での安全教育推進や成人層への啓発強化、全世代へのヘルメット着用の啓発など、関係機関が連携を強化し、自転車の安全利用を推進していきます。

また、危険な違反行為の指導取締り及び自転車運転者講習制度を適切に運用し、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する教育を推進します。

さらに、自転車を共同で利用するシェアサイクルや電動アシスト自転車、通勤や配達・デリバリー目的の自転車利用者等、様々な利用形態に対応したルール・マナーの普及啓発についても推進します。

「自転車の安全利用の推進」のための施策		頁
Ⅱ 道路交通の安全（分野別施策）		
第1章 道路交通環境の整備		
1 安全安心な生活道路の構築		
(2) 生活道路及び通学路等における交通事故防止対策の推進		12
2 幹線道路における交通安全対策の推進		
(1)-イ 骨格幹線道路の整備		14
(1)-ウ 地域幹線道路の整備		15
3 交通安全施設等整備事業の推進		
(10)-イ 様々な主体による自動車駐車施設の整備促進等		22
(10)-ウ 大規模小売店舗立地法に基づく駐車場の整備		22
5 交通規制の実施		
(1)-エ 自転車対策		26
6 自転車利用環境の総合的整備		
(1) 自転車通行空間の整備		26
(2) 自転車駐車場の整備		27
(3) 自転車シェアリングの普及促進		27
第2章 交通安全意識の啓発		
1 段階的・体系的な交通安全教育の推進		
(2) 学校等における交通安全教育		35
(6) 自転車利用者に対する交通安全教育		41
2 地域における交通安全意識の高揚		
(2)-ア-エ 自転車利用者対策		46
3 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化		
(7) 薄暮時及び夜間の交通安全対策の推進		55
(9) 自転車用ヘルメット着用促進に向けた啓発活動の推進		56
第3章 道路交通秩序の維持		
1 指導取締りの強化		
(5) 自転車利用者対策の推進		60
3 駐車秩序の確立		
(8) 自動車の保管場所確保の徹底		68
(9) 放置自転車対策の推進		68
(10) 自転車等の駐車場所の確保等の推進		68
(11) 自転車等駐車場の利用の促進		68
第4章 安全運転と車両の安全性確保		
2 車両の安全性の確保		
(5) 自転車の点検整備等の啓発		87
(6) 自転車安全利用促進事業の補助		87

第6章 被害者の支援

- 4 自動車損害賠償責任保険等への加入促進
- (2) 自転車損害賠償保険等への加入促進

101

3 二輪車の安全対策の推進

二輪車乗車中の死者数は、依然として死者の約3割を占めており（交通事故統計(2)参照）、この割合は全国と比較して高い状況となっています。また、二輪車乗車中の死者のうち、頭部損傷が主因で亡くなっている割合は約3割です（交通事故統計(6)参照）。

そのため、事故多発路線に重点を置いた指導取締り、二輪車交通事故の多い交差点の改良、二輪車運転技能の向上、被害を軽減するためのヘルメットの正しい装着や胸部プロテクターの着用促進に向けた啓発など、二輪車の安全対策を推進していきます。

「二輪車の安全対策の推進」のための施策		頁
Ⅱ 道路交通の安全（分野別施策）		
第1章 道路交通環境の整備		
2 幹線道路における交通安全対策の推進		
(1)-イ 骨格幹線道路の整備		14
(1)-ウ 地域幹線道路の整備		15
(2)-イ 交差点の改良		16
3 交通安全施設等整備事業の推進		
(7) その他の交通安全施設等の整備		20
(10)-ア 二輪車の駐車対策		22
(10)-イ 様々な主体による自動車駐車施設整備促進等		22
(10)-ウ 大規模小売店舗立地法に基づく駐車場の整備		22
5 交通規制の実施		
(1)-オ 二輪車対策		26
第2章 交通安全意識の啓発		
1 段階的・体系的な交通安全教育の推進		
(2) 学校等における交通安全教育		35
(7) 二輪車運転者に対する交通安全教育		43
2 地域における交通安全意識の高揚		
(2)-ア-(イ) 若年層対策		45
(3)-ウ「暴走族追放強化期間」の実施		51
第3章 道路交通秩序の維持		
1 指導取締りの強化		
(4) 二輪車対策の推進		60
(9) 暴走族の取締り等		61
3 駐車秩序の確立		
(4) 路外駐車場の整備促進		67
第4章 安全運転と車両の安全性確保		
1 安全運転の確保		
(1)-カ 指定自動車教習所に対する指導監督の強化		73
(3)-ア 二輪車利用者の交通安全意識の高揚		75
(3)-イ セーフティドライブ・コンテストの実施		76
(3)-ウ 二輪車安全運転推奨シール交付制度		76
(3)-エ 協力団体等を通じた交通安全活動の推進		76
第6章 被害者の支援		
4 自動車損害賠償責任保険等への加入促進		
(1) 原動機付自転車等の損害賠償責任保険の加入促進		100

4 飲酒運転の根絶

令和6年は飲酒事故により、昨年比より3名増加し5名が亡くなっており、根絶には至っていません（交通事故統計(15)参照）。アルコールは人の認知判断能力を低下させることから、重大

な結果につながる事が多く、飲酒運転中の事故の致死率は、事故全体の致死率より高くなっています（交通事故統計(16)参照）。

今後も引き続き酒類提供飲食店、販売店等の関係機関と連携した普及啓発を推進するとともに、悪質で危険な運転に重点を置いた指導取締り、飲酒運転前歴者の再犯を防止するための講習の充実、アルコール依存症者等の支援などを実施し、飲酒運転の根絶を目指します。

「飲酒運転の根絶」のための施策		頁
Ⅱ 道路交通安全（分野別施策）		
第2章 交通安全意識の啓発		
1 段階的・体系的な交通安全教育の推進		
(2) 学校等における交通安全教育		35
3 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化		
(3) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立		53
第3章 道路交通秩序の維持		
1 指導取締りの強化		
(1) 交通事故防止に資する交通指導取締りの推進		60
2 悪質な交通事故事件等に対する適正かつ緻密な捜査の推進・強化		
(2) 悪質・危険な妨害運転等に対する積極的な捜査の推進		65
第4章 安全運転と車両の安全性確保		
1 安全運転の確保		
(5)-ア 飲酒運転前歴者に対する再犯防止教育		77
(5)-イ アルコール依存症者等への支援		77
(11)-ア 運行管理者制度の充実・徹底		79
(11)-カ 運行管理の高度化及び先進安全自動車（A S V）の導入に対する支援		81

5 先端技術の活用

本計画の施策の推進にあたっては、最先端の情報通信技術により、人と道路と車両との間で情報をやりとりし、事故抑制や渋滞の軽減等を目指す交通システムである「高度道路交通システム」（I T S）を引き続き、積極的に取り入れます。

国は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月閣議決定）において、「モビリティの高度化の推進」を示し、デジタル庁発足を契機に、「官民I T S構想・ロードマップ」を引き継ぐ「デジタルを活用した交通社会の未来2022」（令和4年8月デジタル社会推進会議幹事会決定）策定し、安全で利便性の高いデジタル交通社会を世界に先駆け実現することを目指し、運転支援システムの普及、自動運転システムの高度化や社会への導入普及を図るとしています。

都においても、安全で円滑な交通社会の実現のため、I T S技術を活用して交通情報を収集し、信号制御への反映や運転者への情報提供を引き続き行っています。

また、最先端の情報通信技術等を用いて交通管理の最適化を図るため、光ビーコン等の機能を活用した新交通管理システム（U T M S）である信号情報活用運転支援システム（T S P S）や公共車両優先システム（P T P S）を実施するほか、令和4年6月に閣議決定された「総合イノベーション戦略2022」に基づく「戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）」に関連して国が主導となり取り組んでいる自動運転の社会実装に向けた取組において引き続き、信号情報を提供するための交通インフラの運用等の協力をしていきます。

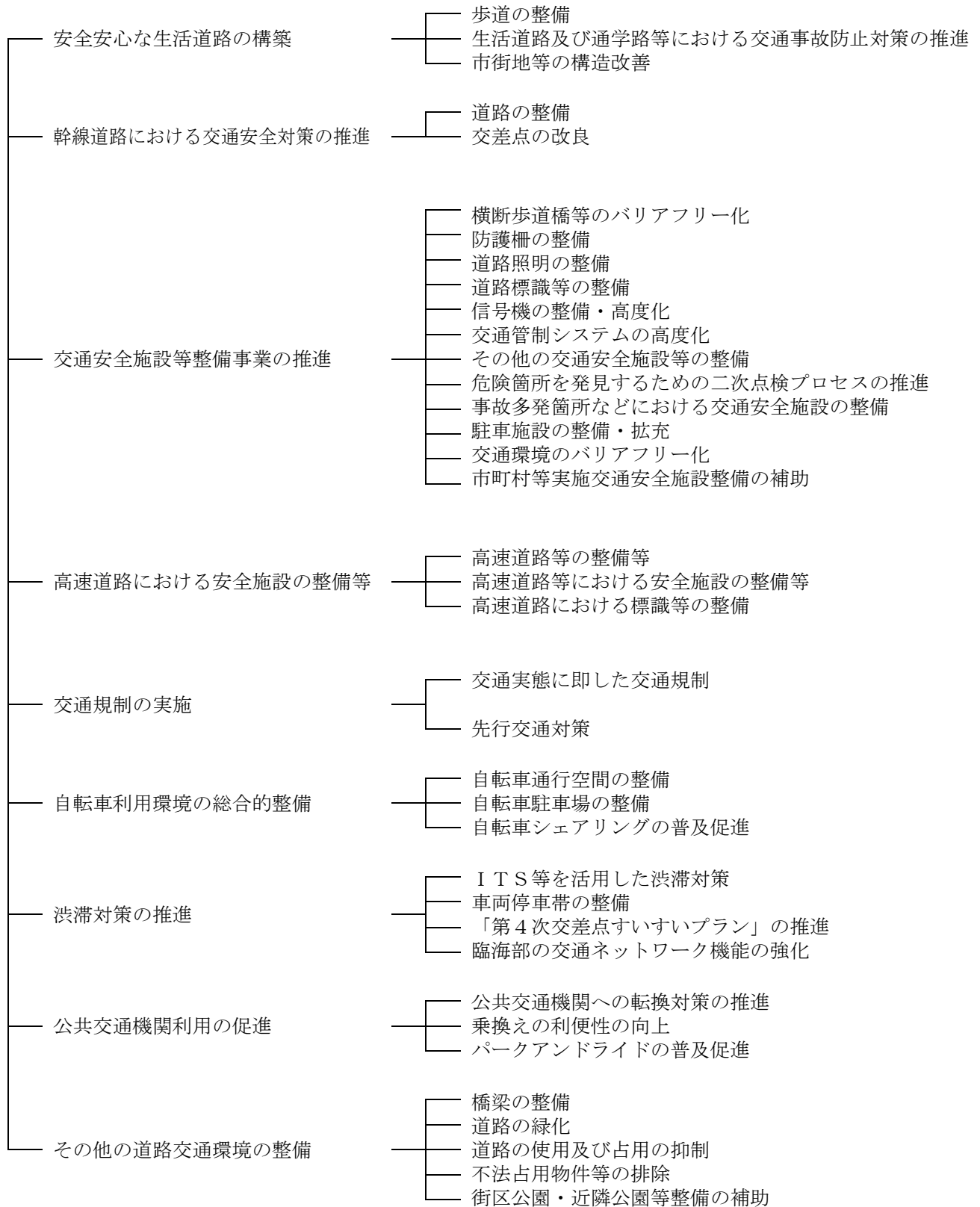
安全運転サポート車については、各種機会を利用して、関係機関が連携しながら普及啓発を推進しつつ、その利用に当たっての注意点等について理解の促進を図ります。

今後も、更なる交通事故の防止を図り、交通事故のない社会を実現するために、交通安全の確保に資する先端技術や情報の普及活用を推進します。

Ⅱ 道路交通の安全（分野別施策）

第1章 道路交通環境の整備

〔施策の体系〕



1 安全安心な生活道路の構築

(1) 歩道の整備

歩行者等を自動車交通から分離し、道路交通の安全と円滑化を図るため、歩道の未整備区間や幅員の狭い区間において、歩道の整備を進めます。

歩道の整備にあたっては、平成18年から施行されている「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年6月21日法律第91号）（以下「バリアフリー法」という。）及び平成21年に改正された「東京都福祉のまちづくり条例」（平成7年3月16日条例第33号）を踏まえ、車いすでもすれ違うことのできる2m以上の幅員確保や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、バリアフリーに対応し、高齢者や障害者を含む誰もが安心して歩ける歩行空間の確保に取り組みます。

（関東地方整備局、都建設局）

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都建設局	歩道の整備	1.1km	3,266	吉野街道、五日市街道、所沢街道ほか
	視覚障害者誘導用ブロック	801箇所	405	早稲田通りほか

(2) 生活道路及び通学路等における交通事故防止対策の推進

ア 生活道路における交通事故防止対策の推進

生活道路における歩行者及び自転車利用者を当事者とする交通事故を防止するため、最高速度30キロメートル毎時の区域規制等を実施するゾーン30の整備を進めるほか、道路管理者に対してガードレール等の設置や注意喚起のためのカラー舗装の整備を要請するなど、道路利用者である歩行者及び自転車利用者の視点に立った各種交通事故対策を推進します。

（警視庁）

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
警視庁	普通標識 (ゾーン30)	450枚	33.4	大田区ほか

イ 通学路等における児童等の安全確保に関する取組

東京都安全安心まちづくり条例に基づく「通学路等における児童等の安全確保に関する指針」（平成27年8月28日27青総安第186号）により、警察署長、学校等の管理者、通学路等の管理者、児童等の保護者及び地域住民が連携して実施する、安全点

検や登下校時の見守り活動など、通学路等における児童等の安全を確保するための取組を促進します。

(都都民安全総合対策本部、警視庁、都教育庁)

ウ 通学路における交通安全点検等の推進

学校、教育委員会、警察、道路管理者、保護者及び地域住民が連携して、通学路における定期的な点検等を行うことによって、通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組を進めます。

なお、通学路における緊急合同点検の結果を踏まえ、速やかに対策を実施するとともに、学校、教育委員会、警察、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進します。

(都教育庁、警視庁、都建設局)

エ 生活道路及び通学路等における交通安全対策の技術支援等の取組

自治体により抽出された、生活道路における通過交通の進入抑制・速度低減対策による安全対策を重点的に推進するエリアやゾーン30プラスのエリアにおいて、ETC 2.0などのビッグデータを活用した経路情報、速度情報等の提供や有識者による技術的助言の実施などの技術支援の仕組みを構築し、自治体等と連携して効果的・効率的な対策の支援を行います。また、通学路において「通学路交通安全プログラム」等に基づき、安全な通行空間を確保するため、関係機関と連携を図りながら対策を行います。

(関東地方整備局)

(3) 市街地等の構造改善

市街地再開発事業、土地区画整理事業等の推進

木造建物が密集した既成市街地、都心部臨海部における低・未利用地において、市街地再開発事業、土地区画整理事業等を進め、道路整備による隅切り設置等都市基盤を一体的に整備することにより、地域の生活環境と交通環境を改善していきます。

(都都市整備局)

2 幹線道路における交通安全対策の推進

幹線道路をはじめとする道路交通網の整備により、円滑で渋滞のない、歩行者も自転車も車も安全な道路環境を確保していくことは、交通安全対策面での重要な課題であり、首都東京の活力ある発展に欠かせません。

今後も都は、東京の抱える道路整備の課題を解決するため、「都市活力の強化」、「都市防災

の強化」、「安全で快適な都市空間の創出」、「都市環境の向上」の4つの基本目標のもと、都市計画道路の整備を進めていきます。

また、地域の生活を支える道路の整備を進め、都民の安全安心の確保に努めます。

(都都市整備局、都建設局)

(1) 道路の整備

細街路に入り込む通過交通を排除し、歩行者及び自転車利用者の事故を減少させるため、幹線道路の整備を進めます。

ア 国道の整備

安全で円滑な都市交通の確保及び地域生活の基盤整備を図るため、沿道環境に配慮しながら、幹線道路の拡幅等の整備を進めます。

(関東地方整備局)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
関東地方整備局	(東京国道) 拡幅	2事業	1,020	国道14号両国拡幅 国道254号小日向地区
	(首都国道) 拡幅	2事業	1,546	国道6号新宿拡幅 国道14号亀戸小松川立体
	(相武国道) 拡幅	1事業	20	国道16号八王子～瑞穂拡幅
	(相武国道) 国道整備	3事業	8,000 360 665	八王子南バイパス 日野バイパス(延伸) 日野バイパス(延伸)Ⅱ期
	(川崎国道) 国道整備	2事業	3,897 250	東京湾岸道路 (辰巳・東雲・有明立体) (多摩川トンネル) 保土ヶ谷バイパス(Ⅱ期)

イ 骨格幹線道路の整備

都市の骨格を形成する幹線道路の整備のため、4車線以上の道路と、区部外周部・多摩地域の2車線の都市計画道路を中心とした幹線道路を整備します。併せてバリアフリー化した幅広い歩道を整備し、歩行者及び自転車の一層の安全確保を進めます。

(都建設局)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都建設局	骨格幹線道路の整備	100 箇所	77,234	放射第25号線、環状第4号線、福生3・4・4号線、町田調布線、町田日野線、小山乞田線ほか

ウ 地域幹線道路の整備

住宅地への通過交通の進入を防ぎ、住環境を向上させるとともに、快適で安全な歩行空間を確保するため、市街地の街並みを構成する広い歩道と緑のある2車線の都市計画道路を中心として、道路を整備します。

(都建設局)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都建設局	地域幹線道路の整備	142 箇所	72,550	補助第74号線、調布3・4・2号線、瑞穂あきる野八王子線、八王子町田線ほか

エ 山間・島しょ地域の道路整備

地域の生活を支え、自然災害などの緊急時に対応するため、道路の拡幅整備、バイパス道路整備、歩道整備、線形改良、法面防護などの整備を推進します。

(都建設局)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都建設局	山間・島しょ地域の道路整備	22 箇所	4,804	青梅日の出線、父島循環線ほか

オ 市町村が実施する道路整備事業の補助

国道や都道と一体となって道路網を形成し円滑な地域交通を確保するとともに、地域交流や安全で良好な生活環境の確保を図るため、市町村が実施する道路整備事業に対し補助金を交付します。

(都建設局)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費* (百万円)	施行箇所等
都建設局	市町村が実施する 道路整備事業の補助	—	5,000	—

* 市町村への補助額

(2) 交差点の改良

ア 主要交差点の立体交差化

幹線道路の交差点のうち、著しい交通渋滞箇所や交通事故多発箇所、また、これらのおそれのある箇所について、立体交差化が完了しました。

引き続き、南蒲田交差点周辺において、道路設計及び道路改良工事を実施します。

(関東地方整備局)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
関東地方整備局	主要交差点の立体交差	1事業	207	国道15号南蒲田交差点

イ 交差点の改良

交差点における左折車の走行速度の低減及び信号の変わり目における出会頭事故等を防止するため、交差点巻き込み部の張り出しや横断歩道及び停止線の前出しによる交差点のコンパクト化に加えて、右左折車両と横断歩行者の事故を防止するため、交差点付近の視認性確保について道路管理者と連携を図りながら進めます。

(警視庁)

3 交通安全施設等整備事業の推進

(1) 横断歩道橋等のバリアフリー化

横断歩道橋等のバリアフリー化は、高齢者や障害者などの利用が多い箇所、他の横断施設が近傍になく、エレベーターやスロープの設置空間を確保できるなど、構造基準を満たす箇所において、バリアフリー法などに基づき、整備に取り組んでいきます。

(都建設局)

(2) 防護柵の整備

歩行者の横断歩道以外の場所での車道横断の抑止と、車両の路外等への逸脱防止を図ることにより、歩行者の安全を確保するとともに、乗員の傷害や車両の損傷を最小限にとどめるため、防護柵を整備します。

(都建設局)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都建設局	防護柵の整備	2,710m	351	檜原街道ほか

(3) 道路照明の整備

道路照明は、夜間における交通安全を確保するための重要な施設です。

道路照明の整備を効果的に行うため、道路の交通量や周辺の環境に応じて平均路面輝度とその均斉度（明るさのばらつき）を設定し、各々の数値を満たすよう整備します。

また、歩行者の安全と円滑な移動を確保するため地域や街路の特性を踏まえたデザインの採用や、環境に配慮した歩道照明を設置します。

(関東地方整備局、都建設局)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都建設局	道路照明の整備	82 基	122	白山通り

(4) 道路標識等の整備

ア わかりやすい案内標識等の整備

標識点検結果から、更新が必要なものについて、標識修繕を進めます。

(関東地方整備局)

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）に基づき、だれにでもわかりやすい道路標識の整備を推進します。具体的には、誰もが安全で快適に通行できるよう、道路標識の英語併記化や、ピクトグラム、路線番号などを活用した整備を進めます。併せて、多言語で表記した歩行者用観光案内標識の整備を進めます。

また、道路標識の乱立を解消するため、規制標識との共架による標識の整理統合を行います。

(都建設局)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都建設局	わかりやすい案内 標識等の整備	220 枚	251	鶴川街道ほか
関東地方整備局 (東京国道)	標識修繕	5 基	130	国道1号、15号、 20号ほか

イ 規制標識等の整備

道路標識の大型化・可変化・自発光化、標示板の共架、設置場所の統合・改善等を行い、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備等を推進します。

(警視庁)

(5) 信号機の整備・高度化

ア ゆとりシグナルの整備

「ゆとりシグナル（経過時間表示機能付歩行者用灯器）」は、青信号時の残り時間を表示することで無理な横断の抑制を、また、赤信号時の待ち時間を表示することで信号無視の防止を図るための信号機です。

歩行速度が遅い高齢者や、児童が安心して横断歩道を渡ることができるよう、高齢者施設の近傍や通学路、駅周辺などの横断歩行者が多い集客施設の近傍を中心に整備を行います。

(警視庁)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
警視庁	ゆとりシグナルの整備	10 箇所	24.3	小滝橋ほか

イ 歩車分離式信号機の整備

歩行者と車両の通行を時間的に分離することで、右左折車両による横断歩行者の巻き込み事故防止に大きな効果を期待できる歩車分離式信号機の整備を推進します。

本事業は、(9)ーイ「信号機の多現示化」の事業規模及び事業費の中で実施します。

(警視庁)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
警視庁	歩車分離式信号機の整備	3 箇所	10.3	東小松川ほか

(6) 交通管制システムの高度化

ア 交通管制システムの高度化

警視庁交通管制システムは、信号制御、交通情報の収集・提供等の都内の交通管制を司るシステムであり、安全で快適な交通社会の実現に欠かせないものです。交通環境の変化や技術の進展に合わせて交通統計データをAI技術で分析し活用するなど、本システムの高度化を図ることにより、交通管制機能の拡充に対応しています。

(警視庁)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
警視庁	・交通管制システム中央装置の更新 ・エリア制御装置の更新 ・A I サーバーの実フィールド運用に向けた機能等改修 ・交通管制センター大型表示板の更新	—	2,495.6	交通管制センター

イ プローブ情報*を活用した信号制御の最適化

プローブ情報を用いて、車両感知器が設置されていない路線の交通状況を把握し、最適な信号機の秒数設定を支援するなど、信号制御の高度化を推進します。

* プローブ情報

カーナビやスマートフォンのGPSによる移動経路(時刻と位置)の情報

(警視庁)

ウ 交通情報収集・提供機能の強化

光ビーコン*や車両感知器の更新を通じて交通情報収集機能を維持し、交通の安全と円滑を阻害する事象の把握に努めます。

また、収集した交通情報を渋滞情報や交通事故情報として、交通情報板や光ビーコンを通じてリアルタイムにドライバーへ提供することで、心にゆとりを持った運転や交通流の分散による渋滞緩和等を促進します。

* 光ビーコン

近赤外線により走行車両の車載装置と双方向通信を行う装置。車両台数等の情報を収集するとともに、ドライバーに交通情報を提供する。

(警視庁)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
警視庁	光ビーコン(更新)	40 基	916.7	熊野神社前交差点ほか
	車両感知器(更新)	200 基		南大井一丁目交差点ほか

エ 交通公害低減システムの整備

幹線道路の交通情報板に、渋滞情報に加えて沿道の大気汚染状況を表示し、集中する走行車両の迂回を促進するシステム（交通公害低減システム）を運用することにより、重点的な対策を必要とする地点の大気環境改善を図ります。

（警視庁）

(7) その他の交通安全施設等の整備

カーブ区間における二輪車の事故を防止するため、滑り止め舗装やカラー舗装等の路面改良、視線誘導標、減速マーク、警戒標識等の設置による安全対策を道路管理者と連携を図りながら進めます。

（警視庁）

道路交通の安全と円滑化を図るため、交通管理者と調整のうえ見通しの悪い曲線道路等の改良（視距改良）、中央帯の設置、登坂車線、区画線、道路反射鏡、視線誘導標、滑り止め舗装などの交通安全施設を整備します。

（都建設局）

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都建設局	中央帯	940m	138	明治通り、墨堤通り ほか

(8) 危険箇所を発見するための二次点検プロセスの推進

交通死亡事故等の重大事故が発生した場合は、同様の交通事故の再発防止を図るため、現場点検（一次点検）を実施し、必要な交通安全施設等の整備の検討を行って対策を実施します。

一次点検結果を踏まえ、同様の道路交通環境にある他の危険箇所を点検（二次点検）し、当該危険箇所に必要な対策を道路管理者と連携を図りながら実施します。

（警視庁）

(9) 事故多発箇所などにおける交通安全施設の整備

交通事故が多発する箇所や事故の危険性の高い箇所について、交通安全施設の改良等を行い、交通事故防止を図ります。

ア 交差点改良などによる交通事故防止対策

「社会資本整備重点計画」（令和3年5月28日閣議決定）における交通安全施設等整備事業の主要施策の一つである事故危険箇所対策事業では、死傷事故率が高く、又は死傷事故が多発している交差点及び単路において、死傷事故の約3割抑止を目標に交通安

全施設の整備等、集中的な交通事故防止対策を行います。

また、国では、幹線道路における交通安全対策として、事故ゼロプラン（事故危険区間解消作戦）により、事故データ及び道路利用者等の声に基づき、交通事故の危険性が高い区間（事故危険区間）を選定し、地域住民への注意喚起や事故要因に即した対策を重点的・集中的に講じることにより効率的・効果的な交通事故対策を推進するとともに、完了後はその効果を計測・評価しマネジメントサイクルにより逐次改善を図ることとしています。

特に事故発生割合の大きい幹線道路の区間や、ビッグデータ等を活用した潜在的危険箇所について、警視庁と道路管理者が連携して対策内容の検討を行い、順次、交通規制の見直し、信号機の改良、交差点改良、横断抑止柵の設置、車線構成の変更等必要な対策を実施します。

（関東地方整備局、都建設局、警視庁）

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都建設局	交差点改良	12 箇所	322	千歳台交差点ほか
関東地方整備局 (東京国道)	交差点改良	1 箇所	72	池袋六ツ又陸橋交差点
関東地方整備局 (相武国道)	交差点改良	1 箇所	10	国道20号下石原交差点ほか

イ 信号機の多現示化

交通事故の発生又はその危険性の高い地点の信号機について、交通状況に応じた右折矢印信号や右直分離式信号の設置など、信号機の多現示化を行い、交通事故防止と円滑化を図ります。

また、駅前、福祉施設、学校の周辺等において、歩行者通行の安全を確保するための歩車分離式信号への多現示化を進めます。

信号機の多現示化は、事故防止若しくは円滑化に効果的なことから、今後も継続的に推進していく必要があり、とりわけ事故防止を目的とした歩車分離式信号機や右直分離式信号機は交通環境に配慮し、重点的に整備していく予定です。

（警視庁）

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
警視庁	信号機の多現示化 (歩車分離を含む)	14 箇所	56.8	東京タワー前ほか

ウ 要請等に基づく交通安全施設等の整備

交通事故が多発する箇所や危険性の高い箇所など、交通安全施設等の整備が必要と認められる箇所について、警視庁と道路管理者が連携して対策を実施します。

(関東地方整備局、都建設局、警視庁)

(10) 駐車施設の整備・拡充

ア 二輪車の駐車対策

(ア) 区市町村、駐車場事業者等との協力など

道路交通の安全と円滑化を図るため、自動二輪車駐車施設の整備拡充に向けて、区市町村や駐車場事業者などと連携し、駐車対策に取り組んでいきます。

(警視庁)

(イ) 自動二輪車用駐車場整備助成事業

東京都道路整備保全公社では、自動二輪車駐車場の整備を促進するため、区が推進する違法駐車解消重点地域などにおける料金精算機、バイク施錠設備の設置費用等の一部を助成しています。

また、同公社が運営する駐車場検索サイト「s-park」で都内約 590 箇所の自動二輪車駐車場情報の提供を行います。

(東京都道路整備保全公社)

(ウ) 自動二輪車用駐車場整備助成事業

東京都都市づくり公社では、一般公共の用に供する既存駐車場を経営する事業者等に対して、市町村が推進する違法駐車解消地域などにおける料金精算機、バイク施錠設備の設置費用等の一部を助成しています。

(東京都都市づくり公社)

イ 様々な主体による自動車駐車施設の整備促進等

令和4年3月に策定された、「総合的な駐車対策の在り方」を踏まえ、地区特性を考慮したマネジメントなどにより、様々な主体による自転車や自動二輪車用駐車場等の確保に向けた取組を推進します。

(都都市整備局)

ウ 大規模小売店舗立地法に基づく駐車場の整備

大規模小売店舗設置者は、法に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(以下「指針」という。)により、必要駐車台数や自転車等駐輪台数

を確保することが定められており、駐車施設等の整備を実施します。

- ・ 駐車場の収容台数は指針に基づき算出した台数を確保すること。
- ・ 駐輪台数は店舗の所在する区市町村が定める自転車駐車場附置義務条例・要綱等により駐輪場を確保すること。
- ・ 自動二輪車等の駐車需要が相当程度見込まれる店舗にあつては、原則として一定の区画を区分して自動二輪車の駐車場を確保するよう努めること。

(都産業労働局)

(11) 交通環境のバリアフリー化

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく交通安全特定事業*を推進し、旅客施設や官公庁施設等の生活関連施設間の移動の円滑化を図ります。

また、高齢者、身体障害者等の安全安心な歩行を確保するために、音響式信号機等の整備を推進していきます。

* 交通安全特定事業

高齢者、障害者等が旅客施設や官公庁施設等の生活関連施設間を移動する際の利便性及び安全性を高めるために実施する信号機の改良、道路標識・標示の整備、違法駐車行為の防止等を推進する事業

(警視庁)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
警視庁	エスコートゾーン	6,374m	261.6	港区ほか
	視覚障害者用付加装置	25箇所	119.1	護国寺西ほか

(12) 市町村等実施交通安全施設整備の補助

市町村が実施する歩道整備や道路照明の設置など、交通安全施設の整備を促進するため、補助金を交付します。

(都建設局)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費* (百万円)	施行箇所等
都建設局	市町村等実施交通安全施設整備の補助	10市村 17事業	141	市道第16号線 (武蔵野市)ほか

* 市町村への補助額

4 高速道路における安全施設の整備等

(1) 高速道路等の整備等

東京外かく環状道路など、高速道路等の幹線道路の延伸やスマートインターチェンジ等の整備を、沿線環境などに十分配慮しながら進めます。また、道路構造物の長期保全に向けた大規模更新・大規模修繕に取り組んでまいります。

(関東地方整備局、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))

道路の高齢化に対して長期の安全・安心を確保するため、大規模更新・大規模修繕に取り組んでおります。

大規模更新では、長期の耐久性を確保し、維持管理が容易な構造に更新するとともに、更新に併せて走行安全性の向上を図ります。大規模修繕では、橋梁単位で全体的に補修を行うことにより、新たな損傷の発生・進行を抑制しつつ長期の耐久性を向上させます。

(首都高速道路(株))

(2) 高速道路等における安全施設の整備等

交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、道路の拡幅等の渋滞対策、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図ります。

ア 事故削減に向けた総合的施策の集中的実施

安全で円滑な自動車交通を確保するため、事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき箇所について、雨天、夜間などの事故誘発要因の詳細な分析を行い、これに基づき高機能舗装、区画線（注意喚起カラー舗装や導流レーンマーク）、注意喚起看板の整備などを重点的に実施します。

また、高齢者などによる逆走による事故防止のための標識や路面標示の整備を図るなど、総合的な事故防止対策を推進します。

(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、警視庁)

- ・ 交通事故を減少させるため、事故多発地点等での要因分析を行い、注意喚起カラー舗装や減速レーンマーク、高輝度視線誘導板・注意喚起看板等を設置するなどの安全対策を実施します。
- ・ 特定小型原動機付自転車や一部宅配業者の一般原動機付自転車及び歩行者等の立入り、高齢者等の運転する自動車の逆走による事故防止のため、大型注意喚起看板や路面標示、検知警告システムの導入など総合的な立入防止対策を推進します。

(首都高速道路(株)、警視庁)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
中日本高速道路 (株)	交通事故対策を 含む舗装補修	舗装補修工事 約 11 千㎡	667	中央自動車道、首都圏 中央連絡自動車道
首都高速道路 (株)	事故多発地点を 中心とした安全 対策・立入対策の 実施	19 箇所	58	都心環状線、中央環状 線、湾岸線他

イ 安全で快適な交通環境づくり

過労運転やイライラ運転を防止し、安全で快適な自動車走行に資するより良い走行環境の確保を図るため、本線拡幅や付加車線の整備、インターチェンジの改良、事故や故障による停止車両の早期撤去等による渋滞対策、休憩施設の混雑解消等を推進します。

(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))

快適な走行を実現するために、渋滞要因に合った対策（区画線改良、路面標示、注意喚起看板等）や、ドライバーの行動変容を目的とした SNS 等による注意喚起広報を推進します。

(首都高速道路(株))

ウ 高度情報技術を活用したシステムの構築

- ・ お客様の多様なニーズにこたえ、適切な道路交通情報などを提供する道路交通情報通信システム（VICS）及びETC2.0等、道路交通情報に関する整備及び拡充を図ります。
- ・ インターネット・モバイル等、広く普及している情報通信を活用して即時に道路交通情報提供を行うサービスの向上等を推進します。

(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))

(3) 高速道路における標識等の整備

首都高速道路では、ドライバーの声や現地の交通状況を反映しドライバーにとってよりわかりやすい道路案内標識となるよう、表示内容を改良します。

(首都高速道路(株))

5 交通規制の実施

(1) 交通実態に即した交通規制

ア 路線対策

幹線・準幹線道路等の交通の安全と円滑を図るため、交通規制の見直し、信号調整等の交通事故防止対策、渋滞緩和対策を総合的に実施します。

(警視庁)

イ 生活道路

幹線・準幹線道路等の交通渋滞を避けて、通過車両が生活道路などの狭い道路に集中し、児童の通学等に危険を及ぼしている箇所等においては、ゾーン30の整備、通行禁止規制や一時停止等必要な交通規制を実施します。

(警視庁)

ウ 高齢者対策

高齢歩行者や高齢運転者の立場から、道路標識をより見やすくするために、必要に応じて大型化等を図るとともに、各種交通規制を見直し、高齢運転者等にも分かりやすい交通規制を実施します。

(警視庁)

エ 自転車対策

自転車が安全に通行できる環境を確保するため、普通自転車専用通行帯の整備、歩道上における自転車の通行部分の指定等を実施します。

(警視庁)

オ 二輪車対策

幹線・準幹線道路等の二輪車の交通事故を防止するため、二輪車の交通量が多い交差点等においては、必要に応じて一般原動機付自転車の右折方法（二段階・小回り）や進路変更禁止、進行方向別指定通行区分等の交通規制を実施します。

(警視庁)

(2) 先行交通対策

大規模な再開発や大型店舗の建設、道路、鉄道等の整備は、地域の交通流に大きな変化を及ぼす反面、交通基盤の整備改善を図る好機でもあることから、これらの開発計画を早期に把握し、道路の拡幅や改良、自転車通行空間や歩行者空間の整備等、交通管理上必要な施策が計画に盛り込まれるよう計画立案者や事業者等とあらかじめ調整を行う等、先行交通対策を推進します。

(警視庁)

6 自転車利用環境の総合的整備

(1) 自転車通行空間の整備

道路管理者や交通管理者をはじめとした関係者による協議会を必要に応じて設置するなどして、関係者の連携を促し、自転車利用環境の整備を推進します。

(都都民安全総合対策本部)

歩行者、自転車、自動車とともに安全で安心して通行できる道路空間を確保するため、地域の道路事情に応じた整備形態により自転車通行空間の整備を推進します。

(都建設局、都港湾局、関東地方整備局)

道路管理者と連携した普通自転車専用通行帯等の整備のほか、自転車の左側端通行の徹底及び自転車を保護する意識の向上を促進するため、関係機関と連携し、自転車ナビマーク及び自転車ナビラインの適正な保守管理に努めます。

(警視庁)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都建設局	優先整備区間等	30.0km	1,193	葛西橋通り等

(2) 自転車駐車場の整備

ア 国庫補助等による整備促進

区市町村が実施する道路附属物である自転車駐車場整備で都市計画事業に該当しない場合に、交通安全施設等整備事業を活用して、国庫補助、都費補助等を交付することにより、自転車駐車場の整備を促進します。

(都建設局)

イ 自転車等駐車場の整備に関する支援

自転車等駐車場の整備に関し、鉄道事業者、道路管理者等との連絡調整をするなど、区市町村に対する支援・協力を行っていきます。

(都都民安全総合対策本部)

(3) 自転車シェアリング*の普及促進

地球環境問題への対応や健康増進指向等から自転車利用に対するニーズが高まっています。コンパクトなまちづくりを支える主な交通手段として「自転車シェアリング」の導入を進める区市に対し、情報発信等による利用促進のための支援を行っていきます。

また、「自転車シェアリング」の普及に向けた取組にあわせ、自転車利用者だけでなくドライバーに対しても安全で快適な道路空間の確保に向け啓発活動を進めます。

(関東地方整備局)

「自転車シェアリング」の公共的な交通手段としての普及・定着を推進することで、自

転車の利用の促進や鉄道などの公共交通機関等との連携による環境にやさしい交通行動を促進していきます。

区市町村が取り組む「自転車シェアリング」事業について、ポート用地の確保（公開空地等の活用）や初期整備費等への財政的支援（区市町村補助制度）、情報発信等による利用促進などの支援を行うとともに、更なる利便性の向上を図るための取組を推進していきます。

また、「自転車シェアリング」の普及に向けた取組とともに、自転車通行空間等の周知やルール・マナーの遵守等、利用者に対する自転車の安全利用のための意識啓発もあわせて行います。

＊ 「自転車シェアリング」

地域内の各所に相互に利用が可能な駐輪場（サイクルポート）を設置し、利用者が好きな時に好きなサイクルポートで自転車を借りたり、返却したりすることができる自転車の共同利用サービス。環境にやさしい自転車の利用促進に加え、まちの回遊性の向上や自転車が共同利用されることによる放置自転車対策としても期待されている。

（都環境局）

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都環境局	初期整備等支援 (区市町村補助)	—	50 (1自治体補助上限額)	—

7 渋滞対策の推進

(1) ITS等を活用した渋滞対策

東京都、警視庁及び東京国道事務所が緊密に連携し、特に渋滞の発生が集中する時期を重点期間として交通渋滞の緩和に資する普及啓発活動を実施します。

（都都民安全総合対策本部）

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	対策箇所等
都都民安全総合対策本部	ITS等を活用した集中的な渋滞対策	—	14.1	—

(2) 車両停車帯の整備

バス乗降時の停車によって、追い越し車両が対向車線へ出ることによる事故の防止や、

後続車両がバスを追い越しできずに発生する交通渋滞の緩和のため、車両停車帯（バスベ
イ）の整備を進めます。

（都建設局）

（3）「第4次交差点すいすいプラン」の推進

多摩地域を中心に、道路幅員が狭い片側一車線の交差点において、右折待ち車両が支障
となって発生している渋滞を緩和するため、交差点直近の比較的短い区間の土地を取得し、
右折車線等の整備を行います。併せて交差点付近の歩道も整備することで、歩行者の安全
確保についても取り組んでいきます。（事業期間：令和16年度まで）

（都建設局）

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都建設局	第4次交差点すいすい プラン	23箇所	2,664	小川原交差点ほか

（4）臨海部の交通ネットワーク機能の強化

国際的な物流拠点が集中している臨海部の物流をより円滑にするため、国道357号（多
摩川トンネル、辰巳・東雲・有明立体、京浜大橋北詰交差点、その他の未整備区間）及び
臨港道路中防外1号線等、港湾地域の道路整備の着実な推進を国等関係機関に要請してい
きます。

また、首都高速晴海線延伸部の早期事業化、第二東京湾岸道路の計画の具体化について
も働きかけます。

（都港湾局、都都市整備局、都建設局）

8 公共交通機関利用の促進

（1）公共交通機関への転換対策の推進

ア バス運行情報の提供

都営バスでは、お客様の利便性向上を図るため、停留所における表示やインターネット
等により運行情報を提供します。

（都交通局）

イ バスレーン対策

路線バス等の定時運行の確保は、マイカー通勤者等の公共交通機関への利用転換を促
進し、自動車交通総量の削減による交通渋滞の緩和及び交通公害の減少に寄与すること

から、バス専用通行帯の整備等を推進します。

(警視庁)

ウ だれにも乗り降りしやすいバス整備事業

民営バス事業者が整備するノンステップバスの購入経費の一部を補助することにより、高齢者や障害者をはじめ、だれにも乗り降りしやすいバスの計画的な整備を促進します。

(都都市整備局)

エ ノンステップバス等の導入

都営バスでは、平成24年度に全ての路線バス車両を誰もが乗り降りしやすいノンステップバスにしています。

(都交通局)

(2) 乗換えの利便性の向上

複数の鉄道やバスなどが乗り入れるターミナル駅では、交通機関を乗り継ぐ際に、案内サインが途切れてわかりにくいこと、段差が有ることなどの課題があります。

このため、例えば新宿駅では交通事業者や施設管理者等から成る協議会を設置し、地元区とも連携し、案内サインの連続性確保や表示内容の統一等を進めました。また、同様の取組を他のターミナル駅にも広げています。

(都都市整備局)

(3) パークアンドライドの普及促進

「パークアンドライド」とは、郊外の駐車場に車を止め、そこから電車等の公共交通機関に乗り換えることにより都心部への車の乗り入れを抑制するものです。

これを推進する施策の一つとして、立地等の一定の要件を満たす民間等駐車場を、「パークアンドライド駐車場」として東京都道路整備保全公社が運営する駐車場検索サイト「s-park」に登録することで、都民が容易にパークアンドライドを実行できる環境づくりを行います。

(都建設局)

9 その他の道路交通環境の整備

(1) 橋梁の整備

都市間連携を強化する都県境の橋梁の新設や、老朽化による架け替え、交通上のボトル

ネックを解消するための拡幅などを行います。

(都建設局)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都建設局	橋梁の整備	14 橋	10, 121	大田調布線（等々力大橋（仮称））、日比谷豊洲埠頭東雲町線（東雲橋）、府中町田線（関戸橋）ほか

(2) 道路の緑化

ア 道路緑化の推進

街路樹の生育不良や落枝、倒木等による、道路交通への支障や道路利用者等の危険の未然防止に努めます。

また、道路利用状況、沿道状況等の変化を考慮した植栽整備を推進します。

(関東地方整備局、都建設局)

イ 既設道路の緑化推進

美しい景観・環境、円滑・安全な交通、防災といった機能に加え、街路樹の樹冠拡大による緑陰確保など、緑の質を維持・向上させるため、街路樹や植樹帯の再生、きめ細やかな維持管理を継続して行っていきます。

(都建設局)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都建設局	道路緑地管理	約 1, 371 km	7, 640	—

(3) 道路の使用及び占用の抑制

道路上の工事及び作業のための道路の使用及び占有については、道路交通の安全と円滑を確保するため、必要な工事以外は抑制する方針のもと適正な許可を行うとともに、現場パトロール等を通じて、許可条件の遵守、保安施設の整備等の指導を強化します。

また、道路の無秩序な掘り返し工事等による事故や交通渋滞等を未然に防止するため、施工時期の調整と施工方法等の十分な協議を行い、共同施工を促進するなど工事の効率化を図り、抑制の平準化に取り組みます。

特に渋滞等が見込まれる工事などについては、予告看板等による事前の情報提供や施工時のわかりやすい迂回路説明の徹底など、道路利用者の視点に基づいた現場の工事改善を行います。

(関東地方整備局、都建設局、警視庁)

(4) 不法占用物件等の排除

歩行空間の確保、交通事故の防止及び都市景観の確保を図るため、地元自治体や警察署と協力してパトロールを実施し、看板、商品、のぼり旗等の不法占用物件の撤去等については是正指導を行うとともに、自治会や商店会等の地域団体と協働したパトロールを実施することにより、地域一体となった道路利用の適正化を進めます。

(警視庁、関東地方整備局、都建設局)

「夢のみち」*事業など、道に関する行事を通じて、広く都民及び道路利用者に対し、道路の役割・重要性への関心と理解を深めるため普及啓発に努めます。

* 夢のみち

都民のみなさんが道とふれあい、道に親しみを持ち、道が日々の生活に身近な施設であることを実感してもらうために実施している行事をまとめて「夢のみち」と言います。

(都建設局)

(5) 街区公園・近隣公園等整備の補助

市町村の施行する都市計画事業である公園整備に対して補助金を交付し、街区公園・近隣公園等の整備を促進します。

(都建設局)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費* (百万円)	施行箇所等
都建設局	市町村土木補助 (都市公園)	24 公園 (13 市)	450	小平市（鷹の台公園）ほか

* 市町村への補助額

第2章 交通安全意識の啓発

〔施策の体系〕



1 段階的・体系的な交通安全教育の推進

(1) 交通安全教育の指針

交通安全教育指針（平成10年9月22日国家公安委員会告示第15号）や交通の方法に関する教則（昭和53年10月30日国家公安委員会告示第3号）に基づいて、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、年齢、車両種別及び業種などの対象に応じた段階的な交通安全教育を計画的に実施します。

（警視庁）

(2) 学校等における交通安全教育

ア 「安全教育プログラム」による交通安全教育の推進

学校における安全教育は、児童・生徒に危険を予測し回避する能力や他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てることが必要です。そのためには、年間を通じて全ての教職員が参画して推進することが重要です。

そこで、都教育委員会では、都内公立学校（園）における交通安全教育を推進するために、平成21年度から東京都独自の教師用指導資料「安全教育プログラム」を作成し、都内公立学校（園）の全ての教員に配布しています。「安全教育プログラム」には、「必ず指導する基本的事項」を明示するほか、「安全教育の全体計画」「年間指導計画」を例示し、指導内容や指導方法、授業実践事例等を示すとともに、普及・啓発のため「安全教育推進校」を指定し、交通安全教育を推進しています。

全ての校種において、学校・家庭・地域社会・関係諸機関と連携を深めるとともに、学校や地域の実情に応じた各学校の安全教育計画を基に、指導に当たっていきます。

（都教育庁）

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都教育庁	安全教育プログラム	デジタル配信	2	都内公立学校 （園）教員
	安全教育推進校	12校	2.4	—

イ 幼稚園等における交通安全教育

幼稚園等では、交通安全のきまりに関心をもたせるとともに、家庭と連携を図りながら、園外保育等における実践活動を通して、交通安全のきまりや道路における通行方法を理解させ、具体的な体験を通して安全に行動できる習慣や態度の育成に努めます。併せて、家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等の実施に努めます。また、地域それぞれの交通事情を把握し、警察署と連携して幼児の交通安全教育を行います。

(都教育庁、警視庁)

ウ 小学校における交通安全教育

小学校では、安全な道路の歩行と横断、自転車の安全利用と点検整備、交通ルールを理解など安全に行動することができる判断力の育成を行うために、警察署と連携し、参加・体験型交通安全教室の充実を図っていきます。特に都都民安全総合対策本部と連携し、シミュレータ等の体験機器を活用した参加・体験型の交通安全教室を推奨します。

(都教育庁、警視庁)

エ 中学校における交通安全教育

中学校では、小学校での既習事項を中学生の発達段階に応じて確実に身に付けることができるようにするとともに、交通事情や交通法規、応急処置等に関する基本的事項の理解を深めるために、交通安全教育の充実を図っていきます。

また、都都民安全総合対策本部と連携し、シミュレータ等の体験機器を活用した参加・体験型の交通安全教室を推奨します。

(都教育庁、警視庁)

オ 高等学校における交通安全教育

高等学校では、小・中学校での既習事項を確実にし、交通社会における良き社会人として必要な交通マナーを身に付けるよう指導します。特に、自転車や原動機付自転車、自動二輪車等の安全な利用に関する事項を、生徒や地域の実情に応じて計画的、組織的に取り上げるなど、交通安全に関する意識の高揚と実践力の向上を図ります。

また、都教育庁では、都都民安全総合対策本部と連携し、東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ」を活用した指導を推進するとともに、車両を運転する者としての社会的責任と命の大切さに重点を置いた「見て・聞いて・体験する」参加・体験型の交通安全教室（スクエアード・ストレイト方式等）を、都教育委員会安全教育推進校で実施し、他校への参考事例とします。

さらに、都教育庁と警視庁が連携し、交通安全にかかわる情報等を共有するなどし、高等学校における交通安全教育を支援します。

(都教育庁、警視庁)

カ 特別支援学校における交通安全教育

特別支援学校では、校種に準じた交通安全を児童・生徒の障害の程度に応じて指導します。特に、通学路の交通事情や通学方法に応じた安全な通学の仕方、交通ルールやマナーなどの基本的事項の理解など、危険を回避する能力の育成を図ります。

また、都都民安全総合対策本部と連携し、シミュレータ等の体験機器を活用した参加・

体験型の交通安全教室を推奨します。

(都教育庁)

キ 学習指導要領等に基づく薬物乱用・飲酒等防止の指導

学習指導要領等に基づき、薬物乱用・飲酒等防止の指導については、小学校体育、中学校・高等学校保健体育を中心に、学校教育全体を通じて指導に取り組んでいます。高等学校では、喫煙・飲酒は生活習慣病の要因となること、また、薬物乱用は心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないことを指導します。

(都教育庁)

ク 指導者の育成と指導内容の充実

都内全ての公立学校（園）教職員を対象に、警視庁の協力を得て交通安全を含む学校安全教室指導者講習を実施し、幼児・児童・生徒に、自らを守り、他者や社会を支える安全対応能力を育成する学校安全教室等を推進する指導者を育成します。

(都教育庁、警視庁)

ケ 高校生の交通事故防止対策連絡会議の開催

高校生の交通事故防止対策を推進するため「高校生の交通事故防止対策連絡会議」を開催し、関係機関の連携を図ります。

(都都民安全総合対策本部、都教育庁、警視庁)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都都民安全総合対策本部、都教育庁、警視庁	高校生の交通事故防止対策連絡会議	1回	—	(開催時期) 令和7年度中

コ 学校に対する交通安全情報の提供

都内の小学校、中学校、高等学校、インターナショナルスクール、高等専門学校、特別支援学校に対して、関係機関と連携して交通安全情報等を発信し、交通安全対策の充実を図ります。

(都都民安全総合対策本部)

サ 参加・体験型交通安全教育等の充実

小学生等が自ら道路横断等の体験をする「歩行者シミュレータ」*¹の運用や、反射材効果を体験できる「くらピカBOX」*²の活用により、参加・体験型の交通安全教育を推進し、歩行中の交通事故防止や反射材用品等の普及を図ります。

*1 歩行者シミュレータ

大画面に3Dで表現された街並みが再現され、その場で歩くように「足踏み」又は

「腕振り」をすることにより、道路横断時等の危険を疑似体験するとともに、自動車の速度感覚や死角等を理解し危険感受性を高めることができます。

* 2 くらピカBOX

暗幕処理をした体験ツール内部の反射材に光をあて、体験者にスコープを覗かせることにより、反射材の効果を視覚で確認できます。

(都都民安全総合対策本部)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都都民安全総合 対策本部	歩行者シミュレ ータの運用	160 回 (うち子供向け 120 回)	16.5	区市町村、警察署、 小学校等が実施す る交通安全講習会 等
	くらピカBOX の活用	—	—	

小学校、幼稚園等の関係者と連携を図り、人形劇や視聴覚教材を用いて、対象者の年齢に応じた分かりやすく心に残る交通安全教育を推進するほか、「第26回交通安全指人形劇発表会」を開催し、演技能力の向上と女性部会の士気高揚を図ります。

また、新入学児童・保護者を対象とした小冊子「よいこのこうつうあんぜん」を作成、配布し、登下校時等における交通安全への習慣付けを図ります。

(東京都交通安全協会)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
東京都交通 安全協会	新入学児童を対象と した小冊子の作成 「よいこのこうつう あんぜん」	16万1千部	—	新入学児童等 配布

(3) 高齢者に対する交通安全教育

ア 老人クラブ、高齢者サークル等における交通安全教育

- 老人クラブ、高齢者サークル等の社会参加活動の場や、高齢者が多数集まる場所において、加齢に伴う身体機能の変化、高齢者の事故発生実態等を踏まえた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、夜間における交通事故を防止するため反射材用品の普及、活用の促進を図ります。
- 高齢者の生活サイクルの中で利用頻度の高い施設（駅、医療機関・福祉施設、商業施設等）やその付近における反射材の直接貼付活動及びそれに付随するワンポイントアドバイスを推進して、一人でも多くの高齢者に対する啓発活動と反射材の普及を図ります。

(警視庁)

イ 普及啓発活動の推進

関係団体等と連携し、春・秋の全国交通安全運動等、各種交通安全キャンペーンを実施するとともに、ポスターの掲示、リーフレットの配布、ラジオスポット放送、街頭ビジョンへの交通安全啓発映像の放映、シルバーパス利用の手引きへの交通安全に関する記事の掲載等を実施し、高齢者の交通安全意識の高揚を図ります。

(警視庁、都都民安全総合対策本部)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都都民安全総合 対策本部	シルバーパス利用 の手引きを通じた 普及啓発	約 120 万部	0.3	シルバーパス 利用者

ウ 参加・体験型交通安全教育等の充実

高齢者自ら道路横断等の体験をする「歩行者シミュレータ」の運用や、反射材効果を体験できる「くらピカBOX」の活用など、参加・体験型の交通安全教育を推進し、歩行中の交通事故防止や反射材用品等の普及を図ります。

(都都民安全総合対策本部)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都都民安全総合 対策本部	歩行者シミュレー タの運用	160 回 (うち高齢者 向け 40 回)	16.5	区市町村等が実 施する交通安全 講習会等
	くらピカBOXの 活用	—	—	

高齢者の交通事故防止を図るため、街頭キャンペーン活動、保護誘導活動、反射材直接貼付活動等の交通安全啓発活動を推進します。

また、高齢者及びその家族を対象とした小冊子「安全毎日」を作成・配布し、高齢者の交通安全意識の高揚と安全運転の意識啓発を図ります。

(東京都交通安全協会)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
東京都交通安全協会	高齢者を対象とした小冊子の作成 「安全毎日」	120,000 部	—	高齢者等配布

エ バス車内転倒事故防止活動の推進

路線バスによる交通人身事故の3割以上を占めている車内転倒事故は、高齢化社会の進展に伴い、更なる増加が懸念されます。高齢者に対し、バス車内での転倒事故を防止するため、車内事故防止キャンペーンの実施、注意喚起の車内放送、車内事故防止DVDの放映等の取組を実施します。

(東京バス協会)

東京バス協会経由で掲出する高齢者交通事故防止ポスターを作成する際、車内の転倒事故に注意する内容を記載し、事故防止を呼び掛ける活動を実施します。

(警視庁)

(4) 運転者に対する交通安全教育

ア 地域、職域

地域、職域等における運転者講習会を積極的に開催するとともに、交通関係団体と連携し、効果的な交通安全教育を推進します。

(警視庁)

イ 企業内

企業内で運転者教育に携わる安全運転管理者等が専門的な知識・技能を修得するため、安全運転中央研修所等における研修を奨励し、実践的な運転者教育を推進します。

(警視庁)

ウ 免許取得後の教育の充実

交通情勢の変化、加齢に伴う身体機能の変化及び運転技能の変化等に対応して、必要な技能と知識を習得することが求められるため、免許取得後の交通安全教育の充実を図ります。

また、運転に自信がなくなったなどの理由から、免許が不要となった方に対して、運転免許の返納及び運転経歴証明書制度の周知を図るとともに、高齢運転者及びその家族からの相談に適切に対応します。

(警視庁)

(5) 横断歩行者の安全確保に関する教育

あらゆる機会を通じて、運転者に対して横断歩道手前の減速義務や横断歩道における歩行者優先等の交通ルール遵守の徹底を図るための交通安全教育を推進します。

また、歩行者に対しては横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うといった交通ルールの周知を図ります。さらに、運転者が歩行者を認識していない場合を想定し、横断歩道を横断する際は、運転者に横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進します。

(警視庁)

(6) 自転車利用者に対する交通安全教育

- ・ 自治体や学校等と連携し、小学生に対して基本的な交通ルールの浸透を図る自転車安全教育を推進するとともに、保護者に対しても、自転車通行ルールの遵守について広報啓発を推進します。
- ・ 自治体等と協力し、自転車免許証の交付等、学習意欲を高める手法を用いた安全教室を実施します。
- ・ 令和5年4月1日施行の改正道路交通法により、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことから、乗車用ヘルメットの着用を促進していきます。
- ・ 各年代（中学・高校生、大学生、社会人）の利用者に対して、自転車に関与した交通事故の発生状況や特徴、自転車の交通ルールに違反した者に対する刑事上の責任、民事上の損害賠償責任等の内容を中心とした安全教育を行うとともに、自治体と連携してスケアード・ストレイト方式を用いた自転車安全教育等を推進し、交通違反によりどのような危険が生じるのか体験させることで、安全意識の高揚を図ります。
- ・ 高齢者に対して自転車実技教室への参加を積極的に求め、加齢による身体機能低下の自覚を促すとともに、自転車に関する知識・技能を身につけさせます。
- ・ 自転車を用いて飲食物等を配達するデリバリーサービス事業者に対しては、交通安全情報の発信や自転車講習会の開催等を通じて、配達員の交通ルールの遵守や交通事故防止を推進します。
- ・ 交通ボランティアや地域住民等と連携し、自転車の交通事故や通行方法が問題になっている地区や路線、時間帯を中心に、自転車利用者に対する街頭指導及び広報啓発を推進します。
- ・ 交通ルールを守らない自転車利用者に対する、自転車指導警告カード及び自転車安全マナーカード等を活用した街頭活動を推進するとともに、信号無視、一時不停止、車道の右側通行、歩道上の危険な通行をはじめとする悪質性・危険性の高い違反に対しては

交通切符等による取締りを実施します。

あわせて、令和6年11月1日に施行された改正道路交通法により、携帯電話使用等（いわゆる「ながらスマホ」）や酒気帯び運転に関する罰則が整備されたことから、これらの交通違反についても指導取締りを実施するとともに、自転車利用者に対する周知活動を推進します。

- ・ 交通に危険を及ぼす悪質性・危険性の高い違反行為を反復する自転車利用者に対しては、危険性・改善点を考えさせるほか、自身の交通行動を気づかせた上で、その変容を促すことなどを観点とした自転車運転者講習を適切に受講させ、交通ルールの遵守の徹底を図ります。

（警視庁）

- ・ 「自転車安全利用条例」及び自転車安全利用推進計画に基づき、自転車利用者、行政、事業者、学校、保護者などの関係者による自転車安全教育を推進します。
- ・ 自転車安全利用推進者を選任して安全利用の取組を推進する事業者を「自転車安全利用推進事業者」とし、定期的な情報提供や研修への支援を実施します。
- ・ 事業者による従業員への自転車安全教育が広く推進されるよう、従業員の自転車利用に関する事業者の責任、自転車に関する交通ルールや効果的な安全教育の方法等を内容とした事業者向け自転車安全利用研修用動画の活用を促進するとともに、各主体の取組が普及、定着するよう、自転車安全利用TOKYOセミナーを開催します。セミナーは全ての回でWEB配信を併用するなど、より多くの事業者に受講機会を提供します。
- ・ 安全利用のルールやマナーを浸透させるため、子供から高齢者まで様々な世代を対象とし、自転車シミュレータやVR機器を活用した交通安全教室を区市町村や学校等と連携して開催します。
 - ・ 都民一人ひとりに自転車の交通ルールの意味や背景まで知ってもらい、規範意識を高めるため、自転車の交通ルールやマナーを体系的・網羅的に分かりやすくまとめた「東京都自転車ルールブック（仮称）」を作成し、学校、区市町村や警視庁等を通じて展開します。（新規）
- ・ 自転車の交通ルールやマナーについて、一般の自転車利用者のほか幼児・小学生やその保護者、高齢者や外国人など、さまざまな年代や対象に応じて特に理解しておくべきルールを分かりやすくまとめたリーフレットをそれぞれ作成し、保育園や学校、高齢者団体、区市町村や警視庁等を通じて配布します。
- ・ 社会全体での自転車安全利用を推進するために「東京都自転車安全利用サポーター*」等と連携し、自転車利用の実態を踏まえた安全利用を促進します。

* 「東京都自転車安全利用サポーター」

主体的に自転車安全利用に向けた取組を行う事業者・団体と都が協定を締結し、当該

事業者・団体を「東京都自転車安全利用サポーター」として認定しています。

- ・ 自転車事故の当事者となることが多い若者をはじめ、幅広い世代を対象として、スマートフォン等により自転車の交通ルール・マナーを学習できる東京都自転車安全学習アプリ「輪（りん）トレ」を配信しています。また、都内学校や事業者等を対象に、「輪トレ」を活用した交通安全教育の実施方法を情報提供するなど、支援を実施します。

（都都民安全総合対策本部）

警視庁と連携して、小学生を対象とした「第58回交通安全子供自転車東京大会」や高齢者を対象とした自転車実技教室を開催し、自転車の正しい乗り方と基本的な交通ルール・マナーを周知するほか、努力義務となったヘルメット着用を促進・定着させる活動を推進する。また、警視庁と連携して、交通ルールに従った正しい自転車の乗り方を指導する「自転車安全教育指導員養成講習」を年2回開催するほか、自転車を業務や通勤・通学に利用するモデル企業・学校を対象とする自転車安全利用管理者講習を開催します。

（東京都交通安全協会）

（7）二輪車運転者に対する交通安全教育

都内の全交通死亡事故死者数に占める二輪車乗車中死者の構成率は、全国平均よりも高い割合となっているため、二輪車の交通事故防止を目的として、基本走行・法規走行主体の二輪車実技教室を実施し、安全運転技術の向上と安全意識の高揚を図ります。

また、二輪車交通事故死者の主損傷部位は、頭部及び胸・腹部が高い割合を占めていることから、被害軽減対策としてライダーに対する「ヘルメットのごひもの確実な結着」等の交通安全教育や関係機関・団体と連携した「胸部プロテクター着用」を推進するなど、二輪車運転者の重大交通事故抑止対策を図ります。

（警視庁）

（8）身体障害者に対する交通安全教育

身体障害者の安全な通行方法等に関する交通安全教育を行います。

また、身体障害者の関係機関・団体等と相互に連携を図り、手話等による交通安全教育を積極的に推進して、身体障害者の交通安全意識の高揚を図ります。

（警視庁）

（9）外国人に対する交通安全教育

在留外国人に対しては、外国語で記載されたリーフレット等を活用するなどし、基本的な交通ルール等の周知に重点を置いた交通安全教育を推進するほか、訪日外国人等が使用

することの多いレンタカー会社等に対しては、運転免許証の確認やリーフレット等を活用した交通ルールの教示について働き掛けを推進します。

(警視庁)

日本の言葉や生活習慣に不慣れな外国人が交通事故の加害者又は被害者とならずに安全に過ごすことができるように、外国人向け交通安全教育教材を、インターネット等を通じて発信します。

(都都民安全総合対策本部)

(10) 交通安全教育推進のための教材資料の充実

ア 学校教育用資料の配布等

学校における交通安全教育の充実に役立てるため、都立高校生等の交通事故の実態調査を「安全教育プログラム」に掲載します。

また、都教育庁と警視庁が連携の上、交通安全に関する情報共有を図り、都内公立学校に周知します。

(都教育庁、警視庁)

イ 交通安全映像教材の貸出

交通安全啓発用のDVDを、区市町村、学校及び民間団体等に貸し出します。

(都都民安全総合対策本部)

2 地域における交通安全意識の高揚

(1) 地域の交通安全組織の拡大と育成

交通ボランティア活動は、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を通じて規範意識の向上とともに、地域社会の絆の強化に資することから、

- ・ 交通ボランティアの効果的運用と活動内容の充実強化
- ・ 学校、事業所、町会等との連携による若い世代の参加促進
- ・ 自治体との連携による財政基盤の充実

などにより、交通ボランティア組織の拡大と活動の活性化を図ります。

(警視庁)

(2) 地域や家庭における交通安全教育等の推進

ア 地域

地域においては、町会・自治会等を単位とした各種講習会を実施するほか、交通安全協会等交通関係団体の活性化と指導者の育成を図り、交通安全教育が的確に行われるよう計画的な運用に努めます。

(警視庁)

地域交通安全協会及び各部会の活性化を図り、警察署、自治体、町会、事業所等と連携し、地域事情に対応した交通安全教育、交通安全活動を推進します。

(東京都交通安全協会)

(ア) 子供対策

- ・ 交通少年団BAGS（バッグス）*への加入を促進し、組織拡大を図るとともに、団員に対する交通安全教育、活動上の助言、指導及び研修を積極的に行い、団体活動を通じて交通安全意識の普及浸透を図ります。

* BAGS

ボーイズ アンド ガールズ フォー セーフティー
「Boys And Girls for Safety」の頭文字からとったもの。

- ・ 地域交通安全協会等の拡充促進と積極的な活動の支援により、子供に対する交通安全意識の高揚を図ります。
- ・ 小学校等と連携を図り、通学路等における交通安全対策を推進します。
- ・ 歩行中の死傷者数は、7歳児及び8歳児が多い実態などについて保護者等への理解が浸透するよう、幼稚園、保育園、小学校等と連携して周知を図ります。

(警視庁)

地域交通安全協会に所属する子供主体の交通ボランティア団体である東京交通少年団BAGS（バッグス）への入団を促進するとともに、指導者及びリーダー団員に対する研修会などを実施して魅力ある交通少年団づくりに取り組み、交通安全活動、ボランティア活動等の充実、活性化を進めます。

(東京都交通安全協会)

「ながら見守り連携事業」*において、子供や高齢者等の安全安心対策を強化するため、地域に密着した事業者と協定を締結し、日常業務をしながら街中で子供や高齢者等を犯罪や交通事故から見守るネットワークの構築を進めます。

* 「ながら見守り連携事業」

事業者が業務を通じて異変を感じた際に、関係機関へ通報したり、無理のない範囲で声かけをしていただくことで「地域の見守り活動」に参画していただくものです。

(都都民安全総合対策本部)

(イ) 若年層対策

高校生の交通安全に関わりのある地域関係者で組織する「高等学校交通事故防止連絡協議会」等の一層の拡充を図るとともに、高校生向け交通安全教育指導者用活用マニュアル等を活用した学校教育の場における交通安全教育を積極的に推進します。

また、二輪車実技指導等の実施を働き掛けるなど、高校生・大学生等の交通安全意

識の高揚を図ります。

(警視庁)

(ウ) 高齢者対策

警察職員や高齢者交通指導員等のボランティアが、高齢者宅を訪問し、個別に交通安全教育を行うほか、交差点等における高齢歩行者の保護誘導活動や高齢の自転車利用者に対する指導啓発活動を推進します。

(警視庁)

- ・ 都内における高齢者（65歳以上）の運転免許保有者数が年々増加する中、高齢運転者による事故を抑止するために、出前形式で俊敏性測定器や四輪シミュレータなどを用いた参加・体験型の交通安全教育など、その特性に応じた効果的な啓発プログラムを関係機関・団体と連携しながら、高齢者が身近に参加できる形で推進していきます。

- ・ 「ながら見守り連携事業」において、子供や高齢者等の安全安心対策を強化するため、地域に密着した事業者と協定を締結し、日常業務をしながら街中で子供や高齢者等を犯罪や交通事故から見守るネットワークの構築を進めます。（前掲 45 頁

「ア）子供対策」

(都都民安全総合対策本部)

- ・ 「高齢者等の地域見守り推進事業」（高齢者施策推進区市町村包括補助事業）において、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が、住み慣れた地域で安心した生活を継続できるよう、地域の様々な主体が連携し、見守りネットワークの構築等を推進する区市町村独自の取組を支援します。
- ・ 「認知症普及啓発事業」（高齢者施策推進区市町村包括補助事業）では、地域において、認知症のある人と家族を支えるために区市町村が行う、認知症の普及・啓発の取組を支援します。

(都福祉局)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都福祉局	高齢者施策推進区 市町村包括補助事業	—	5,880* * 全体の予算額	都全域

(エ) 自転車利用者対策

- ・ 自転車関係組織の拡大と活動の促進を図り、市区町村との連携の下、自転車安全教室、

子供自転車大会、自転車街頭点検整備、自転車安全利用指導啓発隊（^{ビームス}BEEMS）*による活動等を通じて、自転車の安全な利用を促進し、自転車事故の防止を図ります。

* ^{ビームス}BEEMS

「^{バイシクル}Bicycle ^{エデュケーション}Education and ^{アンド} ^{エンライトンメント}Enlightenment ^{モバイル}Mobile ^{スクワッド}Squad」の頭文字からとったもの。

- ・ 交通ボランティア、地域住民及び自転車安全利用PRサポーターである東京交通少年団BAGS（バッグス）等と連携し、自転車ルールの遵守や自転車安全利用条例の周知に向けた広報啓発活動を推進します。

（警視庁、都都民安全総合対策本部）

- ・ 関係機関・団体等と連携して自転車安全利用TOKYOキャンペーンを実施し、対象別リーフレットの配布やイベント、区市と連携した街頭啓発活動等を通じて自転車の交通ルールやマナーを普及啓発し、社会全体による自転車安全利用の取組を推進します。
- ・ 令和8年に予定される自転車の交通違反に対する交通反則通告制度（青切符制度）適用開始の機会を捉え、SNS等を活用し、自転車の安全利用に関する集中的な広報啓発活動を実施します。（新規）
- ・ 安全利用のルールやマナーを浸透させるため、子供から高齢者まで様々な世代を対象とし、自転車シミュレータやVR機器を活用した交通安全教室を東京都が主催するイベントや区市町村、学校等と連携して開催します。
- ・ 東京都が実施する自転車安全利用TOKYOセミナーや自転車シミュレータ交通安全教室の受講者等に、自転車安全利用を推進するロゴマークをレイアウトした反射材シール付の「自転車安全利用宣言証」を交付し、社会全体で自転車安全利用に取り組む気運を高めていきます。
- ・ 自転車安全利用宣言証の協賛企業等と連携し、交通安全教室等の受講者に対する特典制度の普及啓発に努め、都民が自覚して自転車の安全利用のため行動する気運を醸成します。
- ・ 臨海地域等で実施する自転車イベントと連携して、ブース出展等を通じて自転車の交通ルールやマナーを普及啓発し、社会全体における自転車安全利用の取組を推進します。

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都 都 民 安 全 総 合 対 策 本 部	自転車安全利用 T O K Y O キャン ペーン	キックオフイベント (4月下旬)	26.1	都内全域
		デジタルサイネージ等 を活用した広報啓発 (5月中)		
		区市と連携した街頭啓 発活動(5月中)		
		交通安全教室(スケー ード・ストレイト)		
		リーフレットの作成・ 配布(約150万枚)		
	自転車シミュレー タ交通安全教室	年200回	31.2	
	自転車安全利用 T O K Y O セミナ ー	8回(全てWeb配信併 用)	5.8	
	東京都自転車安全 学習アプリ「輪ト レ」	アプリの保守・管理及 び一部機能改修	34.9	
	自転車イベントと 連携した交通安全 普及啓発	臨海地域等でブース出 展等を実施	12.6	
	青切符導入に伴う 自転車安全利用の 集中的な普及啓発	S N S 等を活用した広 報啓発事業	7.0	
	東京都自転車ルー ルブック(仮称)	東京都自転車ルールブ ック(仮称)の作成	10.0	



自転車安全利用宣言証



「輪トレ」合格証

自転車安全利用
協力企業ステッカー

(都都民安全総合対策本部)

- ・ 警察署と協力して行う、各種広報資料の配布及び自転車ストップ作戦、自転車実技教室等を通じて、運転中の携帯電話等の使用等や酒気帯び運転に対する罰則適用を周知するほか、「自転車安全利用五則」の普及・浸透を図り、とりわけ着用率が低調なヘルメットの着用を推進します。

また、東京交通少年団BAGS（バッグス）は、東京都から委嘱された自転車安全利用PRサポーターとして、率先して交通ルールとマナーを守り、自転車の安全利用に関する広報啓発活動を推進します。

- ・ 自転車保険の普及啓発及び自転車の安全利用を図るため「自転車向け保険」の代理店業務を推進します。

(東京都交通安全協会)

イ 家庭

家庭においては、親が中心となって交通の身近な話題を取り上げ、家庭で交通安全について話し合いが行われるよう、地域交通安全協会等の組織を通じて情報の提供を行い、交通ルールの普及浸透を図ります。

(警視庁)

- ・ 毎年1回、都内において、各地区母の会の役員、約250名に対し、「交通安全指導者講習会」を開催します。
- ・ 警視庁から講師を招へいし、都内の交通情勢について講演を開催します。
- ・ 「交通安全は家庭から」をスローガンに、各地区において母親の立場からの交通事故防止活動を積極的に推進します。

(東京母の会連合会)

春・秋の全国交通安全運動の推進重点を広く都民に周知し、交通安全意識の高揚を図るため、家庭用回覧チラシを作成して町会等を通じて各家庭に回覧します。

(東京都交通安全協会)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
東京都交通安全協会	交通安全運動家庭用回覧 チラシの作成	A3 版 46 万枚 A5 版 48 万枚 (年 2 回)	—	都内各家庭回覧

小学校低学年の児童及びその保護者等を対象に防犯や交通安全の意識を高める「家庭での子供の安全啓発動画」を広報することにより、家庭での安全教育の普及・啓発を図ります。

(都都民安全総合対策本部)

(3) 地域ぐるみの交通安全運動の推進

ア 「全国交通安全運動(春・秋)」、「T O K Y O交通安全キャンペーン」等の実施

全国交通安全運動では、広く都民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、都民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図り、「安全で快適な交通社会の実現」に資することを目的として、

- ・ 規範意識向上を図るための効果的な交通街頭活動及び交通違反の指導取締りの徹底
- ・ 広報啓発活動及び交通安全教育の推進
- ・ 関係機関・団体等との連携の強化

など、管内実態に即した地域・職域ぐるみの交通安全運動を効果的に推進します。

(都都民安全総合対策本部、警視庁)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都都民安全総合対策本部、警視庁	全国交通安全運動(春・秋)	年 2 回 (春・秋)	都 2.5 警視庁 29.5	都内全域 (ポスター、リーフレット等の作成、ラジオスポット放送(T O K Y O交通安全キャンペーン)、関連行事)
	T O K Y O交通安全キャンペーン	年 1 回 (12 月)	都 8.4 警視庁 2.5	

春・秋の全国交通安全運動及びT O K Y O交通安全キャンペーンにおいて、東京都、警視庁をはじめ、関係機関・団体等と協力して、それぞれの重点に沿った広報啓発活動を推進し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践など、交通安全思想の普及浸透を図ります。

(東京都交通安全協会)

毎年実施される「全国交通安全運動(春・秋)」や「T O K Y O交通安全キャンペーン」時には、都内各地域において「交通安全キャンペーン」や「交通安全の集い」、「テント巡り」等に積極的に参加し、交通安全意識の啓発、高揚に努めます。

(東京母の会連合会)

春、秋の全国交通安全運動期間中の街頭活動において、「統一実施日」を定め、警視庁及び警察署に協力を要請し、支部と本部とが一体となって都内交差点等各所において交通安全活動を実施します。

(東京都トラック協会)

イ 「東京都交通安全日」の実施

原則として毎月10日を「東京都交通安全日」に指定し、管内の交通実態に即した重点を定め、交通安全活動を実施します。

(都都民安全総合対策本部、警視庁)

ウ 「暴走族追放強化期間」の実施

暴走族や違法行為を敢行する旧車會グループ(暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者のグループ)が活発に活動が始める時期に「暴走族追放強化期間」を設定し、関係機関と連携して暴走族追放気運の醸成や若者の交通安全意識の向上を促進するほか、暴走族等への加入防止対策や二輪車等による事故防止対策等を推進するとともに、暴走族等による不法事案の取締りを実施します。

(都都民安全総合対策本部、警視庁)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都都民安全総合 対策本部	暴走族追放強化期間	年1回 (6月)	1.0	都内全域 (ポスター等作成)

毎年6月に実施される「暴走族追放強化期間」時には、都内各地域においてポスターを掲示し、広く普及啓発に努めます。

(東京母の会連合会)

エ 「トワイライト・オン運動」等の推進

年間を通して、車両の前照灯を日没より早めに点灯することと呼び掛ける「トワイライト・オン運動」のほか、夜間道路上の危険を早期に発見するため対向車や歩行者がいないときは、走行用前照灯（ハイビーム）を積極的に活用することや、ドライバーと歩行者が相互に安全を確認することを広く都民に働き掛けます。

（警視庁、都都民安全総合対策本部）

（4）区市町村の交通安全教育の推進・支援

ア 交通安全教育講習会の実施

区市町村の交通安全教育担当者、交通安全指導員等を対象とした講習会を実施し、地域における交通安全教育の充実と交通安全指導員等の活動を支援します。

（都都民安全総合対策本部）

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都都民安全総合対策本部	区市町村交通安全教育担当者実務講習会	年2回	0.2	有識者による講演等

イ 区市町村の交通安全対策事業への支援

区市町村が主体的に実施する交通安全教室や講習会において、東京都が資器材の提供や講師派遣等の出前型の交通安全プログラムを提供し、区市町村と連携を図りながら効果的に交通安全教育を行います。

（都都民安全総合対策本部）

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都都民安全総合対策本部	地域交通安全ふれあい事業	年10回	0.9	区市町村等の主催する交通安全教室等で実施

（5）交通安全点検等の推進

地域住民や道路利用者が主体となって、交通管理者、道路管理者とともに道路交通環境の点検を行うことにより、地域住民の交通安全活動への参加意欲を醸成するとともに、だれもが安全に安心して利用できる道路交通環境づくりを進めます。

（警視庁、都建設局）

3 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化

(1) 多様な広報媒体による広報活動の充実

広く都民に交通安全思想の普及浸透を図り、交通安全行動の実践を定着させるため、テレビ、新聞、ラジオ、インターネットをはじめ、視聴覚教材、看板、電光掲示板、ポスター及びチラシ等の広報媒体、交通安全運動等のあらゆる機会を通じて、年齢層や事故状況に応じた、きめ細かく効果的な広報活動を推進します。

(警視庁、都都民安全総合対策本部)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
警視庁	インストア広告	年間	23.0	都内全域
	スクリーン広告	年間	20.1	都内映画館

交通安全のための機関誌（紙）やパンフレット、小冊子等の発行及び交通事件受刑者の手記（贖いの日々）DVD等を通じて、交通事故や交通安全に関する情報の提供及び当協会の活動等を広く紹介し、交通安全への理解と交通安全意識の高揚を図ります。

(東京都交通安全協会)

(2) 関係機関が連携した広報啓発等の実施

ア 知事名による「交通死亡事故多発緊急事態宣言」の発出

交通死亡事故が多発し、一定の基準に該当した場合において、知事名による「交通死亡事故多発緊急事態宣言」を発出し、都民等に対して交通事故に関する注意を喚起するとともに、警視庁及び関係機関等が連携して早期に集中的な交通事故防止対策を推進することにより、交通死亡事故の抑止を図ります。

<発令基準>

- ・ 交通死亡事故が連続する7日間に発生したとき。
- ・ 交通死亡事故が連続して発生し、死者数が9人以上となった場合。

イ 共通の交通事故防止対策スローガン等を用いた広報の実施

関係機関及び団体の連携を促進するため、交通安全キャンペーン等において、共通の交通事故防止対策スローガン等を用いた広報啓発活動を実施します。

(都都民安全総合対策本部、警視庁)

(3) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転や薬物等使用運転（以下「飲酒運転等」という。）の危険性や飲酒運転等に起因する交通事故の実態を周知するため、各種メディアを活用した広報啓発を推進するとともに

に、交通ボランティアや安全運転管理者、飲酒運転に関しては酒類提供飲食店等と連携して「ハンドルキーパー運動*」の普及浸透に努めるなど、飲酒運転等を許さない社会環境づくりに取り組み、飲酒運転等根絶に向けた規範意識の確立を図ります。

また、飲酒運転を根絶するため、関係機関、民間団体、企業等と連携した「飲酒運転させないTOKYOキャンペーン」をはじめ、「全国交通安全運動(春・秋)」、「TOKYO交通安全キャンペーン」などを通じて取組を推進し、飲酒運転の危険性や飲酒運転に起因する交通事故の実態を周知するなど、飲酒運転をさせない気運を醸成し、飲酒運転の根絶を目指します。

＊ ハンドルキーパー運動

自動車を使ってグループで酒類提供飲食店に行く場合、グループ内で酒を飲まず、他の者を安全に自宅まで送る者（ハンドルキーパー）を決め、飲酒運転を根絶しようという運動
(警視庁、都都民安全総合対策本部)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都都民安全総合対策本部	飲酒運転させない TOKYOキャンペーン	年1回 (7月)	2.6	都内全域 (イベント開催、ステッカー等作成)

悪質で危険な飲酒運転をなくすため、各種講習会や街頭キャンペーン等を通じて飲酒運転根絶対策を継続的に展開するとともに、「ハンドルキーパー運動」の浸透を図ります。
(東京都交通安全協会)

(4) 通学路等の周辺を通行する運転者に対する啓発活動等

「通学路安全運転呼びかけ隊*」や各種キャンペーン等の機会を通じて、通学路等の周辺を通行するドライバーに対する速度抑制や子供を交通事故から守るための広報啓発を推進します。

＊ 「通学路安全運転呼びかけ隊」

警察署長が委嘱し、通行車両に対する安全運転の呼びかけや、横断歩道における保護誘導活動等の自主的な交通安全活動を促進することにより子供の交通事故防止を図るボランティアです。

(警視庁)

新入学期や全国交通安全運動等の機会を通じて、登下校児童に対する交通安全指導、保護誘導活動等を推進し、子供の交通安全意識の醸成を図るとともに、通学路等の周辺を通行する車両に対する注意喚起を推進します。

(東京都交通安全協会)

(5) 妨害運転等防止に向けた安全運転に関する広報啓発

他の車両等の通行を妨害する目的で、車間距離不保持や急ブレーキ等の一定の違反行為をした場合、妨害運転に該当するとともに、重大交通事故につながる極めて悪質・危険な行為です。車両を運転する際は、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って、安全な運転を心がけるための広報啓発活動を推進します。

(警視庁)

(6) シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の推進

各種講習会や街頭キャンペーン等の機会を通じて、後部座席を含む全ての座席のシートベルト着用の徹底とチャイルドシートの正しい着用方法について広報啓発を推進します。

また、貸切バス等における乗客のシートベルト着用の徹底を図るため、旅客運送事業者等とも連携して、広報啓発活動を強化します。

(警視庁、東京都交通安全協会)

(7) 薄暮時及び夜間の交通安全対策の推進

薄暮時（日没の前後それぞれ1時間）や夜間における歩行者や自転車の交通事故を防止するため、子供や高齢者をはじめとする全ての年齢層を対象として、反射材用品等の視認効果や使用方法等について理解を深め、自発的な着用を促すための参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、関係機関・団体と連携し、シール式反射材やスポークリフレクターなど反射材用品の活用、外出時の目立つ色の服装習慣について、広報啓発活動を強化します。

(警視庁)

反射材の効果を体験できる「くらピカBOX」を活用し参加・体験型の交通安全教育を効果的に行い、反射材用品等や外出時における目立つ衣服の着用の普及啓発を図ります。

(都都民安全総合対策本部)

薄暮時及び夜間の交通事故を防止するため、視認性の高い反射材を取り入れた衣服等の着用について広報啓発を図るとともに、反射材用品の普及促進に努めます。

(東京都交通安全協会)

(8) ポスターの制作等を通じた啓発活動の推進

ポスターの制作を通じて児童の交通安全意識を高めることを狙いとして、「交通安全ポ

スターコンクール」を開催し、同コンクールで知事賞を受賞した作品等を交通安全運動ポスター等に活用し、子供の目線から交通事故防止を訴えていきます。

(都都民安全総合対策本部)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都都民安全総合対策本部	第13回東京都交通安全ポスターコンクール	年1回	0.8	都内全域 (対象は、都内在住又は在学の小学生)

(9) 自転車用ヘルメット着用促進に向けた啓発活動の推進

自転車用ヘルメット着用の促進を図るため、インターネット等を活用した広報啓発活動を実施し、社会全体におけるヘルメットの着用気運の醸成を図ります。

(都都民安全総合対策本部、警視庁)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都都民安全総合対策本部	ヘルメット着用促進事業	—	1.6	都内全域

(10) 運転中の携帯電話等の不使用の徹底

運転中に携帯電話等を使用することは重大な事故につながり得る極めて危険な行為であることから、運転者等に対し、引き続き、広報啓発を推進し、その不使用の徹底を図ります。

(都都民安全総合対策本部、警視庁)

(11) 特定小型原動機付自転車やペダル付き電動バイク等の電動モビリティの利用者等に対する啓発活動の推進

- ・ 電動モビリティの利用者等に対しては、関係事業者等と連携した広報啓発活動や各種街頭活動を通じて交通ルールの周知やマナー向上を呼びかけます。
- ・ 販売事業者に対しては、購入者にナンバープレートの取付け等、必要な手続の説明と安全な利用に関する注意喚起を依頼するなど、広報啓発活動を推進します。
- ・ 特定小型原動機付自転車については、16歳未満は運転禁止であることや、飲酒運転の禁止、ヘルメット着用の促進等を、また、ペダル付き電動バイクについては、車両区分に応じた運転免許や保安基準への適合、自動車損害賠償責任保険への加入等が必要であることを、若年層を中心に、ポスター・リーフレット、イベント等を通じて交

通ルールを周知します。

- ・ 交通に危険を及ぼす悪質・危険な違反行為を反復する特定小型原動機付自転車の利用者に対しては、危険性・改善点を考えさせるほか、自身の交通行動を気付かせた上で、その変容を促すことなどを観点とした特定小型原動機付自転車運転者講習を適切に受講させ、交通ルールの遵守を徹底させます。

(警視庁)

- ・ 関係機関や事業者団体等と連携を図りながら、若年層を中心に、ポスター・リーフレット、動画、HP、春・秋の全国交通安全運動の時機を捉えた SNS 広告等を通じて安全利用に向けた普及啓発を実施します。

(都都民安全総合対策本部)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都都民安全総合 対策本部	啓発活動の推進	—	6.3	都内全域

第3章 道路交通秩序の維持

〔施策の体系〕



1 指導取締りの強化

(1) 交通事故防止に資する交通指導取締りの推進

P D C Aサイクルに基づいた取締管理を徹底するとともに、重大交通事故の直接又は主要な原因となっている悪質性・危険性の高い飲酒運転、無免許運転、速度超過や信号無視、横断歩行者妨害等の交差点違反に重点を置いた指導取締りを推進します。

また、飲酒運転、無免許運転、又はこれらに起因する交通事故事件を検挙した際は、運転者の捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底し、酒類若しくは自動車等の提供罪、同乗罪等のほか、教唆・幫助行為等についても確実な立件に努めます。

(警視庁)

(2) 横断歩行者妨害違反の取締り

横断歩道手前の減速や横断歩行者優先等、歩行者の安全確保に向けた交通ルールへの浸透を図るため、重大事故に直結する横断歩行者妨害違反の指導取締りを推進します。

(警視庁)

(3) 通学路等における指導取締り

通学路における児童の安全を確保するため、交通事故の発生状況、地域住民からの取締り要望等を踏まえ、通学時間帯において、交通ボランティア等と協働し、交通違反の未然防止に主眼を置いた声掛けと注意喚起による交通安全指導を行うとともに、通行禁止違反をはじめとする児童の安全を脅かす交通違反に重点を置いた指導取締りを推進します。

(警視庁)

(4) 二輪車対策の推進

二輪車の死亡・重傷事故が多発している路線を重点に、悪質性・危険性の高い違反（飲酒運転、速度超過、交差点違反等）の指導取締りを実施するとともに、軽微な違反者等に対しても積極的な指導警告を実施するなど、安全運転意識の高揚を図ります。

(警視庁)

(5) 自転車利用者対策の推進

自転車利用者による交通事故を防止するため、交通ルール・マナーを守らない走行に対しては、自転車指導警告カード及び自転車安全マナーカードを活用した街頭指導を強化するとともに、ヘルメットの着用について働き掛けを行います。

また、悪質性・危険性の高い交通違反に対しては、自転車運転者講習制度の適用を視野に入れ、交通切符等による取締りを実施します。

(警視庁)

警視庁等と連携し、自転車安全利用T O K Y Oキャンペーン等の機会を活用し、街頭における効果的な啓発・指導を行います。

(都都民安全総合対策本部)

(6) 電動モビリティに対する指導取締り

特定小型原動機付自転車やペダル付き電動バイク等の電動モビリティ利用者による悪質・危険な交通違反に対して厳正に指導取締りを行います。

(警視庁)

(7) 携帯電話使用等の取締り

携帯電話の使用やスマートフォンの画像を注視していたことに起因する交通事故情勢を踏まえ、携帯電話使用等に対する罰則を引き上げる改正法が令和元年12月1日に施行されました。携帯電話使用等の違反は、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為であることから、指導取締りを推進します。

(警視庁)

(8) シートベルト着用及びチャイルドシート使用義務違反の指導取締り

シートベルト・チャイルドシート着用の徹底に向けた座席ベルト装着義務違反等の指導取締りを実施します。また、交通事故発生時における乗員の被害軽減を図るため、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用について指導を推進します。

(警視庁)

(9) 暴走族の取締り等

- ・ 暴走族や違法行為を敢行する旧車會グループ（暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者のグループ）に対しては、実態把握の強化と併せ、道路交通法をはじめ、あらゆる法令を適用し、検挙の徹底を図ります。
- ・ 被疑者の逮捕や使用車両の押収等を推進して、暴走族等の組織解体を図るとともに、大規模走行やい集が予想される場合は、集会主催者や会場管理者への指導等を推進して、暴走行為の抑止に努めます。
- ・ 暴走族等の実態に関する情報発信や関係機関・団体との連携強化を通じて、暴走族等のぐ犯性や迷惑性等を広く都民に周知し理解を求めるとともに、組織への加入防止や離脱支援活動を推進して、暴走族等を許さない社会環境づくりに努めます。

(警視庁)

(10) 整備不良車両の取締り

ア 指導取締りの実施

整備不良車両や不正改造車の走行は、道路交通の秩序を乱すとともに、排気ガスによる大気汚染や騒音等により、環境悪化の要因ともなっています。また、保安基準に適合していない自動車による爆音走行や公道上での競走行為等、危険かつ迷惑な行為を防止するため、関係機関と連携した上で指導取締りを実施していきます。

(警視庁)

イ 不正改造車を排除する運動等

暴走族等による不正改造車の排除及びダンプカーのさし枠装着車等の整備不良車両の運行防止を図るため、定期的に街頭検査を実施するほか、「不正改造車を排除する運動」を関係機関の協力を得て実施し、不正改造車の排除について、広く一般に周知します。

(関東運輸局)

(11) 過積載防止対策の推進

ア 過積載事犯取締り等

重大な交通事故となる確率が高い貨物車による交通事故を防止するため、制動機能に影響を及ぼすほか、交通公害（騒音・振動及び排気ガス）の要因となる積載物重量制限違反の指導取締りを実施します。

また、当該違反に係る各種行政処分 of 適正な執行により、使用者の背後責任等を厳しく追及し、過積載運行の根絶を図ります。

(警視庁)

- ・ 貨物自動車運送事業者に対する計画的な監査や公安委員会、東・中日本高速道路(株)等からの通知により、行政処分や事業者指導を通じて適正運行を推進します。
- ・ 当該違反に係る各種行政処分等の適正な執行により、使用者の背後責任等を厳しく追及し、過積載運行の根絶を図ります。

(関東運輸局)

イ 高速道路における過積載防止対策の推進

高速道路においては、交通の安全と道路構造の保全を図るため、交通管理者においては過積載車両に対して道路交通法に基づく取締りを実施します。また、道路管理者においては重量違反車両等に対して道路法に基づく取締りを実施します。

(警視庁、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株))

ウ 特殊車両通行許可制度

一定の大きさ、重さの制限値を超える特殊車両の道路法に違反する通行が依然として確認されていることから、関係機関と調整のうえ、指導・取締りのより一層の強化を図ります。

また、特殊車両通行許可制度に関する啓発活動を実施し、制度の周知徹底を図ります。

(関東地方整備局)

エ 過積載防止対策連絡会議等

「過積載防止対策連絡会議」を開催し、関係機関の過積載運行に対する対策や意見・情報交換を実施し、連携を図りながら事業の適正化に取り組みます。

(関東運輸局)

オ 過積載防止対策庁内連絡会議

東京都では「過積載防止対策庁内連絡会議」を設置して、都の公共工事等から過積載運行を行う車輛を排除するための防止対策を定め、工事現場の巡回調査や現場総点検の実施などの防止対策に取り組みます。また、過積載の危険性・弊害や関連する法令・罰則等の周知及び啓発を行っていきます。

(都都民安全総合対策本部)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都都民安全総合対策本部	過積載防止対策	—	1.0	都内全域 (ステッカー、パンフレットの作成)

(12) 高速道路における車両制限令*違反車両に対する取締強化

平成 26 年 5 月に国土交通省が、大型車両が及ぼす道路への劣化の影響を鑑み、悪質な違反者に対しては処分を厳罰化し、大型車両の通行の適正化を進める方針（「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」）を示したことを踏まえて、現在の取組を更に強化して実施します。

* 車両制限令

道路法 47 条の規定により、道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両についての制限をする政令として昭和 36 年 7 月に制定されたもので、車両重量の最高限度等を定めています。

ア 現地取締りの実施、指導又は措置命令

高速道路交通警察隊と高速道路会社とが緊密な連携を図り、取締りを実施します。更に、複数料金所での同時取締りや並行する一般道の道路管理者等と連携した取締り等により、取締効果の向上に取り組めます。

車両制限令違反車両に対しては、指導又は措置命令により、積載方法の是正、排除出口指定等の措置を講じます。

特に、重大な違反者に対しては、その場で積荷の分割により総重量の軽減措置を命じる等、厳正に対応します。

イ 自動軸重計カメラによる警告の実施

料金所や本線上で実施している重量の自動計測・カメラ画像に基づき、重量違反者への取締りを強化します。

ウ 反復違反者・悪質違反者への是正指導

現地取締りにおいて措置命令を受けた反復違反者や、自動軸重計カメラによる警告を受けた反復違反者等を対象とした違反者講習会を実施し、繰り返し違反することのないよう指導します。

また、講習会欠席者や悪質違反者には個別訪問を実施し、是正が見られない反復違反者や重量が基準の2倍以上の悪質違反者等に対しては警察への告発を実施する等、厳正に対処します。

エ 事業者への周知

高速道路交通警察隊と高速道路会社とが連携して違反車両の取締り強化等の啓発活動を実施するとともに、車両制限令違反禁止のチラシの配布やポスターの掲示、ホームページへの掲載等を行い、事業者等に周知を徹底して、法令を遵守させるようにします。

(警視庁、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株))

(13) 交通取締り用装備資器材の整備拡充

交通違反の取締りを適正かつ効果的に実施するため、各種取締り資器材の整備拡充を図るとともに、その研究開発にも努めます。

(警視庁)

(14) 自動車排出ガス及び騒音の取締り

一酸化炭素(CO)、炭化水素(HC)の濃度、自動車等の排気音について関係機関と連携して街頭検査を実施し、違反の取締りを推進します。

(警視庁)

(15) 危険物の輸送に関する指導取締り

タンクローリーやその他の車両による危険物の輸送、運搬は、その積荷の特性から大規模災害につながる潜在的危険があり、関係業界及び危険物運送事業者に対して、道路交通法令、消防法令その他関係法令を遵守し、交通事故防止と危険物輸送の安全確保について細心の注意を払うよう指導を徹底します。

また、化学物質等を輸送、運搬する場合の、イエローカード（物質の危険性状、消火方法、処理剤の活用等、事故の際必要な情報が記載されたデータシート）の携行を指導推進します。

（関東運輸局、東京消防庁、警視庁）

首都高速道路においては、東京港トンネルや山手トンネルなどの水底トンネル・長大トンネルにおいて、道路法の規定に基づき、危険物を積載する車両の通行が禁止又は制限されています。このため、危険物積載車両に対する法令遵守の啓発活動や現場取締りを実施します。

（首都高速道路(株)）

2 悪質な交通事故事件等に対する適正かつ緻密な捜査の推進・強化

(1) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進

組織的かつ重点的な捜査と客観的証拠に基づいた立証により適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進します。

（警視庁）

(2) 悪質・危険な妨害運転等に対する積極的な捜査の推進

他の車両等の通行を妨害する目的で行われる妨害運転等を認知した場合には、客観的な証拠資料を早期に収集し、妨害運転罪や危険運転致死傷罪（妨害目的運転）等のあらゆる法令の適用を視野に入れた積極的な捜査を推進します。

（警視庁）

(3) 悪質な交通事故事件等に対する厳正な捜査の推進

特定小型原動機付自転車やペダル付き電動バイク等の電動モビリティが起因する交通事故、飲酒運転や薬物を使用しての運転、信号無視違反等、悪質・危険な運転行為による死傷事故等については、危険運転致死傷罪等あらゆる法令の適用を視野に入れた厳正な捜査を推進します。

また、ひき逃げ事件については、迅速かつ的確な初動捜査を徹底するとともに、各種

交通鑑識資器材に加え、防犯カメラやドライブレコーダー等を効果的に活用し被疑者の早期検挙を図ります。

さらに、自動車の使用者等による悪質な違反行為の下命・容認事件、外国人運転手らによる白タク事件、交通事故を偽装した保険金詐欺事件等の巧妙化・国際化・多様化する交通特殊事件についても厳正な捜査を推進します。

(警視庁)

(4) 科学的な交通事故事件捜査の推進

実用化が進む自動運転車両等の事故原因解明には専門的技術・客観的証拠に基づいた交通事故事件捜査が不可欠であるため、交通鑑識体制の充実、ドライブレコーダー等各種映像解析による事故状況の解明、モバイルマッピングシステム等の最新資機材活用による、渋滞抑止・捜査員負担軽減等、交通事故事件捜査の基盤強化を図り、科学的な交通事故事件捜査を推進します。

(警視庁)

3 駐車秩序の確立

(1) 違法駐車取締り

ア 使用者責任の追及等

放置車両確認機関の適正かつ効果的な運用を図り、運転者責任が追及できない場合は、放置違反金制度による「車検拒否」や「車両使用制限命令」等を行い使用者の責任追及を徹底します。

(警視庁)

イ 重点的取締り

管内の違法駐車の実態を勘案し、地域住民の要望意見を踏まえたうえ、重点的に取締りを行う場所、時間帯等を定めた「取締り活動ガイドライン」を各警察署において策定、公表しており、これに沿った効果的な取締りを推進します。

特に、交差点や横断歩道、普通自転車専用通行帯、通学路、高齢者及び障害者利用施設周辺等における悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反に対する取締りを強化します。

(警視庁)

(2) 地域実態に応じた駐車規制の推進と駐車許可制度の適切な運用

荷さばき車両に配慮した駐車規制の見直しについては、適正な駐車秩序の確保の観点及び地域住民等の意見・要望等を勘案し、地域の実態に応じて推進します。

また、駐車許可については、申請者の負担軽減の観点から、申請手続の簡素合理化に努め、引き続き適切な対応に努めていきます。

(警視庁)

(3) 荷さばき駐車需要に応じた駐車スペースの確保

貨物車等の駐車需要に応じるため、道路環境、駐車需要、地域の駐車実態等を考慮した利用時間の設定及び貨物車優先枠の整備など、効果的かつ効率的なパーキング・メーター等の運用を促進します。

(警視庁)

(4) 路外駐車場の整備促進

再開発事業や、大規模小売店舗の建設計画を早期に把握し、二輪車を含めた適正規模の駐車場整備及び既存駐車場の有効利用について自治体をはじめ、関係機関等に働き掛けを行います。

(警視庁)

(5) 駐車関係機関、団体との連携

東京都駐車対策協議会を通じて、都内における駐車対策に関する意見や実態等について、関係行政機関及び関係団体等が情報交換を行い、総合的な駐車対策を推進して、駐車秩序の向上を図ります。

(警視庁)

(6) 違法駐車抑止に向けた広報啓発活動

地域交通安全活動推進委員（協議会）による積極的な活動を促進し、地域住民の違法駐車抑止気運の盛り上げを図ります。

また、自治体、関係機関・団体等との連携を強化し、違法駐車抑止キャンペーンを実施するとともに、チラシ等の作成・配布や各種機関紙（誌）への掲載など、広報啓発を積極的に進め、違法駐車抑止を呼び掛けます。

(警視庁)

(7) 違法駐車等防止条例の運用支援

違法駐車等防止条例の制定自治体と連携を密にし、条例制定の趣旨が十分に活かされるよう効果的な運用を支援することにより、地域の駐車秩序を確立し、交通の安全と円滑化を図ります。

(警視庁)

(8) 自動車の保管場所確保の徹底

自動車の保管場所証明・届出事務を適正に実施するとともに、車庫代わり駐車、長時間駐車等の違反・車庫飛ばし事件等の検挙及び指導取締りを推進し、自動車の保管場所の確保等に関する法律の効果的な運用に努めます。

(警視庁)

(9) 放置自転車対策の推進

ア 放置自転車の実態調査

区市町村を通じて駅前の放置自転車の実態等について調査を実施し、結果を取りまとめ公表し、放置自転車対策の推進に役立てています。

(都都民安全総合対策本部)

イ 駅前放置自転車クリーンキャンペーンの推進

区市町村、鉄道事業者及び関係機関・団体との幅広い連携の下、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を広域的に実施するなど、自転車利用者に対して自転車の放置防止と自転車駐車場利用促進の啓発活動を行い、自転車の駐車秩序の確立を図ります。

(都都民安全総合対策本部、警視庁)

ウ 駅前放置自転車対策事業に関する知事感謝状の贈呈

都内の駅前放置自転車対策事業に功労があった団体や個人に対し、知事名による感謝状を贈呈することにより、駅前放置自転車対策の促進を図ります。

(都都民安全総合対策本部)

(10) 自転車等の駐車場所の確保等の推進

自転車安全利用条例及び自転車安全利用推進計画に基づき、顧客等による自転車の駐車需要を生じさせている事業者や自転車通勤を認めている事業者による自転車等の駐車場所の確保等の取組を推進します。

(都都民安全総合対策本部)

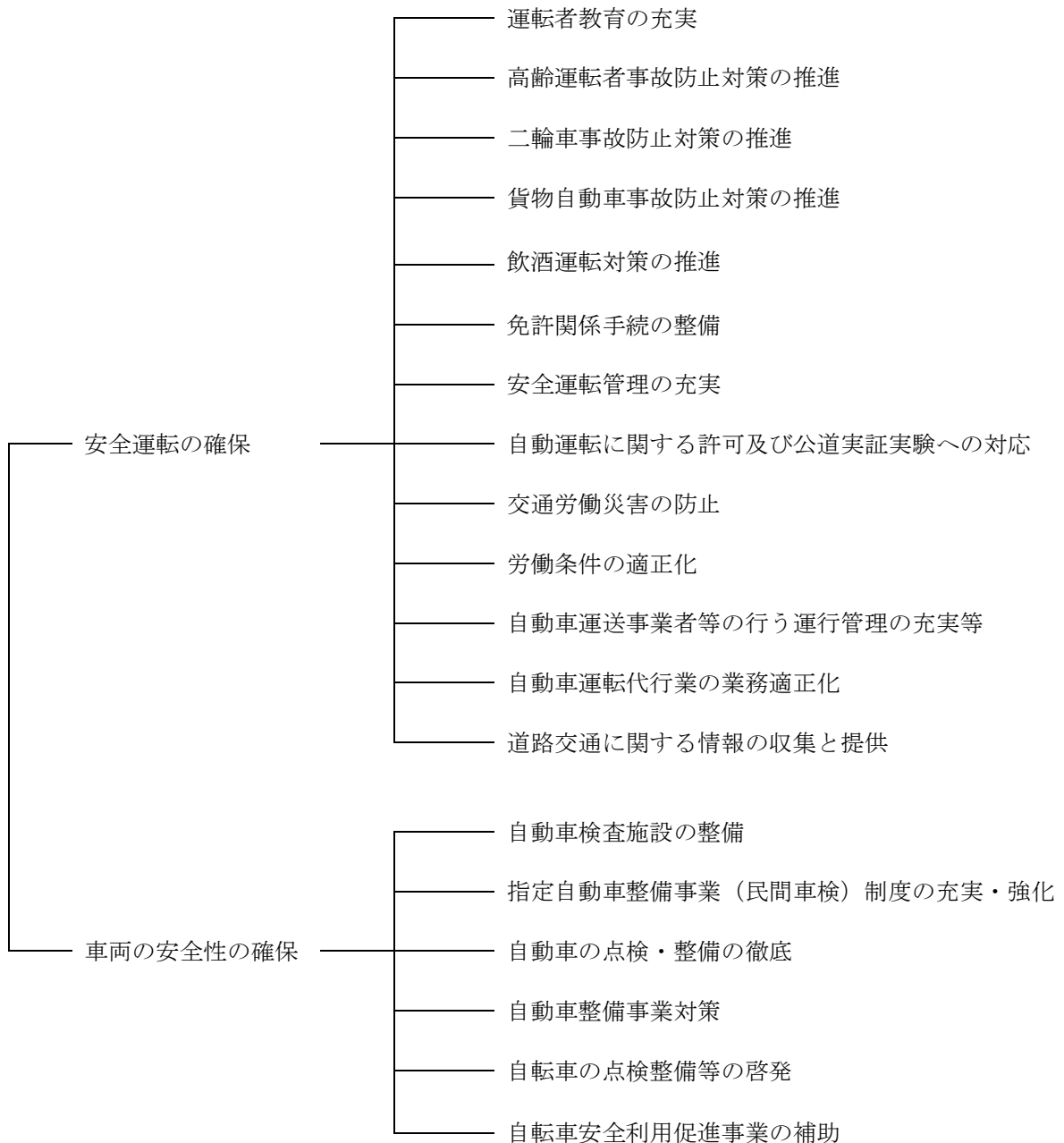
(11) 自転車等駐車場の利用の促進

都内の自転車等駐車場の情報を、インターネット等で地図情報を公開している事業者に提供し、インターネット等に公開されている地図に、自転車等駐車場の場所等の情報を表示することにより、自転車等駐車場の利用を促進します。

(都都民安全総合対策本部)

第4章 安全運転と車両の安全性確保

〔施策の体系〕



1 安全運転の確保

(1) 運転者教育の充実

ア 運転者教育の効果的推進

最近の交通情勢を踏まえ、交通教育の一層の充実を図るため個々の心理的・性格的な適性を踏まえた教育、交通事故の悲惨さの理解を深める教育、自らの身体機能の状況や健康状態について自覚を促す教育などの随時見直しを行い、運転に必要な知識と判断能力を習得させるための運転者教育の充実に努めます。

特に、高齢者をはじめとする交通弱者に対する思いやりのある交通安全意識の高揚の促進や交通事故の被害者、遺族の声を反映した運転者教育の充実に努めます。

また、公安委員会指定自動車教習所においては、「運転適性検査」の結果を教習課程に反映させ、個々の運転特性に応じた的確な運転行動をとることができる運転者教育のほか、運転免許取得者教育の認定制度の活用により、地域の交通安全教育センターとしての機能の充実に努めます。

(警視庁)

イ 運転免許取得時講習の充実

運転免許取得時講習（大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、原付講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習、普通旅客車講習及び応急救護処置講習）を効果的に実施するため、講習に必要な体制の整備と講習委託先への指導監督に努めます。

(警視庁)

ウ 更新時講習の充実

交通事故の減少を図るため、運転免許証の更新の際に受講する更新時講習（優良、一般、違反、初回）において、最近の交通事故の現状と対策等についての講義を行うほか、受講者の態様に応じた特別学級の編成、講習指導員の適正な人員の確保及びその資質向上、講習資器材の高度化並びに講習内容及び講習方法の充実に努めます。

また、令和7年3月から導入されたマイナ免許証所持者に対するオンライン講習（優良、一般）について、講習効果を高めるよう創意工夫するとともに、警視庁ホームページなど広報媒体を活用した広報啓発に努め、受講促進に努めます。

(警視庁)

エ 違反者に対する運転者教育の充実

- ・ 運転免許の取消処分を受けた者が受講する取消処分者講習では、講義、運転適性検

査、実車による運転指導、運転シミュレータ操作による指導、体験談によるグループ討議、カウンセリング等により、受講者の特性を踏まえた効果的な運転者教育を行います。

- ・ 運転免許の停止処分等を受けた者が受講する停止処分者講習では、講義、運転適性検査、実車による運転指導、運転シミュレータ操作による指導により、安全運転に向けた運転者教育を実施します。
- ・ 軽微違反等の累積により一定の点数に該当した者が受講する違反者講習では、運転適性検査、交通法令及び安全運転の指導のほか、「交通安全活動体験講習（歩行者の保護誘導活動等）」又は「実車による運転指導」を実施し、運転者の資質の向上を図ります。
- ・ 運転免許取得後1年未満の者が、違反等により一定の基準に該当した場合に受講する初心運転者講習では、運転意識の改善指導、運転適性検査、実車による運転指導、危険予知訓練等を実施し、安全運転の指導を行います。
- ・ 若年運転者運転期間（特例を受けて第二種、大型及び中型運転免許を取得してから本来の受験資格要件が定める年齢に達するまでの間）に違反をして一定の基準に該当した場合に受講する若年運転者講習では、運転適性検査に基づく運転意識の改善指導、実車による運転指導、危険予知訓練等を実施し、安全運転の指導を行います。

（警視庁）

オ 交通短期保護観察処分者に対する交通安全教育

交通短期保護観察*処分に付された少年に対し、講習会時に命の大切さや社会的責任に関する内容を中心とした交通安全教育を実施します。

* 交通短期保護観察

自動車運転死傷処罰法違反や重大な道路交通法違反等で保護観察処分に付された少年のうち、家庭裁判所から保護観察の期間は短期が相当であるという処分勧告があった者に対し、交通違反の再発を防止し、交通法規に対する理解を深めさせ、安全運転に関する知識の向上と安全運転態度の形成を図るために実施されている制度

（都都民安全総合対策本部）

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都都民安全総合対策本部	交通短期保護観察処分者講習会 (法務省から講師依頼)	年6回	—	対象は、交通短期保護観察処分者

カ 指定自動車教習所に対する指導監督の強化

指定自動車教習所における教習内容の充実と教習水準の向上を図るため、指導監督を強化するほか、初心運転者の事故率を随時公表し、教習業務に反映させます。

また、二輪車による交通死亡事故を抑止するため、運転技術はもとより、交通安全意識及び交通マナーの向上を図る教習を推進します。

(警視庁)

キ 運転免許申請時・運転免許証更新時における正しい申告の徹底

一定の症状を呈する病気等に関する質問票の交付・提出制度に関し、虚偽記載した質問票の提出には罰則があること及び一定の病気等を理由として免許の取消処分を受けた者は、取消処分の日から3年以内に運転免許再取得可能な病状に回復した場合には運転免許試験の一部が免除されることを都民に周知することにより、正しい病状申告を促進します。

また、質問票の記載内容等により一定の病気等を有する者である疑いがある場合には臨時適性検査を実施し、検査結果に基づく運転免許の停止及び取消し等の行政処分を適切に行います。

(警視庁)

(2) 高齢運転者事故防止対策の推進

ア 高齢運転者向け運転適性検査機器等の活用

視力や視野を含む身体機能の変化について自覚させるため、運転適性検査器材を使用して運転行動に必要な基本的動作機能を検査し、検査結果に基づいた安全運転の心構えを指導するとともに、個々の能力や特性に応じた高齢運転者教育を行います。

(警視庁)

イ 認知機能検査及び高齢者講習の円滑な受検・受講への対応

75歳以上の運転免許保有者の更新手続を適正かつ円滑に進めるため、府中運転免許試験場、鮫洲運転免許試験場、江東運転免許試験場、滝野川庁舎及び八王子分室において認知機能検査を実施します。また、認知機能検査のWEB予約の利用を促進するほか、警視庁ホームページを活用した高齢者講習等の予約状況や近隣教習所への無料バス発着駅の情報提供、高齢者講習等のお知らせはがきによる分かりやすい手続案内など、円滑な受検・受講に努めます。

(警視庁)

ウ 高齢者講習等の充実

- ・ 70歳以上の運転免許更新者に対する高齢者講習については、交通事故の現状及び交通事故の実態等の講義や安全運転に関する視聴覚教養、運転適性検査を行うとともに、普通自動車対応免許所持者に対して実車による運転指導等を実施し、加齢に伴って生じる身体機能の低下が運転に及ぼす影響を理解するための講習を行います。
- ・ 75歳以上の運転免許更新者に対しては、高齢者講習に加えて認知機能検査を実施し、認知症のおそれがあると判断された場合には診断書の提出命令を行うほか、必要に応じて運転免許の取消処分等を行います。
- ・ 認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為を行った75歳以上の高齢運転者に対し、更新時とは別に臨時の認知機能検査を実施するとともに、臨時認知機能検査の結果、認知機能の低下のおそれが認められた場合には、臨時の高齢者講習を実施します。
- ・ 75歳以上で一定の違反歴のある高齢運転者を対象とする運転技能検査制度を適切に運用するなど、加齢に伴う運転技能の低下に着目した対策を推進します。

(警視庁)

エ 臨時適性検査等の円滑な運用

- ・ システムを活用した受検管理による定期的な臨時適性検査等の実施に努めるとともに、高齢運転者等に対して分かりやすく丁寧な制度説明を行います。また、各自治体、医師会及び関係部局と連携し、医師の届出制度の周知や公安委員会の認定医師の拡充、医療系専門職（保健師）の効果的な運用等に取り組みます。
- ・ 一定の病気等の疑いのある運転者に対して、診断書の提出を求めるとともに、提出に応じない者に対しては「診断書提出命令違反」として行政処分を執行するなど、危険性の高い運転者を道路交通の場から早期排除します。

(警視庁)

オ 高齢運転者に対する交通安全教育の推進

高齢運転者に対しては、横断歩道における歩行者の優先等、安全な運転に必要な知識・技能の再確認のため、通行の態様に応じた参加・体験・実践型の講習会の実施に努めます。

また、安全運転サポート車（衝突被害軽減ブレーキ及びペダル踏み間違い急発進抑制装置等の先進技術を搭載した自動車をいう。略称「サポカーS」）については、各種機会を利用して、関係機関・団体等と連携しながら普及啓発を推進しつつ、その利用に当たっては病院等のデジタルサイネージ等を活用するなどその注意点等について効果的

に理解の促進を図ります。

(警視庁、都都民安全総合対策本部)

カ 高齢者支援施策等の推進

高齢者が関わる交通事故の減少を図るため、高齢者やその家族の多くが利用する、病院や公共交通機関などのデジタルサイネージを活用して、運転免許自主返納制度の普及及び運転経歴証明書を提示することによる優待制度に関する広報啓発動画を放映し、高齢者の運転免許自主返納を促進します。

また、自治体、公共交通機関等に対し、運転免許を自主返納した高齢者に対する継続的な支援を働き掛けに努めます。

(都都民安全総合対策本部)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都都民安全総合 対策本部	運転免許自主返納普及啓発チラシ	年1回	14.0	都内全域
	高齢運転者交通安全対策普及啓発広報	年2回 (夏・冬)	45.6	都内医療施設、公共交通機関、商業施設等のデジタルサイネージ

(3) 二輪車事故防止対策の推進

ア 二輪車利用者の交通安全意識の高揚

二輪車運転者に対し、関係機関・団体と連携した二輪車実技講習をはじめ、参加・体験・実践型の交通安全教室を積極的に実施します。

また、自体防護としてヘルメットのあごひもの確実な結着及び胸部プロテクターの着用促進を図ります。

(警視庁)

二輪車の交通事故を防止するため、警視庁、二輪車関係団体等と連携し、二輪車運転者の安全運転意識の高揚と運転技能の向上を図るため、「第53回二輪車安全運転東京大会」を始め各種二輪車実技講習会を開催するとともに、二輪車安全運転指導員の養成及び研修会を実施します。

(東京都交通安全協会)

イ セーフティドライブ・コンテストの実施

二輪車・四輪車関係機関及び二輪車・四輪車を利用している事業所や学校等に対して、チーム又は個人で参加し、一定期間内の無事故・無違反達成を目指す「セーフティドライブ・コンテスト」への積極的な参加勧奨を推進して、交通安全意識の高揚を図ります。

(警視庁)

ウ 二輪車安全運転推奨シール交付制度

実技教室への積極的な参加を促すため、二輪車安全運転推奨シールを受講者に対して交付し、模範運転者としての自覚を促し、交通安全意識の高揚を図ります。

(警視庁)



二輪車安全運転推奨シール（参加シール）

エ 協力団体等を通じた交通安全活動の推進

二輪車業界やデリバリー業界等の二輪車を販売又は業務等で利用する団体や事業者との連携を保ち、二輪車交通事故防止に資する情報の提供や交通安全教育等の実施により、交通安全意識の高揚を図ります。

(警視庁)

(4) 貨物自動車事故防止対策の推進

ア トラックストップ作戦等を通じた広報啓発活動

関東管区警察局及び神奈川・千葉・埼玉県警察と情報共有を図り、効果的かつ広範な情報発信を行うとともに、トラックターミナルや都県境の主要道路において、関係機関・団体等との連携により、個々のドライバーに対する交通安全情報を活用した直接的な情報発信を行うとともに、「あおり運転」の防止、迷惑行為を受けた場合の通報等の呼び掛けなど、広報啓発活動に努めます。

(警視庁)

イ 児童等に対する交通安全教育の推進

関係機関・団体等と連携し、小学校校庭等に貨物自動車を持ち込むなどの方法により、児童に対する貨物自動車の特性、死角等に関する教育を行うほか、貨物自動車の運転者に対しても、運転特性等の知識を深める交通安全教育を推進し、交通安全意識の向上を図ります。

(警視庁)

(5) 飲酒運転対策の推進

ア 飲酒運転前歴者に対する再犯防止教育

飲酒運転前歴者の再犯を防止するため、アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション、ディスカッション等による取消処分者講習のカリキュラムの充実を図るとともに、同講習において治療機関等の情報提供を行うなど、アルコール依存症のおそれのある者が、相談や治療に行くきっかけとなる取組を推進します。

(警視庁)

イ アルコール依存症者等への支援（精神保健福祉センターにおける相談の実施）

都立(総合)精神保健福祉センターでは、アルコール関連問題等に係る精神保健福祉相談やアルコール依存症者とその家族に対する特定相談を実施しています。

(都福祉局)

(6) 免許関係手続の整備

ア 各種免許関係手続の利便性向上のため、一層の簡素・合理化を図り、免許手続の来場予約制やマイナ免許証への対応をはじめ、各種運転免許手続について、警視庁ホームページ、運転免許手続案内及びチャットボットなどの広報媒体を有効に活用して広報啓発に努めます。

イ 運転に自信の無い方や技能試験受験者等へ、運転免許試験場の運転コース開放による練習場所の確保に努め、運転免許取得希望者等の利便を考慮した運転免許行政を推進します。

ウ 運転免許試験の多言語化と適正水準の維持

増加する外国人受験者に対応するため、多言語対応の受験機会を増やせるよう、タブレットの活用を推進するとともに、複数の出題パターンを作成し、試験問題を定期的に更新します。

(警視庁)

(7) 安全運転管理の充実

ア 安全運転管理者及び副安全運転管理者

安全運転管理者及び副安全運転管理者に対し、自動車の安全な運転に必要な知識及び運転者に対する交通安全教育に必要な知識、技能等の講習を充実し、その資質と管理技

能の向上を図ります。

また、運転前後の運転者に対する目視等及びアルコール検知器による酒気帯びの有無の確認等、道路交通法施行規則の一部改正により拡充された安全運転管理者の業務について周知を図ります。

(警視庁)

イ 安全運転管理指導者制度

自動車運転適性検査担当者や、全日本交通安全協会が行う指導者養成講習修了者などの安全運転管理指導者において、管轄区域内の事業者等における管理実務の指導、運転適性検査の実施等を支援し、安全運転管理の充実を図ります。

(警視庁)

(8) 自動運転に関する許可及び公道実証実験への対応

道路交通の安全・円滑に資することが見込まれる自動運転について、安全を確保しつつ、その実現が図られるよう、関係部局等と連携を図り、自動運転に関する許可及び公道実証実験が円滑に推移するよう取り組みます。

(警視庁)

(9) 交通労働災害の防止

ア 交通労働災害防止ガイドラインの周知・徹底

事業場における交通労働災害防止のための管理体制の確立、適正な労働時間等の管理・走行管理の実施、教育の実施、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚、荷主・元請事業者による配慮等を内容とする「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知・徹底を図ります。

(東京労働局)

イ 関係団体が実施する交通労働災害防止活動の指導援助

関係団体が実施する交通労働災害防止活動について必要な指導援助を行います。

(東京労働局)

(10) 労働条件の適正化

ア 労働条件に関する監督・指導

自動車運転者を使用する事業場に対して、労働基準法等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)等に基づき、監督・指導を実施し、労働時間管理の徹底、労働条件の改善を図ります。

また、関係法令違反により交通事故を発生させる等問題のある事業場については、必要に応じ司法処分を行う等、厳正に対応します。

(東京労働局)

イ 自動車運転者の労働時間等の改善対策

自動車運転者について、時間外労働の上限規制に関する規定及び改正後の改善基準が令和6年4月1日から適用されたことから、あらゆる機会を通じ、自動車運転の業務における労働時間に関する法制度等の周知を図り、長時間労働削減に向けた労使の自主的な取組を一層促進します。

また、貨物自動車運送業については、発着荷主等に対し、自動車運転者に係る長時間の恒常的な荷待ちの改善等に努めることについて、要請を行います。

(東京労働局)

ウ 関係行政機関との連携

東京労働局、関東運輸局東京運輸支局、警視庁の三者で構成される「自動車運送事業に係る関係行政機関連絡協議会」の運営を通じて、引き続き連携を図ります。

また、関係行政機関との間における通報制度を確実に運用するとともに、東京労働局と関東運輸局東京運輸支局とで協議の上、合同監督・監査を実施します。

この他、国土交通省のトラック・物流Gメンによる発着荷主等に対する働きかけ等に、東京労働局の荷主特別対策担当官が参加する等連携します。

(東京労働局、関東運輸局、警視庁)

(11) 自動車運送事業者等の行う運行管理の充実等

ア 運行管理者制度の充実・徹底

運行管理者の資質の向上を図るとともに、業務前の点呼においてアルコールチェックを徹底させるなどして飲酒運転の根絶を図るほか、運行管理の徹底を図り、安全運行の推進に努めます。

また、運行管理者資格者証制度の適正な推進に取り組みます。

(関東運輸局)

イ 運送事業者等に対する指導・監督

- ・ 自動車運送事業者等に対して、運行管理の徹底を図るため、監査体制の強化、監査対象の重点化及び新たな監査方法の導入等により、効率的、効果的な指導監督に取り

組みます。

- ・ 事業者団体等関係団体を通じた指導についても、あわせて取り組みます。
- ・ 自動車運送事業者に対して、運輸安全マネジメント（経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し、安全性向上のための計画を作成し、実行、チェック、改善を繰り返すことによって輸送の安全のレベルアップを図る仕組み）の浸透・定着を図ります。
- ・ 関東運輸局、警視庁、交通関係団体等の関係機関・団体が連携し、効果的な運送事業者等に対する指導・啓発に取り組みます。

（関東運輸局、警視庁）

ウ 事故情報の多角的分析

- ・ 自動車運送事業者に係る事故情報の収集を充実強化します。
- ・ 収集した事故情報の分析を行うとともに、その結果の有効活用を図ります。
- ・ 事業用自動車による重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等の情報が掲載されているメールマガジン「事業用自動車安全通信」の活用を運行管理者に対する講習等の機会を捉えて推進します。
- ・ 事業活動に伴う交通事故抑止を一層推進するため、映像記録型ドライブレコーダー等、安全運転の確保に資する車載機器等の普及に向けた働き掛けに努めます。

（関東運輸局、警視庁）

エ 運行管理者等に対する指導講習の充実

- ・ 安全指導業務の講習認定実施機関による運行管理者等に対する指導講習について、近年増加している運転者の健康状態に起因する事故、過労運転による事故に関する視聴覚機材の活用等により講習内容の充実を図ります。
- ・ 事故を惹起した運送事業者の運行管理者に対する特別な講習について、講習内容の充実を図り、運行の安全を確保するための指導の徹底を図ります。
- ・ 貸切バス事業は、コロナ禍において低迷した観光需要の回復期にあるところ、安全を軽視した事業が行われないよう監査等を通じて指導を行います。

（関東運輸局）

オ 事業用自動車運転者に対する安全教育、適性診断受診の徹底

事業用自動車の運転者には、事業者が運転者に安全教育を実施する場合の教育指針（平成13年8月20日国土交通省告示第1366号及び平成13年12月3日国土交通省告

示第1676号)を周知徹底するとともに、事業者に対し、事故惹起運転者、初任運転者、高齢運転者に対する特別な教育、適性診断の受診等の徹底を図ります。

(関東運輸局)

同指針に基づき、会員事業所所属の初任運転者等の指導監督を推進します。

また、会員事業所所属の運転者の適性診断の受診を促進します。

(東京ハイヤー・タクシー協会、東京バス協会、東京都トラック協会)

カ 運行管理の高度化及び先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援

ＡＳＶ（先進安全自動車）、運行管理の高度化機器（デジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダー）、過労運転防止機器の導入を支援し、事故防止を図っていきます。

(関東運輸局)

会員事業者に対して、運行管理の高度化機器（デジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダー）のほか、バックアイカメラ、側方衝突監視警報装置やアルコールインターロックなど安全に資する装置の導入を促進するとともに、高度な点呼機器の活用によるＩＴ点呼（遠隔点呼、業務後自動点呼）の実証実験の結果を踏まえ、国が定めた要件を満たす機器・システムを用いて、遠隔拠点間で行う点呼に適正に対応し、その普及を図ります。

また、睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）、脳血管疾患のスクリーニング検査の支援や点呼時等における血圧測定による脳血管疾患の発症予防のため、血圧計の導入促進を支援し、健康起因事故等の防止を図っていきます。

(東京都トラック協会)

会員事業者に対して、運行管理の高度化機器（デジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダー）のほか、衝突被害軽減装置など安全に資する装置の導入を促進します。また、高度な点呼機器の活用によるＩＴ点呼（遠隔点呼、業務後自動点呼）の実証実験の結果を踏まえ、国において定められている指針に基づき、適正に対応するとともに、その普及を図ります。

(東京バス協会)

会員事業者に対して、運行管理の高度化機器（デジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダー）や衝突被害軽減装置など安全に資する装置を搭載した車両（セーフティカー・サポートカーＳなど）の導入を促進します。

(東京ハイヤー・タクシー協会)

キ エコドライブの推進

急加速や急減速を行わないなど環境に配慮した自動車の運転であるエコドライブは、燃費向上だけでなく安全運転による交通事故防止にも効果があるため、事業者や運転者に対して普及啓発を行っていきます。

(都環境局)

自動車運送事業者に対し、エコドライブの普及を図ります。

(関東運輸局)

会員事業者に対し、エコドライブの普及を図ります。

(東京ハイヤー・タクシー協会、東京バス協会)

継続的なエコドライブ活動を実践するため、安全と環境に優しい「グリーン・エコプロジェクト事業*」を推進します。

* グリーン・エコプロジェクト事業

車両1台ごとの1か月間の走行距離と給油量をシートにより把握し、燃費データベースを構築し、データベース化された燃費データをドライバー教育に活用し、継続的なエコドライブ活動を支援します。

なお、東京都トラック協会では、グリーン・エコプロジェクト事務局を設置して支援しています。

(東京都トラック協会)

ク 「事業用自動車総合安全プラン 2025」に基づく対策の実施

令和3年に改訂された「事業用自動車総合安全プラン 2025」(計画期間: 令和3年～令和7年)による事故削減目標の達成に向けて、関係機関、団体との緊密な連携のもと、交通安全対策を推進します。

(関東運輸局、東京ハイヤー・タクシー協会、東京バス協会、東京都トラック協会)

ケ 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等

利用者が安全性の高い貨物自動車運送事業者を選択することができるようにするとともに、貨物自動車運送事業者全体の安全性向上に資するものとして、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が実施している、「貨物自動車運送事業安全性評価事業」(Gマーク制度)を、促進します。

また、国、地方公共団体及び民間団体において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら

該当事業所が積極的に選択されるよう努めます。

(関東運輸局)

コ 貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）の推進

トラック運送事業者の安全対策等について、その取組を評価し、一定の基準をクリアした事業所を「安全性優良事業所」として認定する「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク制度）の認定拡大に向け、説明会、相談会の増回及び荷主、利用者への周知活動を積極的に展開します。

(東京都トラック協会)

サ 乗務員に対する事故防止啓発活動の推進

乗務員の事故防止意識の高揚を図るため、「タクシー事故ゼロの日」や「交通安全日」、「二輪車・自転車安全日」、「交通死亡事故ゼロ運動」、深夜帯等の路上寝込み者等発見時の通報及び保護活動、早めのライト点灯、こまめなライト上向き走行、シートベルトの正しい着用、降積雪時におけるスリップ事故防止対策、全国交通安全運動、輸送等の安全総点検、T O K Y O交通安全キャンペーン等を推進します。

また、道路交通法の改正に伴い、「ながら運転」及び「あおり運転」の禁止を啓発するほか、「あおり運転」現認時の警察へのドライブレコーダーの提供等、捜査協力に努めます。

(東京ハイヤー・タクシー協会)

シ 貸切バス等の乗客に対するシートベルトの確実な着用の徹底

乗客にシートベルト着用が義務付けられている貸切バス等にあつては、運転者やバスガイド等の乗務員による呼び掛けアナウンスや車載テレビによる広報、座席シート背面へのシール貼付、チラシの配布等の他、乗務員による出発前の着用確認により、シートベルトの確実な着用の徹底に努めます。

(東京バス協会)

ス 貸切バス安全性評価認定の取得の促進

公益社団法人日本バス協会が実施する貸切バス事業者の安全性評価認定制度（一ツ星から五ツ星）について、会員事業者の取得を支援します。

(東京バス協会)

セ 貸切バス適正化事業（巡回指導）の推進

平成 28 年 1 月に発生した軽井沢スキーバス転落事故を受け設立された、関東貸切バス適正化センターが実施する巡回指導業務について、同センターと業務委託契約を締結し、1 年に 1 回、会員事業者の貸切バス営業所を訪問し、巡回指導を実施します。

(東京バス協会)

(12) 自動車運転代行業の業務適正化

「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に基づく認定等を適切に行うとともに、自動車運転代行業者に対する立入検査等により自動車運転代行業の適正な業務運営の確保に努めます。

(警視庁、都都民安全総合対策本部)

(13) 道路交通に関する情報の収集と提供

ア 高度道路交通システム（ITS）の推進

最先端の情報通信技術（ICT）を用いて人と道路と車とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的とした ITS を引き続き推進します。

現在、世界的に自動運転の実現に向けた実証・実装が進められているところであり、自動運転時代の次世代の ITS 通信の利用イメージとそれを支える通信システムの在り方などについて検討を進めます。

(関東総合通信局)

イ 高速道路情報の提供

巡回中のパトロール車からの無線通報、お客様からの非常電話や道路緊急ダイヤル（#9910）、CCTV 監視カメラや車両感知機等の各種機器等により情報を収集し、道路交通に関する情報を可変情報板、ハイウェイラジオ、ハイウェイ情報ターミナル、VICS、みちラジ（情報提供アプリ）等により迅速かつ的確に提供します。

(東日本高速道路(株)、 中日本高速道路 (株))

ウ 首都高速道路情報の提供

(ア) 正確で即時性の高い道路交通情報の提供

首都高をより安全・安心・快適に利用するための安全情報、所要時間情報などの道路交通情報について利用者ニーズを踏まえ提供します。

(イ) ネットワークを活用するための道路交通情報の提供

都心環状線と中央環状線を核とするネットワークによる複数の経路選択が可能で

あることから、わかり易い経路選択情報を提供します。

(ウ) 情報提供装置の高度化

上記(ア)、(イ)の施策を進めるため、既存の情報提供装置の高度化・効率化及びパーソナルメディアの活用を進めます。また、国の動向等を踏まえ高度道路交通システム（ITS）を活用した情報を引き続き提供します。

（首都高速道路(株)）

エ 気象情報等の充実

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象を的確に把握し、特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表及び迅速な伝達に努めるとともに、これらの情報の質的向上に努めます。

さらに、気象、地震、津波、火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有やICTを活用した観測・監視体制の強化を図るものとします。このほか、広報や講習会等を通じて気象知識の普及に努めます。

（東京管区気象台）

2 車両の安全性の確保

(1) 自動車検査施設の整備

独立行政法人自動車技術総合機構は、自動車の安全確保と環境保全のため、厳正かつ公正・中立に保安基準適合性の審査業務に当たることとし、不当要求防止対策の充実、新基準に対応した審査方法等の整備及び審査方法の改善に努めるとともに、検査情報の電子化等による検査の高度化（新規検査等の高度化による不正な二次架装及び不正受検の防止や検査情報の有効活用）を図ります。

（独立行政法人自動車技術総合機構）

(2) 指定自動車整備事業（民間車検）制度の充実・強化

ア 指定工場の拡大

優良な設備、技術及び管理組織を有する認証工場の指定整備工場化を積極的に推進するとともに、既存の指定工場の一層の活用を図ることにより、指定整備率の向上に努めます。

（関東運輸局）

イ 指定整備事業の指導監督の充実

指定整備事業の適正な運営を図るため、効果的な監査を実施するとともに、事業者等に対する研修会、講習会等、あらゆる機会を通じて指導・監督に努めます。

(関東運輸局)

(3) 自動車の点検・整備の徹底

ア 定期点検整備等の充実

- ・ 関係機関、関係団体の協力を得て、「自動車点検整備推進運動」を、年間を通じて実施します。
- ・ 9月1日から10月31日まで(予定)の2か月間を「自動車点検整備推進強化月間」として展開し、広く一般に点検・整備の重要性を啓発するほか、自動車使用者に対して適正な保守管理の実施を促すため、一般ユーザーを対象とした自動車点検整備教室等を積極的に開催します。

(関東運輸局)

イ 不正改造車の排除

- ・ 関係機関、関係団体の協力を得て、「不正改造車を排除する運動」を、年間を通じて実施します。
- ・ 6月1日から30日までの1か月間を「不正改造車を排除する運動の強化月間」として展開し、広く一般に自動車の不正改造防止についての広報活動を行うとともに、不正改造車に関する情報収集体制を整備して情報の収集に努め、その情報に基づき適切な措置を講じます。
- ・ 不正改造車を対象とした街頭検査を実施し、不正改造車の排除に努めます。

(関東運輸局)

ウ 街頭検査、整備管理者研修、自動車運送事業者の監査等の実施

- ・ 整備不良車両の運行の防止を図るため、定期的に街頭検査を実施するほか、不正改造車排除運動期間、春・秋の交通安全運動期間及び年末年始の輸送等に関する安全総点検期間中に、関係機関と連携して街頭検査を集中的に実施します。
- ・ 自動車運送事業者に対して、点検・整備の充実を図るため、監査等を通じて指導を行います。
- ・ 整備管理者に対しては、点検・整備に関する知識及び技術に関する研修会を開催する等、資質の向上に努めます。

(関東運輸局)

(4) 自動車整備事業対策

ア 自動車の新技術への対応

- ・ 自動車の新技術の開発に対応した自動車整備士の新技術の習得及び資質の向上を図るため、整備主任者研修において、実習を含めた技術研修を引き続き実施します。
- ・ 自動車整備士養成施設の教育内容の充実について指導するとともに、自動車整備士技能検定試験を通じて、新技術に対応する自動車整備士の育成に努めます。

(関東運輸局)

イ 自動車特定整備事業の適正化及び指導

- ・ 近年の自動車技術の高度化、自動車ユーザーニーズの多様化、労働力不足等に的確に対応するため、事業の適正化及び近代化を推進します。
- ・ 自動車特定整備事業における関係法令の遵守と点検・整備の適正な実施の徹底のため、自動車整備事業の関係団体の組織活動を充実させるとともに、自動車特定整備事業者に対して、随時立入検査を実施するなどして指導監督を強化します。

(関東運輸局)

(5) 自転車の点検整備等の啓発

自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助機付自転車（人の力を補うため原動機を用いるもの）及び普通自転車の型式認定制度を活用します。また、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、自転車事故による被害者の救済に資するため各種保険の普及に努めます。

さらに、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図ります。

(関東経済産業局)

自転車安全利用条例及び自転車安全利用推進計画に基づき、自転車利用者や自転車を使用する事業者による自転車の適切な点検整備が推進されるよう、自転車安全整備店等の関係団体と連携し、普及啓発を図ります。

(都都民安全総合対策本部、警視庁)

(6) 自転車安全利用促進事業の補助

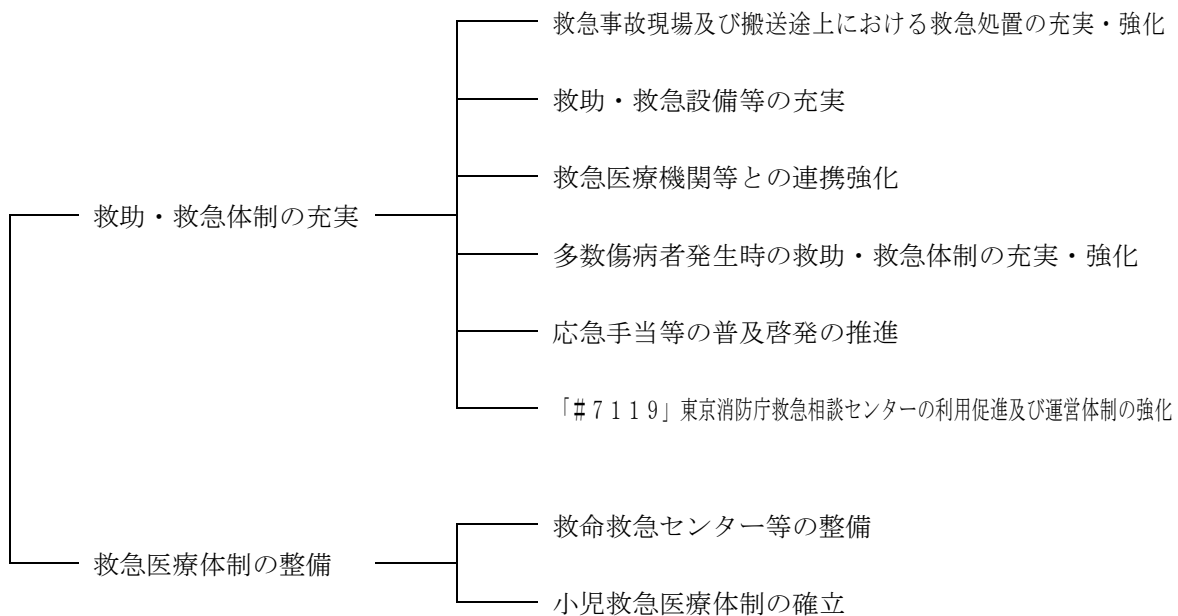
区市町村が取り組む自転車の定期的な点検整備や安全な利用を促進する事業を補助します。本事業により、自転車の安全性の向上や自転車安全利用の促進を図り、都民の安全な暮らしなどに繋げていきます。

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都都民安全総合 対策本部	自転車安全利用促進事業 に対する区市町村補助金	—	64.4	都内全域

(都都民安全総合対策本部)

第5章 救助・救急体制の整備

〔施策の体系〕



1 救助・救急体制の充実

交通事故に起因する負傷者の救命効果の向上を図るため、救急医療機関等との連携を強化し、交通救助・救急活動体制の更なる充実を図るとともに、現場におけるバイスタンダー*¹による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED*²）を含めた応急手当等の普及啓発を積極的に推進します。

*1 バイスタンダー

その場に居合わせた人

*2 AED

Automated External Defibrillator の略

(1) 救急事故現場及び搬送途上における救急処置の充実・強化

ア 交通救助・救護体制の充実・強化

救助車やポンプ車等に積載している救助用資器材やAED等の応急処置資器材を適切に活用するよう、交通救助・救護体制を充実していきます。

（東京消防庁）

イ 救急体制の充実

救急救命士及び救急資格者を計画的に養成・配置するとともに、資格取得後の知識・技術の向上のため、救急教育を充実します。

また、関係法令の改正（救急救命士が行うことができる救急救命処置の範囲の拡大等）に対応するため、拡大処置の技術認定者の養成及び体制の整備を推進していきます。

（東京消防庁）

ウ 航空救急活動体制の充実

救急救命士有資格者による救急ヘリコプターや協力医療機関の医師を搭乗させる運航により、島しょ・山間部などにおける交通事故の負傷者に対して、早期に救急処置を実施し、医療機関への迅速な搬送を行っていきます。

（東京消防庁）

エ 高速道路等における救助・救急体制の充実

高速道路上の交通事故に対し、インターチェンジだけでなく緊急開口部を活用するとともに、早期に傷病者を救出し応急処置に着手できるよう、救急隊の他にポンプ車隊や所要の救助隊等を効果的に運用します。救助・救急業務におけるヘリコプターの積極的活用を推進します。

関係区市町村等や高速道路株式会社各社との連携を強化するなど、高速自動車国道における救急業務実施体制の整備を促進します。

（東京消防庁、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)）

(2) 救助・救急設備等の充実

ア 救急車の増強整備等

救急需要や地域間格差に応じ、救急車（高規格救急車）を計画的に増強します。

また、従来から大規模災害時等に活用してきた非常用救急車*にも救急資器材等を積載し、効果的に運用していきます。

* 非常用救急車

多数の傷病者が発生した場合又は稼働中の救急車が故障した場合等に使用するため、地域の実情に応じて配置された予備の救急車

（東京消防庁）

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
東京消防庁	救急車の増強	4 台	120	—
	デイトタイム 救急車の増強	4 台	53	—
	救急車の整備	65 台	1,077	高規格救急車の 更新

イ 救急出場に係るシステムの充実

出場可能な救急車のうち、救急事故現場に最も近い位置にある救急車を出場させる等、早期対応ができるよう効果的に運用します。

緊急車両を優先的に走行させるための信号制御等を行う現場急行支援システム（FAST*）を第一線の救急車全車に設置し、救急搬送時間の短縮を図っています。

事故自動通報システムからの通報についても、効果的な救急車等の運用を継続していきます。

* FAST

Fast Emergency Vehicle Preemption Systems の略

（東京消防庁）

(3) 救急医療機関等との連携強化

救急患者の迅速な受入体制を確保するため、救急医療機関等と連携し効果的な対応方策を推進します。

（都保健医療局、東京消防庁）

(4) 多数傷病者発生時の救助・救急体制の充実・強化

ア 資器材の整備

大規模な交通事故等多数の負傷者が発生した場合に、迅速かつ効果的に救助・救急活動を行うため、必要な資器材を整備します。

(東京消防庁)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
東京 消防 庁	多数傷病者発生時の資器材整備			東京消防庁管内
	・トリアージ*タッグ	7,350 組	1.3	
	・トリアージ*ベスト	104 着	1.8	
	・トリアージシート	80 組	1.3	
	・救護ベッド兼トリアージ*架台	33 基	0.5	

* トリアージ

災害発生時などの多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めること。

イ 消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)の充実

救助用重機などの特殊な装備等を備えた消防救助機動部隊の充実を図ります。

(東京消防庁)

ウ 患者等搬送事業者との連携

震災等大規模災害時に多数の傷病者発生に備えて、患者等搬送事業者との連携を図ります。

(東京消防庁)

エ 東京DMA Tと連携した救助・救急体制の強化

東京DMA T*と連携した負傷者に対する救助・救急体制を充実させます。

大規模交通事故、NBC災害などの多数傷病者が発生する災害現場において、東京消防庁の安全管理下で、東京DMA T*が救命処置、トリアージ及び医学的助言を的確かつ迅速に行うため、東京消防庁と東京DMA Tが連携訓練を実施するなど、救助・救急体制を充実させます。

また、119番通報から早期に東京DMA Tを要請する体制を整備し、運用をしています。

＊ 東京DMAT (Disaster Medical Assistance Team)

大震災等の自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害の現場に、消防機関との連携を含めた専門的なトレーニングを受けた医師や看護師等が医療資器材を携えて現場に急行し、その場で救命処置等を行う災害医療派遣チーム

(都保健医療局、東京消防庁)

(5) 応急手当等の普及啓発の推進

だれもが安心して生活できる社会を実現するため、東京都応急手当普及推進協議会を通じて他機関とも連携を図り、都民に対する応急手当の普及を推進します。

ア 都民に対する応急手当の普及啓発

救急蘇生法の新たな普及指針に対応した講習を推進するため、訓練用人形、AEDトレーナー等の資器材を整備するとともに、最新のガイドラインの内容を反映した応急手当普及用リーフレット作成等を行い、積極的に応急手当の普及啓発を行います。

(東京消防庁)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
東京消防庁	普及用資器材の整備	240 体等	15.6	訓練用人形、 感染防止用資器材等
	リーフレット等の作成	32.4 万枚	1.9	普及用リーフレット
	AED トレーナーの更新、増強整備	130 台	12.3	AED トレーナー

イ 運転者に対する応急救護処置に関する知識の普及

運転免許取得時に受講する応急救護処置講習では、交通事故現場において運転者が適切に対応できるよう、模擬人体装置を使用した心臓マッサージや自動体外式除細動器(AED)の使用方法の実技訓練を行うなど、講習内容の充実に努めます。

(警視庁)

(6) 「＃７１１９」東京消防庁救急相談センターの利用促進及び運営体制の強化

真に救急車を必要とする都民に対して、適切かつ効果的に救急隊が対応できる体制を構築するため、都民からの相談に応じて緊急受診の要否や適応する診療科目等について医師の助言を受けてアドバイスを行うとともに、医療機関案内等を行う「＃７１１９」東京消防庁救急相談センターの利用を促進します。

(東京消防庁)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
東京消防庁	東京消防庁救急相談センターの充実強化	—	1,038	相談に対応する救急相談看護師等の人件費、医師の確保、広報費、通信費等

2 救急医療体制の整備

(1) 救命救急センター等の整備

生命危機を伴う重篤な救急患者に対応するため、令和7年4月1日現在、救命救急センターを28施設指定しています。引き続き、重篤患者の傾向や地域特性を勘案し、救命医療の質の向上に努めます。

また、入院治療を必要とする救急患者のため、365日24時間対応が可能な東京都指定二次救急医療機関を確保しています。

さらに、平成21年8月に開始した「救急医療の東京ルール」に基づき、救急患者の搬送体制の強化を図っています。

(都保健医療局)

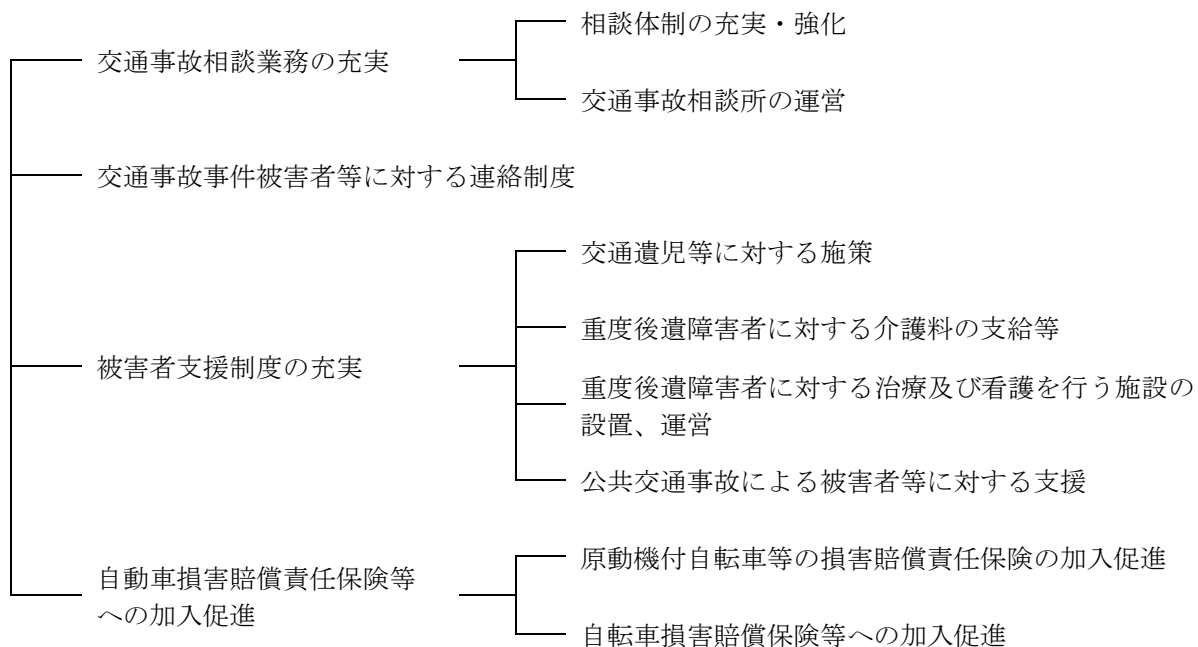
(2) 小児救急医療体制の確立

365日24時間小児科医が診察する東京都指定二次救急医療機関を引き続き確保するとともに、重篤な小児救急患者に迅速な対応ができるよう、「東京都こども救命センター」を中核に小児三次救急医療体制を確保しています。

(都保健医療局)

第6章 被害者の支援

〔施策の体系〕



1 交通事故相談業務の充実

(1) 相談体制の充実・強化

交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を、関係機関・団体及び民間の犯罪被害者支援団体等との連携を図るなど交通事故相談業務の充実を図ります。

(警視庁)

東京都交通事故相談所では、損害賠償問題、示談のしかた、保険の手続など、交通事故に関連する様々な問題について、解決まで同一の専門相談員が弁護士の助言を受けて対応するなど、事案ごとに効果的な方法により相談に応じます。

また、区及び市の相談員向けに研修会を実施するなど、相互に連携しながら相談体制及び相談機能の充実強化を図ります。

(都都民安全総合対策本部)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都都民安全総合対策本部	交通事故相談	1 箇所	49.8	都庁第一本庁舎内

(2) 交通事故相談所の運営

都内7箇所に交通事故相談所を設置し、専門の相談員を配置して、交通事故被害者等からの交通事故相談に対応します。また、研修会等の開催や関係機関等との連携により相談対応能力の向上を図ります。

(東京都交通安全協会)

2 交通事故事件被害者等に対する連絡制度

交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続の流れ等をまとめた「交通事故用被害者の手引」を活用するほか、特に、ひき逃げ事件の被害者、交通死亡事故事件の遺族、交通重傷事故事件の被害者などに対しては、その要望を確認した上で、捜査の進展状況、被疑者の検挙、逮捕被疑者の処分等について適時適切な連絡を行い、必要な情報を提供することにより、被害者を支援します。

(警視庁)

3 被害者支援制度の充実

(1) 交通遺児等に対する施策

ア 交通遺児等生活資金の貸付等

自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った方のお子様の健全な育成を図るため、生活状況が困窮していると認められる家庭の中学校卒業までのお子様を対象に、生活資

金の無利子貸付を実施しています。

また、「独立行政法人自動車事故対策機構交通遺児友の会」は、交通遺児等とその家族で構成され、「集い」、「交流会」、「絵画コンテスト」などの活動により、精神的な支援を行い、交通遺児等の健全な育成を図ります。「友の会」は自動車事故により保護者が亡くなられたり、重い後遺障害を残すこととなった方の中学校卒業までのお子様であれば入会することができます。会費等は一切不要です。

(自動車事故対策機構)

イ 育英資金貸付事業に対する補助

都内に居住し、高等学校、専修学校の高等課程又は高等専門学校（ただし、高等専門学校は都内の学校に限る。）に在学する交通遺児（父母等が交通事故により死亡し、又は重度の後遺障害を受け、経済的事由により修学困難な者）に、修学上必要な学資金の一部を貸し付ける事業を行っている公益財団法人東京都私学財団に対して、その事業に必要な経費を補助し、修学意欲のある者の教育を受ける機会の拡充を図ります。

(貸付単価：国公立一人につき月額 35,000 円、私立一人につき月額 40,000 円)

(都生活文化局)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	貸付機関
都生活文化局	東京都育英資金	2 名	0.9	(公財) 東京都 私学財団

ウ 児童育成手当の支給

児童育成手当支給制度の実現を図ることにより、児童の福祉の増進に資することを目的とします。各区市町村が条例を制定し実施します。

なお、市町村については、東京都が経費を負担します。

< 手当の種類・支給要件 >

手当は、次のいずれかに該当する者（支給要件児童）の保護者に支給します。

(ア) 育成手当

次のいずれかの状態にある 18 歳に達する日の属する年度の末日以前の児童

- a 父又は母が死亡もしくは重度障害の状態
- b 父母が婚姻（事実婚も含む。）を解消
- c 上記と同様の状態にある。

(イ) 障害手当

20 歳未満の者で、各区市町村が条例で定める程度の障害を有する者

(都福祉局)

エ スポーツ等の各種イベントの機会等を活用した遺児への支援

主催企業や団体の協力の下で、事件・事故により家族を亡くした遺児とその保護者をスポーツ観戦、音楽ライブ鑑賞等の各種イベントに招待しています。また、当該活動を通じた積極的な啓発により、犯罪被害者支援への理解の促進と社会全体で犯罪被害者等を支える機運の向上を図っています。

(警視庁犯罪被害者支援室)

(2) 重度後遺障害者に対する介護料の支給等

自動車事故により「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に重度の後遺障害が残り、日常生活において「常時」又は「随時」の介護が必要な方に介護料を支給しています。

また、職員が介護料受給者のご家庭を訪問して情報を提供しご相談に応じる「訪問支援」を行っています。

(自動車事故対策機構)

(3) 重度後遺障害者に対する治療及び看護を行う施設の設置、運営

自動車事故により脳を損傷し、重度の意識障害を負った方（遷延性意識障害者）を対象に、社会復帰の可能性を追求しながら適切な治療と看護を行う専門病院である療護施設を全国 12 カ所に設置・運営しています。

<療護センター>

施設	病床数	所在地	電話番号
千葉療護センター	80 床	千葉県千葉市美浜区 磯辺 3-30-1	043-277-0061

<委託病床>

施設（委託先）	療護機能 委託病床数	所在地	電話番号
湘南東部総合病院	12 床	神奈川県茅ヶ崎市 西久保 500	0467-83-9111
茨城リハビリテーション病院	5 床	茨城県守谷市同地字 仲山 360	0297-48-6157

(自動車事故対策機構)

(4) 公共交通事故による被害者等に対する支援

ア 被害者等の支援に備えた取組

(7) 被害者等への支援体制の整備

公共交通事故被害者支援室において、被害者等への対応に備え、支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図ります。

(イ) 交通事業者における被害者等支援計画作成の促進等

公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催等を通じて、交通事業者による被害者等支援計画の策定の促進を促すとともに、「公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドライン」に基づき、支援体制の構築に関する指導・助言を行います。

(関東運輸局)

イ 事故発生時の対応

(ア) 事故発生直後の対応

事故の状況に応じて、被害者の搬送先病院等を通じて、被害者へ公共交通事故被害者支援窓口（常設）の案内を実施します。

大規模な事故が発生した場合は、被害者等支援に関する相談窓口を運輸局内にも設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報の適切な提供を図ります。

また、被害者等が事故現場において行う安否確認等のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて対応の要請や、必要に応じて宿泊施設・交通手段の手配等に関する情報を被害者等に提供するなど、相談窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談への的確な対応を図ります。

(イ) 中長期的対応

運輸局内に設置した窓口においては、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査情報や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図ります。また、事業者に対し、被害者等支援計画に基づく支援について、必要に応じて指導・助言を行います。

公共交通事故被害者支援窓口においては、被害者等に対して事故調査情報や規制の見直しに関する情報の提供のほか、生活相談、法律相談、心のケアに関する相談に応じて関係機関の紹介を行います。

(関東運輸局)

4 自動車損害賠償責任保険等への加入促進

(1) 原動機付自転車等の損害賠償責任保険の加入促進

自動車損害賠償責任保険（共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを広報活動等を通じて広く国民に周知するとともに、街頭における監視活動等による注意喚起を推進し、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底します。

(関東運輸局)

(2) 自転車損害賠償保険等への加入促進

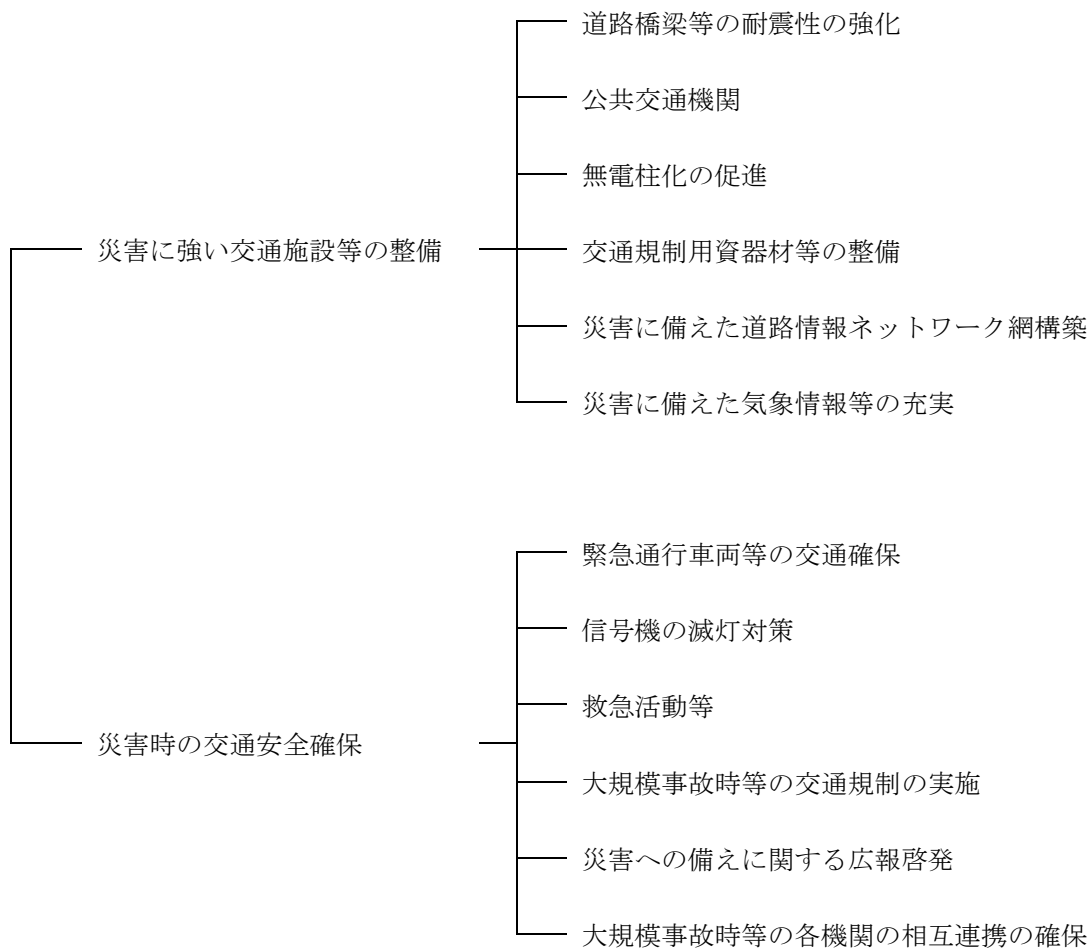
自転車対歩行者など自転車利用者が加害者となった交通事故において、高額な賠償責任を負う事例が発生していることを踏まえ、「自転車安全利用条例」及び自転車安全利用推進計画に基づき、保険事業者による自転車損害賠償保険の普及を進めるとともに、自転車利用者や業務で自転車を使用する事業者による自転車損害賠償保険等への加入を促進します。

(都都民安全総合対策本部)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都都民安全総合 対策本部	自転車損害賠償保険 等への加入促進事業	—	3.9	都内全域

第7章 災害に強い交通施設等の整備及び災害時の交通安全の確保

〔施策の体系〕



1 災害に強い交通施設等の整備

(1) 道路橋梁等の耐震性の強化

大震災発生時に、幹線道路である一般国道、高速道路、主要地方道等が被災した場合には、経済的・社会的な影響が大きいため、被害を未然に防止するため、橋梁の耐震性の向上を図ることが重要です。

このため、国土交通省が定める「橋、高架の道路等の技術基準」に基づき、高速道路や幹線道路等の震災による被害を未然に防止するため、道路橋の耐震性向上対策（橋脚の耐震補強及び落橋防止構造の強化等）を実施しています。

（関東地方整備局、首都高速道路(株) 東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)）

(2) 公共交通機関

都営バスにおいては、災害に備えた以下の対策を実施します。

ア 情報伝達訓練及び防災訓練の実施

引き続き、事故や災害発生時に迅速に対応できるよう、大規模な事故や災害発生を想定した、情報伝達訓練及び防災訓練を実施していきます。

また、訓練内容をより実践的なものとし、事故や災害等への対応能力の向上を図っていきます。

イ 緊急時の連絡体制

バス車内に、運行中でも緊急放送を提供できる緊急警報装置や緊急時に連絡できる車載無線機を設置しています。

ウ 避難誘導マニュアルの整備

地震等の災害発生時に、お客様の安全を第一に避難誘導できるようマニュアルを整備して、乗務員に携帯させます。

（都交通局）

(3) 無電柱化の促進

ア 共同溝の建設

電気、通信、ガス、上下水道などの供給・処理施設の新設・維持・補修に係る道路の掘り起こしによる交通障害を防止するとともに、道路構造の保全を図るため、各企業との調整を図りながら、共同溝の建設を進めます。

また、災害時におけるライフラインの確保のため、共同溝事業を引き続き推進し、ネットワーク化を図ります。

（関東地方整備局）

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
関東地方整備局	(東京国道)	1 箇所	47	上北沢給田
	(相武国道)	1 箇所	145	調布

イ 無電柱化

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るため、電線共同溝の整備により、道路上に張り巡らされた電線類を地下に収容するなど無電柱化を推進します。

都は、「東京都無電柱化計画（令和3年6月改定）」や「東京都島しょ地域無電柱化整備計画（令和4年1月策定）」等に基づき、震災対策上、重要な位置付けにある緊急輸送道路や環状七号線の内側エリア、利用者の多い主要駅周辺、島しょ地域などの都道で無電柱化を進めていきます。臨海部においては、災害発生時においても、緊急物資等の輸送や国際コンテナ物流の停滞を回避するため、緊急輸送道路等の無電柱化を推進します。

（関東地方整備局、都建設局、都港湾局）

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都建設局	無電柱化	64.8km	44,342	環八通り、新奥多摩街道、青梅街道 ほか
関東地方整備局	(東京国道)	2 路線 (4 箇所)	864	国道 15、17 号
	(相武国道)	10 箇所	743	国道 16、20 号
都港湾局	臨港道路等の 無電柱化の推進	7.1km	2,159	大井地区、青海地区、中防地区、品川地区

区市町村道の無電柱化に対する支援として、これまでのセンター・コア・エリアや主要駅、防災に寄与する路線等への財政支援に加え、平成29年度からは、「無電柱化チャレンジ支援事業」を創設し、推進計画の策定や低コスト手法の導入に取り組む区市町村に対して財政支援・技術支援を拡充しました。令和5年度には事業の認定期限を令和9年度末まで4か年延長し、さらに多くの区市町村がこの制度を活用できるよう支援強化を行っています。また、防災に寄与する路線については、令和7年度から、都道と災害拠点病院など防災上重要な拠点につながる区市町村道において、設計費等の補助率を拡充（1/2 から 3/4）するとともに、

補助期間を令和16年度末まで10か年延長しています。引き続き、制度の活用を促し、区市町村道の無電柱化の一層の促進を図っていきます。

(都建設局)

ウ 無電柱化に合わせた信号用ケーブルの地下線化

東京都が推進する「東京都無電柱化推進計画」事業に合わせて、信号用ケーブルの地下線化を推進します。

信号線の地中化により、災害発生時にも信号施設の倒壊を最小限に抑えとともに電線類の被災を軽減させることで、復旧活動の基本となる歩行者・自転車等の通行の安全確保、災害時の避難救助活動の円滑を確保します。

また、視線を遮るケーブルを無くすことで、良好な都市景観の向上を図ります。

(警視庁)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
警視庁	無電柱化に合わせた信号用ケーブルの地下線化	40箇所	413.1	上馬ほか

(4) 交通規制用装備資器材等の整備

大震災発生時において、都内の交通の混乱を防止し、緊急自動車専用路等を確保するため、交通規制用装備資器材の充実を図るとともに、これらの交通規制用装備資器材を収納した簡易倉庫（交通規制用装備資器材収納倉庫）を環状7号線及び緊急自動車専用路等の主要交差点直近に整備します。

(警視庁)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
警視庁	交通規制用装備資器材等の整備	3箇所	2.5	主要交差点に整備

(5) 災害に備えた道路情報ネットワーク網構築

事故及び災害時における道路管理の高度化を図り、道路交通情報・災害情報等を迅速に把握し道路利用者に提供するため、道路情報収集機器等の整備を推進します。

(関東地方整備局)

(6) 災害に備えた気象情報等の充実

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象を的確に把握し、特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表及び迅速な伝達に努めるとともに、これらの情報の質的向上に努めます。

さらに、気象、地震、津波、火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有やICTを活用した観測・監視体制の強化を図るものとします。このほか、広報や講習会等を通じて気象知識の普及に努めます。

(東京管区気象台)

2 災害時の交通安全確保

(1) 緊急通行車両等の交通確保

ア 震災時における第一次交通規制の実施

環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行禁止、環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行抑制及び緊急自動車専用路（7路線）を指定して通行禁止規制を実施し、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等の円滑な通行を確保します。

(警視庁)

イ 震災時における第二次交通規制の実施

第一次交通規制で指定した緊急自動車専用路（7路線）のほか、被災状況等に応じて緊急交通路を指定し、災害応急対策に必要な緊急通行車両等の通行を確保します。

(警視庁)

ウ 災害時等における運転者等に対する情報提供

災害時等における運転者等の安全確保や緊急車両の円滑な通行を確保するため、公益財団法人日本道路交通情報センターの「災害情報提供サービス」を活用して運転者等に対し、道路交通に関する情報と都が公表した火災情報を併せて効果的な情報提供に努めます。

(都都民安全総合対策本部、都総務局、警視庁)

エ 緊急道路障害物除去

災害時、緊急車両等の通行を確保するため、道路上に放置された車両や建物等から落下したガレキなどの障害物の除去及び道路と橋梁等との境に生じた段差、路面の亀裂等の応急補修を速やかに行う緊急道路障害物除去作業を実施します。

緊急道路障害物除去作業にあたっては、関係機関及び協力業者と連絡を密にし、迅速に作

業が実施できるよう、緊急道路障害物除去（啓開）作業マニュアル等をもとに態勢を整備しています。

（都建設局）

（2）信号機の減灯対策

大規模災害発生時には、被害状況の把握はもちろん、消防による救助活動及び警察による各種活動を通じて被害の拡大防止が必要となる一方で最低限の交通管理機能を維持するため、交差点等での交通整理も必要です。

そのため、幹線道路上の信号交差点に信号機用非常用電源設備（自動起動式発動発電機及びリチウム電池内蔵型信号制御機）を整備し、災害に伴う停電時における警察活動を支援します。信号機用非常用電源設備は、停電時に警察官等の人手を介さずに自動的に信号機に電力を供給することができるため、警察官が各種活動に専念することが可能となります。

また、信号機用非常用電源設備は、大規模災害時だけではなく、長時間の停電時にも信号機への電力供給が可能であることから、交通の安全と円滑を図るために今後も新規整備を推進するとともに、老朽化した設備の更新を進めていきます。

（警視庁）

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
警視庁	自起動更新	22 基	411.3	宮堀ほか
	リチウム電池内蔵	20 基		東村山郵便局前ほか

（3）救急活動等

ア 消防救助機動部隊の活用

救助車、特殊救急車、救助用重機等及び高度な救助技術、能力等を備えた「消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー隊）」を活用します。

（東京消防庁）

イ 東京DMA Tの編成

大災害等の自然災害をはじめ、NBC災害、大規模交通事故等の都市型災害の現場で、専門的なトレーニングを受けた医師や看護師等が東京消防庁との連携のもと、一刻も早い救命処置を行い、都民の生命を守るために、災害医療派遣チーム「東京DMA T」を編成し、運営します。

（都保健医療局）

ウ 患者等搬送事業者との連携

震災等大規模災害時の多数の傷病者発生時に、患者等搬送事業者との連携を図ります。

(東京消防庁)

(4) 大規模事故時等の交通規制の実施

大規模事故時等には、社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想されるため、事故現場及び周辺地区において、必要な範囲・路線の交通規制、交通整理を行います。

(警視庁)

(5) 災害への備えに関する広報啓発

大震災発生時における交通規制計画に基づいて「環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止すること」、「緊急自動車専用路等を通行中の自動車は、速やかに道路外の場所又は他の道路に移動すること」等について、チラシやポスター、広報用DVD、警視庁ホームページ等の広報媒体を活用するなど、交通規制を周知徹底するための方策を推進していきます。

(警視庁)

(6) 大規模事故時等の各機関の相互連携の確保

都内において大規模事故が発生した場合、東京都地域防災計画に定めるところにより、関係防災機関等が応急対策活動を実施することとなっており、都は、現地活動機関からの要請がある場合、又は被害の軽減を図るため、必要があると判断した場合、災害現場において各機関の情報の共有化、活動の調整等を行い、被災者並びに被災のおそれのある者を早期に救出・救助・搬送・避難させることを目的として、現地連絡調整所を設置し、都と地元区市町村が中心となり、各機関の協力により運営します。

(都総務局)

第8章 調査研究の推進

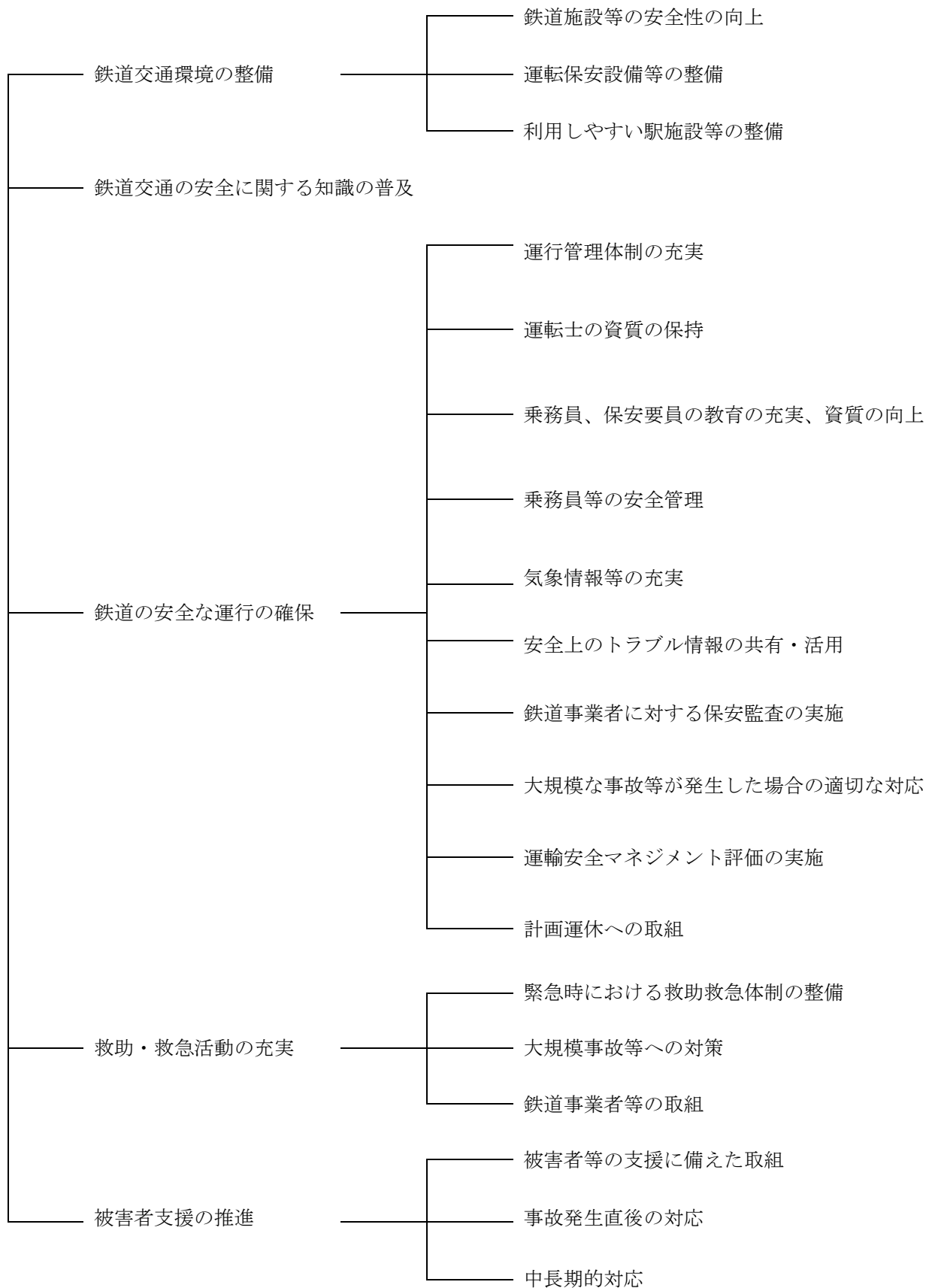
名称／事業規模／実施機関	目的・概要	事業費 (百万円)
交通事故対策調査／ 管内全域／関東地方整備局	(目的) 交通事故の減少に焦点をあて、交通事故を調査・分析し、その結果に基づき安全対策を検討します。 (概要) 直轄国道で発生した個々の事故について、事故状況、道路形態等を調査し、交通センサスのデータとマッチングして事故統合データベースを作成し、危険箇所の抽出、安全対策の検討等の基礎資料とします。	—
交通事故発生状況の分析／ 都内全域／警視庁	(目的) 死亡事故をはじめとする重大交通事故の抑止及び軽傷事故を含めた交通事故の減少に向け、様々な角度から交通事故原因の分析を行い、各種対策の基礎資料とします。 (概要) 交通事故が発生した際に警察署等が入力する交通人身事故統計データをもとに、時間帯別、年齢層別、事故類型別など、様々な角度から高度な調査分析を行い、各種交通事故防止対策に反映させます。 また、事故の発生状況等を、GIS（地図情報システム）を活用して視覚的に確認することができる「交通事故発生マップ」を作成し、定期的にインターネットで公開するなど、都民に対する情報提供にも力を入れていきます。	8.6
駅前放置自転車実態調査／ 島しょを除く区市町村／ 都都民安全総合対策本部	(目的) 駅前放置自転車等の現状を把握し、対策の基礎資料とします。 (概要) (1) 駅周辺の放置状況 (2) 自転車駐車場設置状況 (3) 放置自転車撤去・返還・処分の状況 ほか	0.9

名称／事業規模／実施機関	目的・概要	事業費 (百万円)
都道における交通事故調査／ 都管理道路全線／都建設局	(目的) 交通事故の減少に向け、交通事故を調査・分析し、その結果に基づき安全対策を検討します。 (概要) 都管理道路で発生した個々の事故について、事故状況や道路形態等を調査し、危険箇所の抽出や安全対策の検討等の基礎資料とします。	20

Ⅲ 鉄道及び踏切の交通安全（分野別施策）

第1章 鉄道の交通安全

〔施策の体系〕



1 鉄道交通環境の整備

(1) 鉄道施設等の安全性の向上

鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進めます。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、安全性の向上に必要な施設・設備の更新等に対して支援を実施します。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進します。

また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっています。このため、河川に架かる鉄道橋りょうの流失・傾斜対策や鉄道隣接斜面の崩壊による土砂流入対策、地下駅等の浸水対策の強化等を推進します。切迫する首都直下地震・南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進します。

さらに、駅施設等について、高齢者・視覚障害者を始めとするすべての旅客のプラットホームからの転落・接触等を防止するため、転落・接触事故の発生状況、駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでのホームドアの整備を加速化することを目指すとともに、ホームドアのない駅での視覚障害者の転落を防止するため、新技術等を活用した転落防止策を検討します。

(関東運輸局)

鉄道交通では、安全の確保を図るため、運行管理システムを導入し、安全運行に努めるだけでなく、車両、軌道、電車線、通信ケーブル、トンネル、橋梁など鉄道施設の点検を定期的に行っています。

ホーム転落を防ぐための安全対策を始めとして、列車衝突や火災、脱線等の重大事故の発生を防ぐため、駅施設等の保安対策に万全を期しています。

(東日本旅客鉄道(株))

ア 線路保守ほか、駅建物等の耐震化等

線路施設の保守を実施基準に基づき実施するとともに、豪雨によるトンネル内への浸水防止、省力化軌道、重軌条化、ロングレール化、PCまくら木化及び路盤改良等の軌道強化を行います。また、駅本屋等建物の耐震補強工事を推進します。

(東日本旅客鉄道(株))

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
東日本旅客鉄道 (株)	軌道強化	—	—	常磐線、中央本線等
	首都直下地震に備えた耐震補強対策	—	—	山手線、中央本線、東北新幹線等

線路施設の保守や軌道改良、分岐器改良等の軌道整備を推進します。

(東京地下鉄(株))

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
東京地下鉄(株)	軌道強化	—	622	・軌道改良及び更新 銀座線、丸ノ内線、東西線、千代田線 ・分岐器改良 丸ノ内線、千代田線、有楽町線

イ 地下鉄の早期運行再開を図るための耐震対策

都営地下鉄では、阪神・淡路大震災を受けて出された国の通達に基づく耐震対策は平成22年度に完了しています。平成23年に発生した東日本大震災を踏まえ、施設等の安全性をより一層高めるとともに、早期の運行再開を図るため、更なる耐震対策として、駅等の地下部の中柱及び高架部の橋脚の補強を進めます。

(都交通局)

ウ トンネル管理（地下鉄構造物の長寿命化）

経年によるトンネル等の地下鉄構造物の劣化に対して長寿命化及び補修費用の平準化を図るため、健全性を調査の上、予防保全型の管理手法に基づき、止水・はく落対策等の補修を計画的に進め、安全レベルを維持していきます。

(都交通局)

エ ホームドア・ホーム柵の整備

都営地下鉄では、令和6年2月に全106駅のホームドア整備が完了しました。

(都交通局)

ホームにおける事故防止対策と安全性向上及び輸送障害の減少を目的として、平成22年度から可動式ホーム柵を先行設置した後、令和6年度末までに山手線全30駅中28駅

と京浜東北線 20 駅、横浜線 3 駅、中央・総武線各駅停車 14 駅、常磐線各駅停車 2 駅、総武快速線 1 駅、南武線 11 駅に導入しました。

今後、東京圏在来線の主要路線全駅に整備していきます。

(東日本旅客鉄道(株))

ホームから線路内への転落事故や、ホームにおける列車への接触事故を防止するため、東京メトロ各駅へのホームドアの設置を推進していきます。2024 年 12 月 31 日時点で、東京メトロ銀座線全 19 駅、丸ノ内線全 28 駅、日比谷線全 22 駅、東西線 14 駅、千代田線全 20 駅、有楽町線全 24 駅、半蔵門線 11 駅、南北線全 19 駅、副都心線全 11 駅への設置が完了しております。引き続き、東西線、半蔵門線の未設置駅への設置を推進していきます。

(東京地下鉄(株))

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
東日本旅客鉄道 (株)	ホーム柵の整備	—	—	京浜東北線、中央本線等
東京地下鉄(株)	ホームドアの整備	—	5,932	東西線、半蔵門線

オ ホームドア等整備促進事業

ホームからの転落防止効果の高いホームドア等の整備を促進するため、令和元年 9 月に公表した「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」を踏まえ、東日本旅客鉄道(株)及び私鉄に対し、区市町と連携してホームドア等の整備に対する補助を行います。

(都都市整備局)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都都市整備局	ホームドアの整備	10 駅	766	J R 総武緩行線両国駅、京王井の頭線富士見ヶ丘駅等

カ ホームドア整備加速緊急対策事業

高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上のさらなる加速を図るため、令和 7 年度から 10 年度まで、東日本旅客鉄道(株)及び私鉄に対し、ホームドアの整備に対する補助を行います。(新規)

(都都市整備局)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都都市整備局	ホームドアの整備	4 駅	64	調整中

(2) 運転保安設備等の整備

曲線部等への速度制限機能付き自動列車停止装置（ＡＴＳ）等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について法令により整備の期限が定められたもの*の整備については完了しましたが、整備の期限が定められていないものの整備については引き続き推進を図ります。

* 1 時間当たりの最高運行本数が往復 10 本以上の線区の施設又はその線区を走行する車両若しくは運転速度が 100km/h を超える車両又はその車両が走行する線区の施設については 10 年以内に整備するよう義務付けられたもの

(関東運輸局)

ＡＴＣ装置（自動列車制御装置）の高機能化を推進するなど、引き続き運転保安設備の整備、充実を図り、さらなる安全・安定輸送の向上に取り組みます。

(東日本旅客鉄道(株))

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
東日本旅客鉄道 (株)	運転保安設備強化	—	—	山手線、京浜東北線

(3) 利用しやすい駅施設等の整備

ア 駅のバリアフリー化

駅や車両のバリアフリー化を推進し、高齢者や障害者など、誰もが安全で円滑に移動できる環境を整備していきます。

(イ) 鉄道駅エレベーター等整備事業

鉄道駅におけるエレベーター等の整備による段差解消を促進するため、令和元年 9 月に公表した「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」を踏まえ、東日本旅客鉄道(株)及び私鉄に対し、区市町と連携してエレベーター等の整備に対する補助を行います。

(都都市整備局)

(イ) エレベーター等の整備

平成25年度に、全ての駅でのエレベーター等による1ルートの確保を完了しました。他の交通事業者などとも連携を図りながら、乗換駅等でのエレベーター整備を進めるとともに、駅の構造や周辺状況等を踏まえながら、バリアフリールートの充実に向けて取り組んでいます。

(都交通局)

障害者や高齢者をはじめ、だれでも容易に移動できるエレベーター等垂直移動設備の改良・新設を行うとともに、可能な限りホームから公共通路に至るルートを整備し、バリアフリーを推進します。

(東日本旅客鉄道(株))

全ての駅でのエレベーターによる1ルート整備を進めるとともに、他路線との乗り換え駅のほか複数箇所にエレベーターの設置を推進します。

(東京地下鉄(株))

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
東日本旅客 鉄道(株)	駅のバリア フリー化	—	—	目黒駅、四ツ谷駅、馬喰町駅、八王子駅、中野駅、品川駅
東京地下鉄 (株)	エレベーター 整備	1 駅	80	銀座一丁目
	エスカレーター 整備	—	—	—

イ 視覚障害者誘導用ブロック、案内標示等の整備

路線シンボル及び駅ナンバリングの表記やピクトグラムの活用、多言語表記の充実など、分かりやすい案内表示への改善に努めます。

(都交通局)

目の不自由なお客様等に出入口からホームまで安全に利用していただくため、視覚障害者誘導用ブロックを整備しています。

また、各駅サインの表記文字の拡大や弱視の方に配慮した運賃表などを設置するとともに、外国人旅行者向けにナンバリングを多用し、4言語対応サインを拡大しました。

これからもお客様ニーズの把握につとめ、わかりやすい表示への改善に努めます。

(東京地下鉄(株))

高齢者をはじめ、だれもが利用しやすいよう、サインの更新と大型化、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設を行います。また、乗換案内標への路線アルファベット表記、路線標への駅番号標記等を推進し、わかりやすい案内表示の改善を継続して行います。

(東日本旅客鉄道(株))

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
東日本旅客鉄道 (株)	視覚障がい者誘導用ブロックの配置等	—	—	渋谷駅等

ウ 車両の整備

バリアフリーに関する車いすスペースの設置、点文字・文字、音声等による運行情報の提供など、お客様の移動に制約を生じないように、鉄道車両のバリアフリー化を推進します。

(東京地下鉄(株)、東日本旅客鉄道(株))

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
東京地下鉄(株)	車内表示器改良 車内車椅子スペース新設	—	269	東西線、 南北線
	全車両への車内車椅子スペース設置(車両更新)	—	—	半蔵門線

各車両へのフリースペースの設置、低い吊り手や荷棚の採用、優先席への縦手すりの追加、多言語対応の車内液晶モニターによるわかりやすい案内表示など、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた「人にやさしい車両」への更新を進めます。

(都交通局)

2 鉄道交通の安全に関する知識の普及

運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要です。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施、首都圏の鉄道事業者が一体となって、酔客に対する事故防止のための注意喚起を行うプラットホーム事故0(ゼロ)運動等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させます。

また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備につ

いてわかりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図ります。

(関東運輸局)

鉄道利用者に対して、ホームにおける「ながら歩き」の危険性の周知や酔客に対する事故防止のための注意喚起、非常停止ボタンの操作方法の周知を行うため、首都圏の鉄道事業者が一体となり行っているプラットホーム事故0（ゼロ）運動、「やめましょう、歩きスマホ。」キャンペーン等において広報活動を行います。

(都交通局、東日本旅客鉄道(株)、東京地下鉄(株))

3 鉄道の安全な運行の確保

(1) 運行管理体制の充実

列車の運行状況を的確に把握し、事故の発生、ダイヤ乱れ時に迅速かつ適切な措置が講じられる運行管理体制の充実を図ります。

(都交通局、東京地下鉄(株)、東日本旅客鉄道(株))

(2) 運転士の資質の保持

運転士の資質の向上等を目的として、動力車操縦者運転免許試験の適正な実施をはじめ、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進します。

また、運転士が作業を行うのに必要な知識及び技能を保有させるための教育及び訓練が適切に実施されるよう運転管理者会議の開催等の機会を捉えて適切に指導します。さらに、入手した運転士の取扱い誤りに原因があるおそれがあると認められる事態の情報については、その情報の共有と活用を図るため、とりまとめを行い、鉄軌道事業者へ周知します。

(関東運輸局)

(3) 乗務員、保安要員の教育の充実、資質の向上

安全への対策を検証するため、各種訓練を実施し、未然に事故の発生を防止するようにしています。

(東日本旅客鉄道(株))

運転取扱いに関する知識、技能の習得や事故等への対応能力を向上させるため、乗務員等の運転関係従事員に対する教育訓練を充実させるとともに、各種運動や安全総点検等を実施して事故防止に努めていきます。

(東京地下鉄(株)、都交通局)

高齢者や障害をお持ちのお客様などが、いつでも快適に、安心して地下鉄を御利用いた

だけのように、駅職員や乗務職員の「サービス介助士」の資格取得を実施しています。令和5年度末時点で延べ約1,700人、駅職員の約95%が取得していますが、引き続き全ての駅係員に加えて、乗務員も「サービス介助士」の資格取得を進めます。

(都交通局)

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都交通局	サービス介助士の 資格取得拡大	新規取得 60名	2.5	—

(4) 乗務員等の安全管理

軌道*内等の作業における列車との接触災害を防止するため、接触災害防止計画の作成等を定めた「軌道内等の作業における列車との接触災害防止のためのガイドライン」の周知・徹底を図ります。

* ここでいう「軌道」は鉄道事業法及び軌道法にいう鉄道・軌道の別を問わずに、列車が通る道を指します。

(東京労働局)

各種運動や安全総点検等を実施して安全管理に努めています。

(都交通局、東京地下鉄(株)、東日本旅客鉄道(株))

(5) 気象情報等の充実

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象を的確に把握し、特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表及び迅速な伝達に努めるとともに、これらの情報の質的向上に努めます。

さらに、気象、地震、津波、火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有化やICTを活用した観測・監視体制の強化を図るものとします。このほか、広報や講習会等を通じて気象知識の普及に努めます。

(東京管区气象台)

(6) 安全上のトラブル情報の共有・活用

鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行います。また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することにより事故等の再発防止に活用します。

(関東運輸局)

運転事故の発生に際しては原因究明のために調査を推進し、その結果を速やかに安全対策に反映させていきます。

(東日本旅客鉄道(株))

(7) 鉄道事業者に対する保安監査の実施

鉄道事業者に対し、計画的に保安監査を実施するほか、重大な事故、同種トラブルの発生時等、特に必要と認める場合にも臨時に保安監査を行います。保安監査の実施にあたっては、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施することにより、鉄道輸送の安全を確保します。保安監査においては、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施します。

このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させます。

(関東運輸局)

(8) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行います。

また、大都市圏、幹線交通における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、外国人を含む利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導します。

さらに、鉄道事業者に対して、降雪時等において、状況に応じて迅速な除雪が行えるよう、除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行い、長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合には乗客の安全確保を最優先とし、運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことを徹底するとともに、利用者への適切な情報提供等を行うよう指導します。

(関東運輸局)

- ・ 列車脱線等の重大事故が発生した場合は、怪我をされた方の救助を最優先し、早期復旧・運転再開を目指します。
- ・ 鉄道を御利用のお客様に対しては、代替輸送機関に対する振替輸送を実施して影響を少なくします。
- ・ 首都圏に大地震が発生した場合、鉄道を利用されているお客様の安全確保を第一に、列車の運行状況及び被害状況等の早期把握をします。
- ・ 二次災害を防ぐための避難誘導及び帰宅困難者のための情報提供を行います。
- ・ 必要な装備の配備、技術の習得等、全社及び協力会社を挙げてハード・ソフト両面の強化を進めていきます。
- ・ 社員の自主参集能力の向上、職員・社員家族の安否確認の徹底、災害発生を想定して

の必要な教育・訓練等を実施していきます。

(都交通局、東日本旅客鉄道(株))

首都圏に大地震が発生した際、鉄道を利用する多数のお客様の安全を優先し、列車の運行状況及び施設の被害状況等の早期把握に努め適切な避難誘導を行い安全確保に努めます。

また、職種を越えて横断的に対処する応援体制を整え、二次災害及び付帯事故の防止に努めるとともに、負傷者への迅速な対応を行います。

(東京地下鉄(株))

(9) 運輸安全マネジメント評価の実施

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進します。

(関東運輸局)

(10) 計画運休への取組

鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導します。また、対応に関する情報提供を行うに当たっては、内容・タイミング・方法について留意させるとともに、外国人利用者にも対応するため、多言語案内体制の強化も指導します。

(関東運輸局)

4 救助・救急活動の充実

(1) 緊急時における救助救急体制の整備

都内において大規模事故が発生した場合、東京都地域防災計画に定めるところにより、関係防災機関等が応急対策活動を実施することとなっており、都は、現地活動機関からの要請がある場合、又は被害の軽減を図るため、必要があると判断した場合、災害現場において各機関の情報の共有化、活動の調整等を行い、被災者並びに被災のおそれのある者を早期に救出・救助・搬送・避難させることを目的として、現地連絡調整所を設置し、都と地元区市町村が中心となり、各機関の協力により運営します。

(都総務局)

(2) 大規模事故等への対策

大規模事故等の発生に備え、消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー隊）の充実及び患者等搬送事業者との連携を図ります。

（東京消防庁）

(3) 鉄道事業者等の取組

大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行うため、夜間・休日における連絡体制の充実及び通信手段の拡充を図ります。

鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導及び救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進します。

（都交通局、東日本旅客鉄道(株)）

- ・ 消防、警察等行政機関との協力体制の強化を図り、円滑な救助、救急体制を確立し、緊急時のマニュアルの整備や事故・災害等を想定した訓練を継続して実施していきます。
- ・ 大規模な事故又は災害が発生した場合に迅速かつ的確な情報の収集、連絡を行うため、夜間・休日でも確実な連絡手段の充実と体制の強化に努めます。

（東京地下鉄(株)）

5 被害者支援の推進

(1) 被害者等の支援に備えた取組

ア 被害者等への支援体制の整備

公共交通事故被害者支援室において、被害者等への対応に備え、支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図ります。

イ 交通事業者における被害者等支援計画作成の促進等

公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催等を通じて、交通事業者による被害者等支援計画の策定の促進を促すとともに、「公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドライン」に基づき、支援体制の構築に関する指導・助言を行います。

（関東運輸局）

(2) 事故発生直後の対応

事故の状況に応じて、被害者の搬送先病院等を通じて、被害者へ公共交通事故被害者支援窓口（常設）の案内を実施します。

大規模な事故が発生した場合は、被害者等支援に関する相談窓口を運輸局内にも設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報の適切な提供を図ります。

また、被害者等が事故現場において行う安否確認等のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて対応の要請や、必要に応じて宿泊施設・交通手段の手配等に関する情報を被害者等に提供するなど、相談窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談への的確な対応を図ります。

(関東運輸局)

(3) 中長期的対応

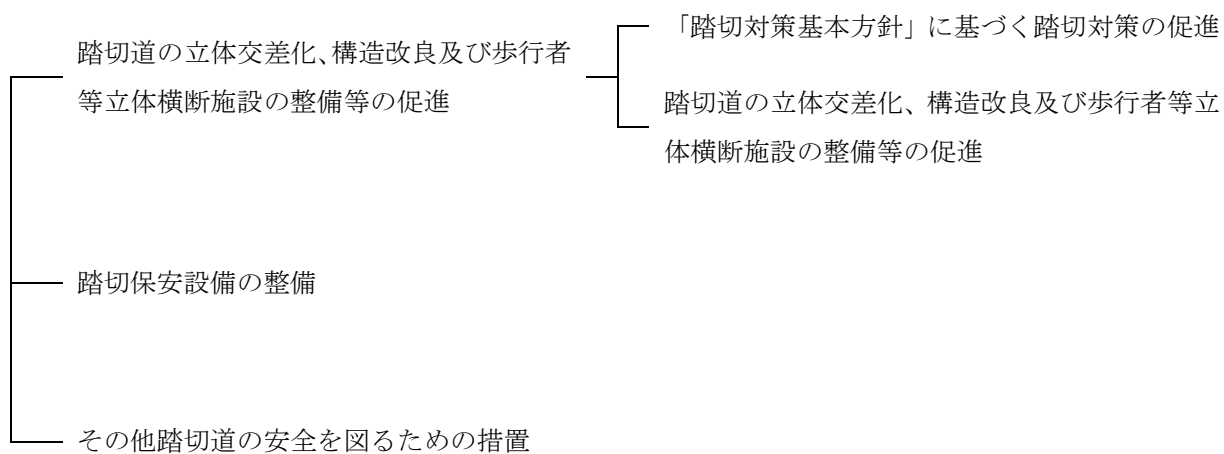
運輸局内に設置した窓口においては、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査情報や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図ります。また、事業者に対し、被害者等支援計画に基づく支援について、必要に応じて指導・助言を行います。

公共交通事故被害者支援窓口においては、被害者等に対して事故調査情報や規制の見直しに関する情報の提供のほか、生活相談、法律相談、心のケアに関する相談に応じて関係機関の紹介を行います。

(関東運輸局)

第2章 踏切の交通安全

〔施策の体系〕



1 踏切道の立体交差化、構造改良及び歩行者等立体横断施設の整備等の促進

(1) 「踏切対策基本方針」に基づく踏切対策の促進

東京都では、総合的かつ計画的に多様な踏切対策を進め、道路渋滞、地域の分断、踏切事故等の解消を図るため「踏切対策基本方針」（以下、「基本方針」という。）を平成16年6月に策定し、この中で、「鉄道立体化の検討対象区間」を20区間、「鉄道立体化以外の対策の検討対象区間」を83区間抽出しました。

- ・ 「鉄道立体化の検討対象区間」については、関連する道路整備計画やまちづくりの熟度などを踏まえて、事業化に向けた取組を進めます。
- ・ 「鉄道立体化以外の対策の検討対象区間」については、踏切道の拡幅や踏切システムの改善など、早期に実施可能な対策を進めます。
- ・ 基本方針に基づき、区市町、鉄道事業者等、関係者間の連携を一層強化し、踏切問題の早期解消に向けて取り組んでいきます。
- ・ 基本方針で位置付けた「鉄道立体化の検討対象区間」のうち、事業化した京浜急行本線（泉岳寺駅～新馬場駅間）や京王京王線（笹塚駅～仙川駅間）、西武新宿線他2路線（東村山駅付近）、など7区間について、引き続き連続立体交差事業を推進します。
- ・ 基本方針で位置付けた「鉄道立体化の検討対象区間」のうち、JR南武線（谷保駅～立川駅間）など3区間について、連続立体交差事業の事業化に向けて準備を進めています。
- ・ また、事業化した東武伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）（墨田区施行）について、引き続き区が施行する連続立体交差事業に対し補助を行います。
- ・ 基本方針で位置付けた「鉄道立体化以外の対策の検討対象区間」のうち、東武亀戸線 亀戸線第1号踏切（曳舟～小村井駅間）については、事業中の放射第32号線の整備に合わせ、踏切道の拡幅を行います。

（都都市整備局、都建設局）

実施機関	事業内容	事業規模	事業費 (百万円)	施行箇所等
都建設局	連続立体交差事業	6路線 8箇所	52,001	京浜急行本線（泉岳寺駅～新馬場駅間）、京王京王線（笹塚駅～仙川駅間）、西武新宿線他2路線（東村山駅付近）など
都都市整備局	連続立体交差事業 (区施行)	1路線 1箇所	663	東武伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）（墨田区施行）

(2) 踏切道の立体交差化、構造改良及び歩行者等立体横断施設の整備等の促進

遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等について

ては、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図ります。

加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、早期に安全・安心を確保するため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者等立体横断施設の設置等、カラー舗装や駅周辺の駐輪場整備、踏切周辺道路の整備、踏切保安設備の整備、踏切横断交通量削減のための車両進入抑制等の踏切周辺対策等の一体対策を促進します。

また、列車と車両等の衝突による死傷事故を減らすため、狭小な踏切道や歩道が無い踏切道の拡幅、事故が多発する構造等に課題のある踏切道の対策など、事故防止効果の高い構造への改良を促進します。

さらに、特定道路や高齢者・障害者の利用がある踏切道において、路面の平滑化や、令和6年1月に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、特定道路等を優先とした踏切道内誘導表示等の整備等により安全な歩行空間の確保を促進します。

以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進します。

(関東運輸局)

数多くの踏切を同時に除却する連続立体交差事業及び単独立体交差事業を推進していきます。

(都建設局)

踏切道の立体交差化について、東京都の定める踏切対策基本方針に基づき、協力します。

(東日本旅客鉄道(株))

2 踏切保安設備の整備

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備されていない踏切道を減少させます。

大都市及び主要な地方都市にある踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くします。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進めます。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進します。

なお、これらの踏切保安設備の整備に当たっては、踏切道改良促進法に基づく補助制度を活用して整備を促進します。

(東日本旅客鉄道(株)、関東運輸局)

3 その他踏切道の安全を図るための措置

車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行います。

また、関係機関及び鉄道事業者並びに道路管理者との安全対策会議を定期的に開催して、踏切道における安全対策についての情報を共有するとともに、踏切利用者や鉄道事業者等と合同による安全点検を実施するなど、踏切事故防止の強化に努めます。

(警視庁)

緊急に対策の検討が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進します。

また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置等を進めます。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進します。加えて、第4種踏切道を横断する歩行者の安全対策の観点から、安全対策を簡易かつ効果的に実施できる設備の導入を推進します。

また、学校等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進します。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していきます。

また、ICT技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討します。

平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障の発生などの課題に対応するため、災害時の管理方法の指定制度に基づき指定した緊急輸送道路上等の踏切道について、道路管理者と鉄道事業者の連携による災害時の踏切優先開放等の措置を確実に実施する取組を進め、災害時の適確な管理を促進します。

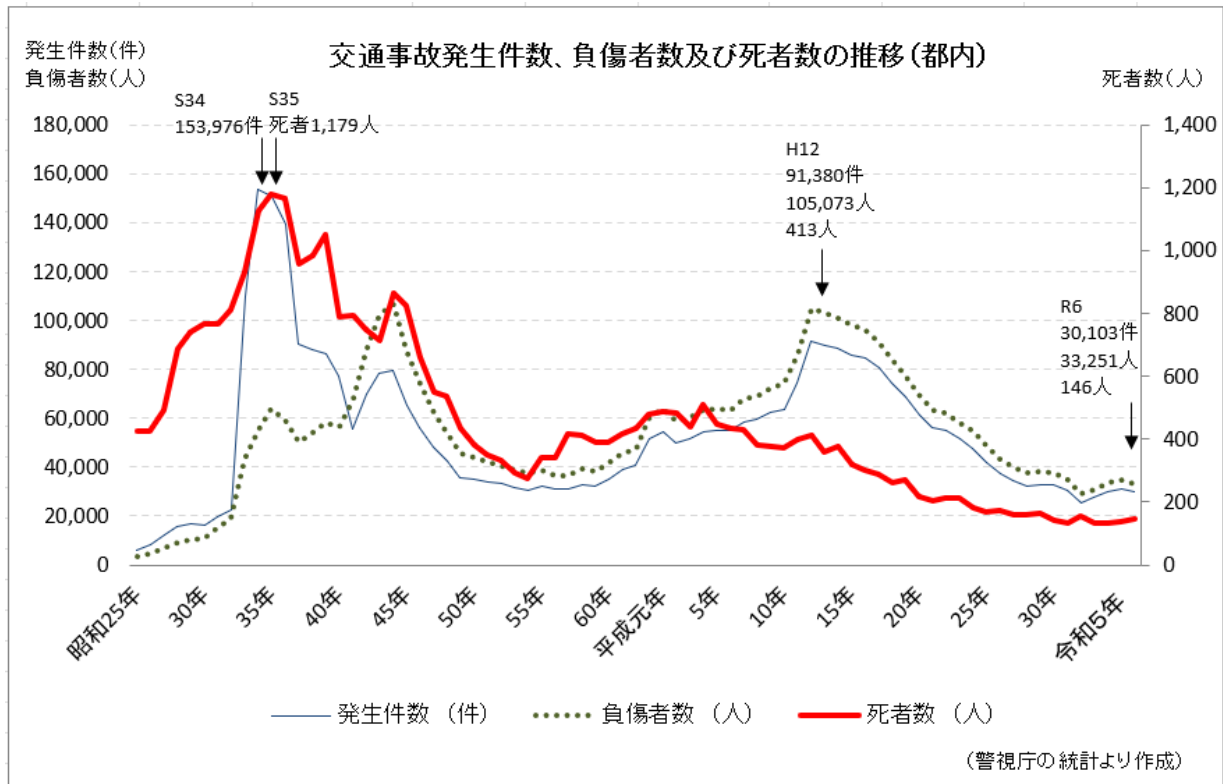
(関東運輸局)

付 属 資 料

- 1 交通事故統計（都内）
- 2 令和7年度 東京都交通安全実施計画事業費総括表
- 3 東京都交通安全対策会議委員名簿
- 4 所管機関一覧

1 交通事故統計（都内）

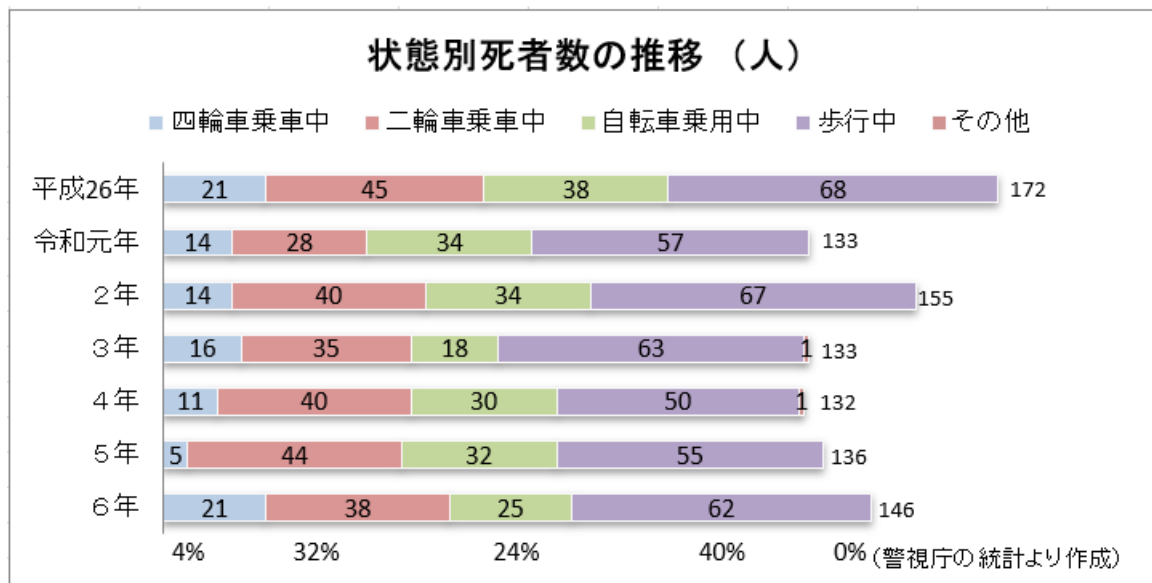
（1）交通事故発生件数、負傷者数及び死者数の推移



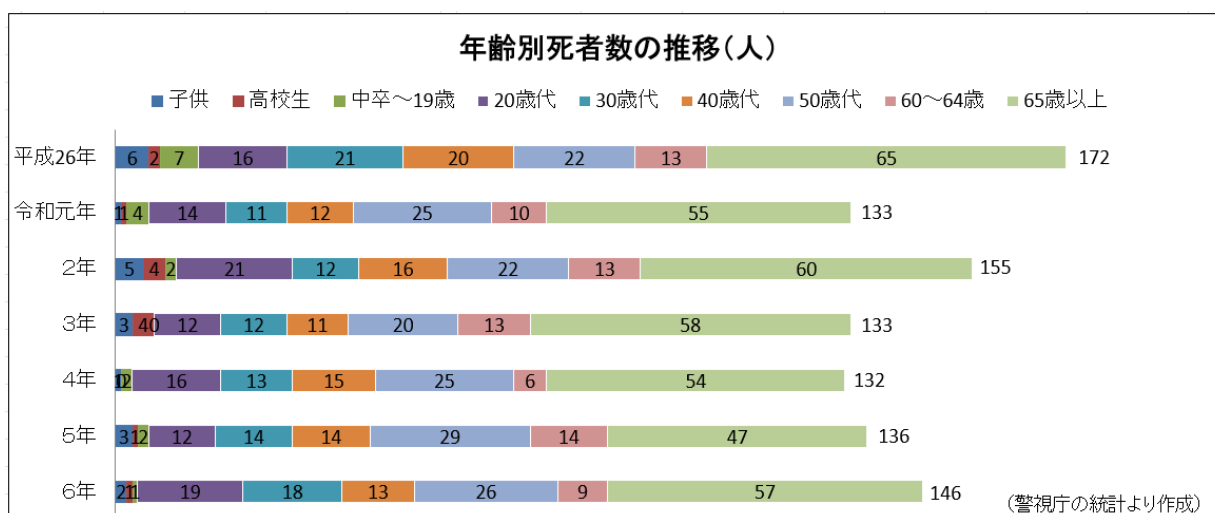
* 発生件数は、交通事故のうち、人の死傷のあったもの（人身事故）の件数である。

ただし、昭和40年以前の発生件数には、物損事故が含まれる。また、昭和32年までの発生件数は、概ね7日以下の負傷及び2万円以下の物損事故を除いている。

（2）状態別死者数の推移



(3) 年齢層別死者数の推移



(4) 年齢層別交通事故死傷者数、死者数、致死率(令和6年・都内)

年齢層別交通事故死傷者数、死者数、致死率(令和6年・都内) (上段:人)

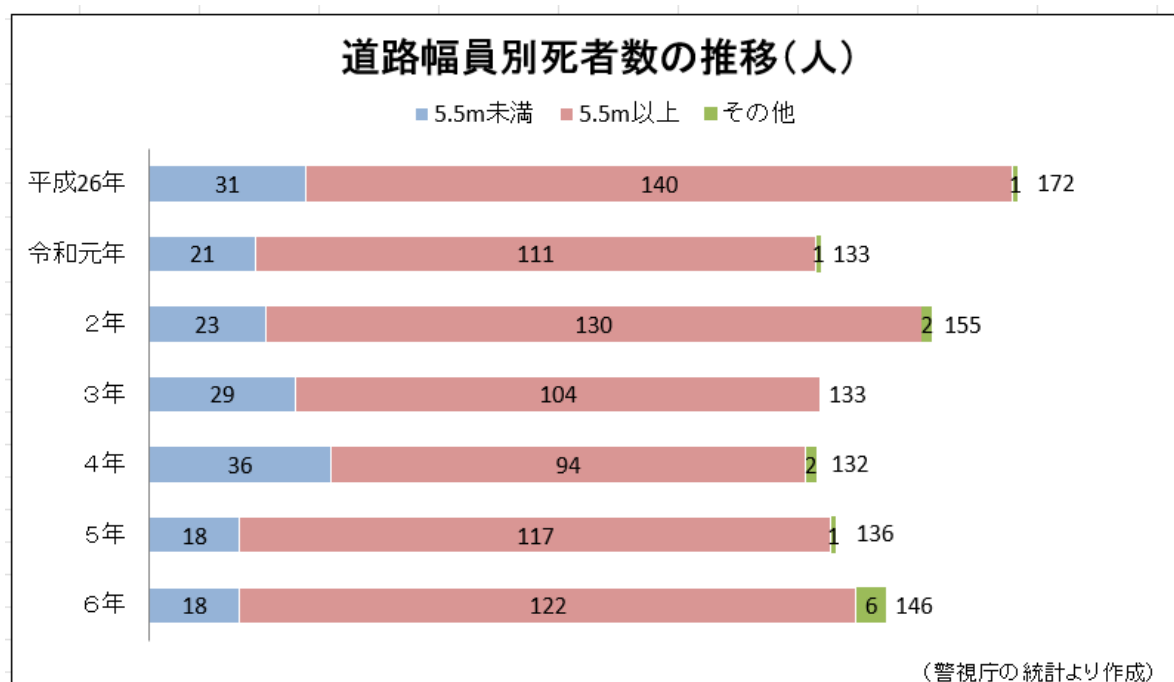
	子供	高校生	中卒～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65歳以上	合計	64歳以下再掲
死傷者数	2,012 6%	787 2%	661 2%	4,796 14%	4,934 15%	5,631 17%	6,181 19%	2,049 6%	6,346 19%	33,397	27,051 81%
死者数	2 1%	1 1%	1 1%	19 13%	18 12%	13 9%	26 18%	9 6%	57 39%	146	89 61%
致死率	0.10%	0.13%	0.15%	0.40%	0.36%	0.23%	0.42%	0.44%	0.90%	0.44%	0.33%

* 致死率＝死者数／死傷者数×100(%)

(警視庁の統計より作成)

* 各割合は四捨五入しているため、合計は必ずしも100%にならない。

(5) 道路幅員別死者数の推移



(6) 状態別、損傷主部位別死者の割合（令和6年）

状態別、損傷主部位別死者の割合（令和6年）

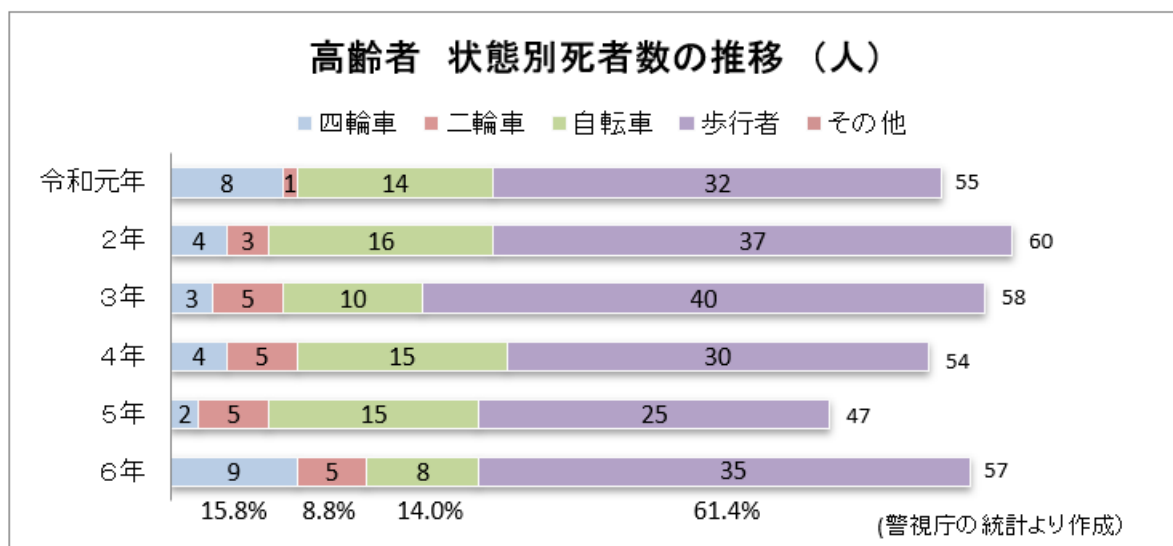
	四輪車	二輪車	自転車	歩行者
全損	0%	5%	0%	5%
頭部	24%	26%	64%	63%
頸部	10%	8%	0%	2%
胸部	48%	42%	16%	23%
腹部	10%	5%	8%	2%
腰部	5%	0%	8%	6%
その他	5%	13%	4%	0%
合 計	100%	100%	100%	100%

＊「特殊車両」、「その他車両」、「その他」は除く

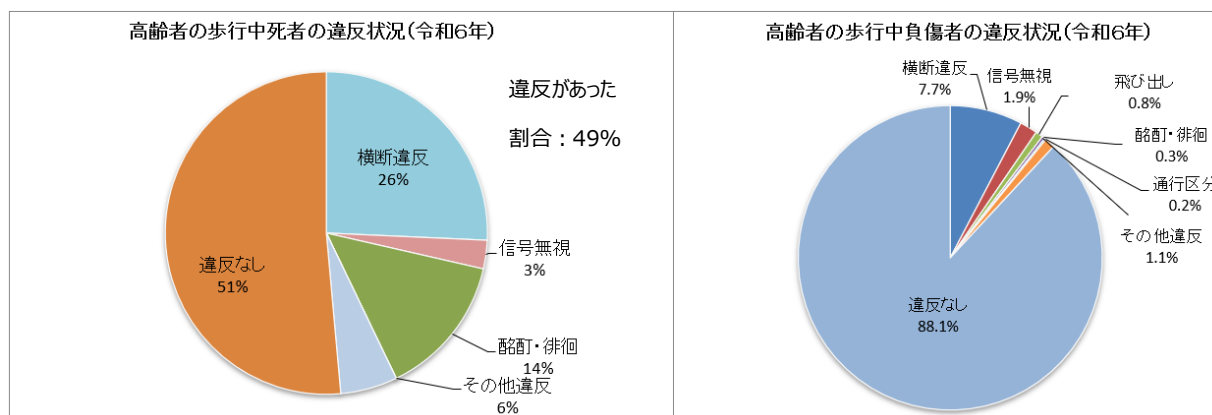
＊各割合は四捨五入しているため、合計は必ずしも100%にならない。

（警視庁の統計より作成）

(7) 状態別死者数の推移（高齢者）



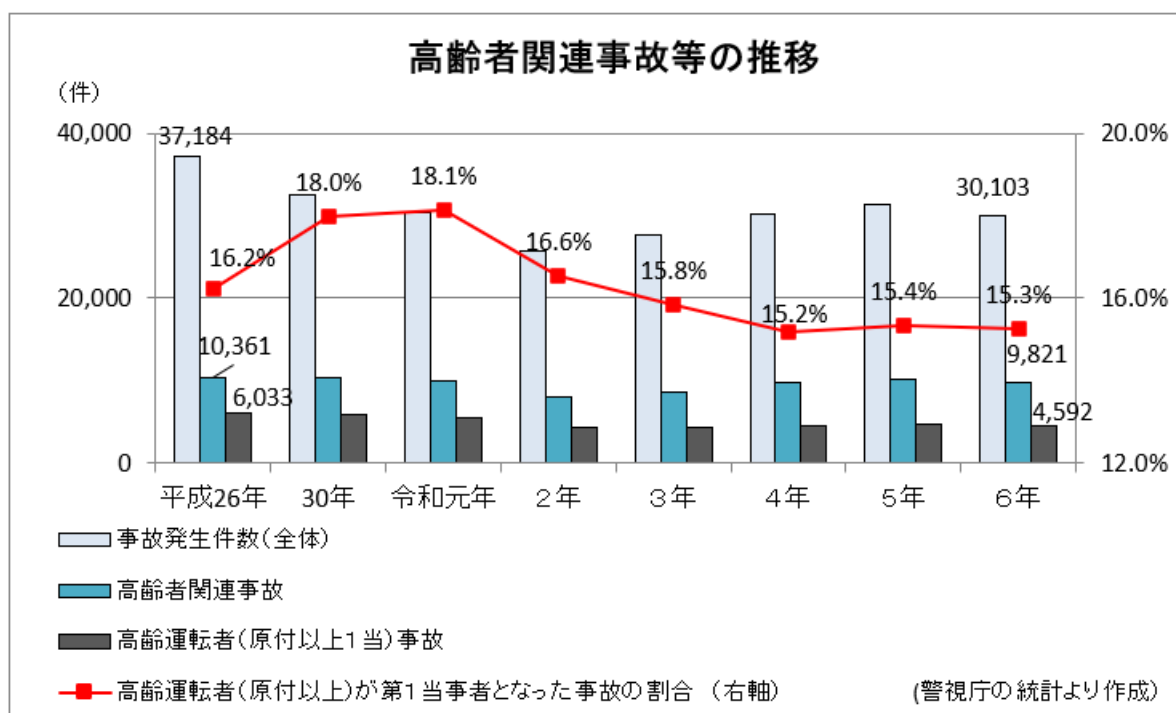
(8) 高齢者（歩行中死者及び歩行中負傷者）の違反状況（令和6年）



＊ 各割合は四捨五入しているため、合計は必ずしも 100%にならない。

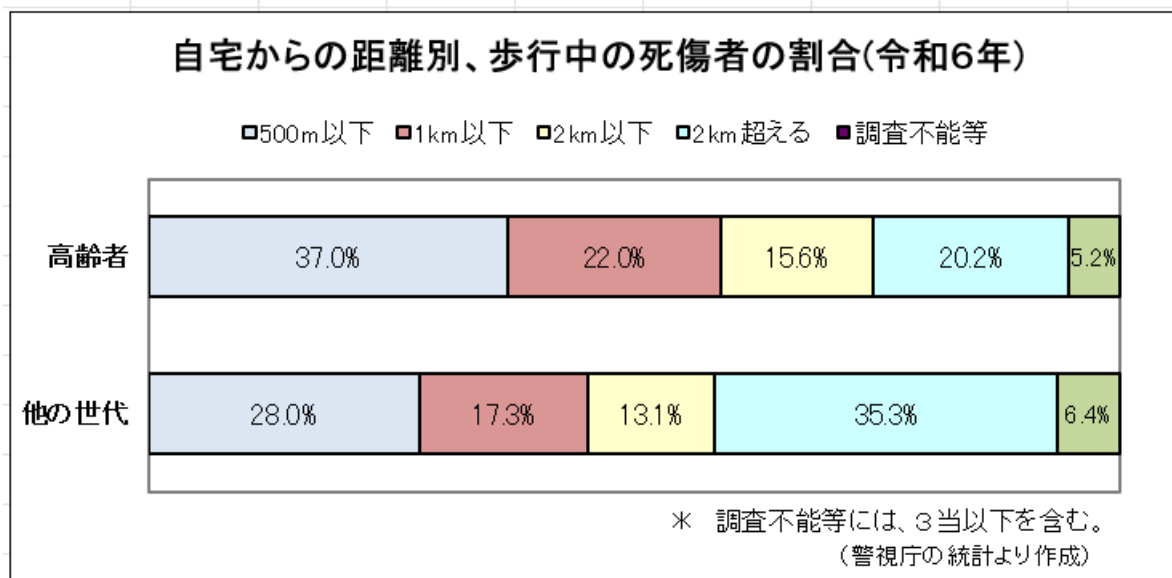
（警視庁の統計より作成）

(9) 高齢者関連事故等の推移

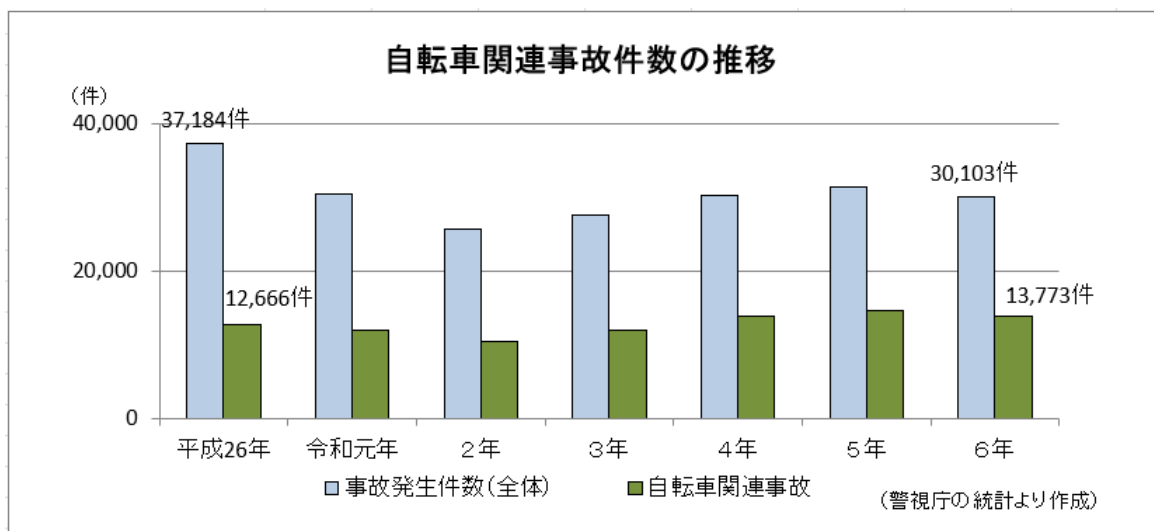


* 「高齢者関連事故」とは、高齢者が第1当事者又は第2当事者として関与した事故をいう。

(10) 高齢者の事故の発生場所(令和6年)

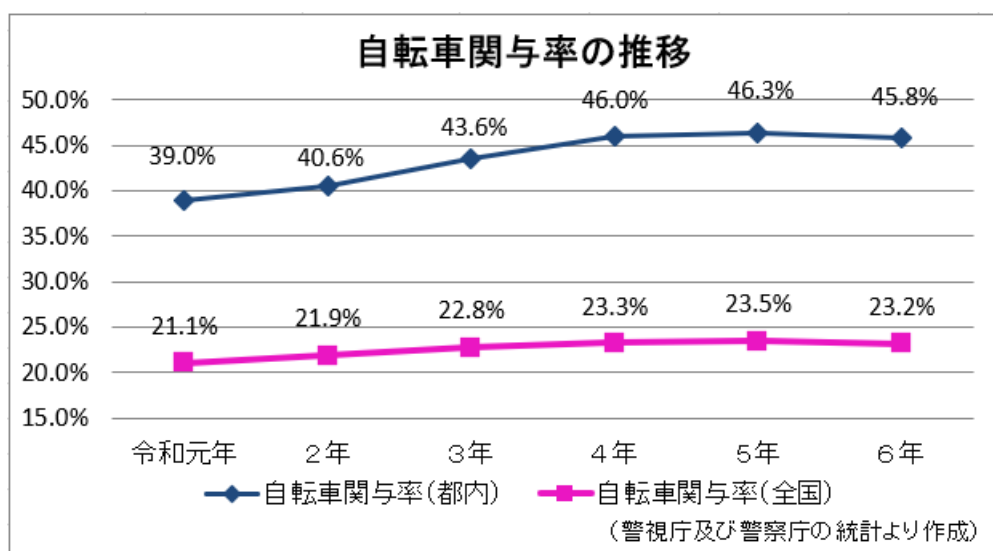


(11) 自転車関連事故件数の推移



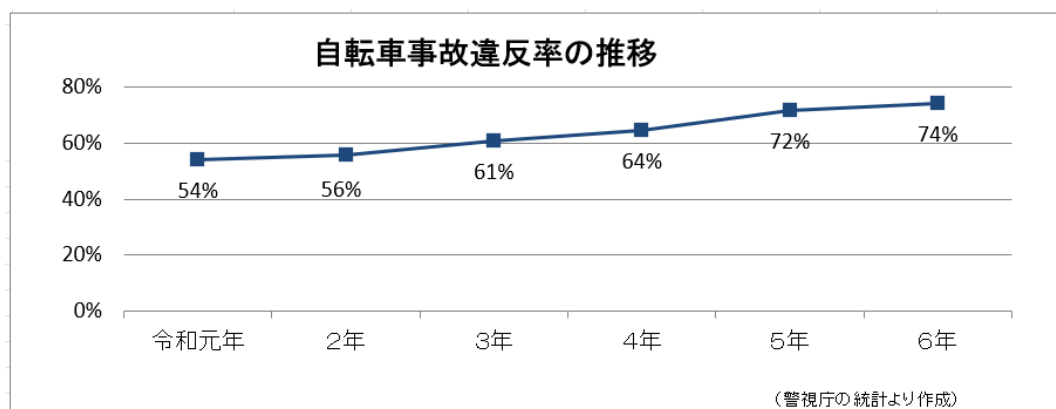
*「自転車関連事故」とは、自転車が第1当事者又は第2当事者として関与した事故をいう。

(12) 自転車関与率の推移



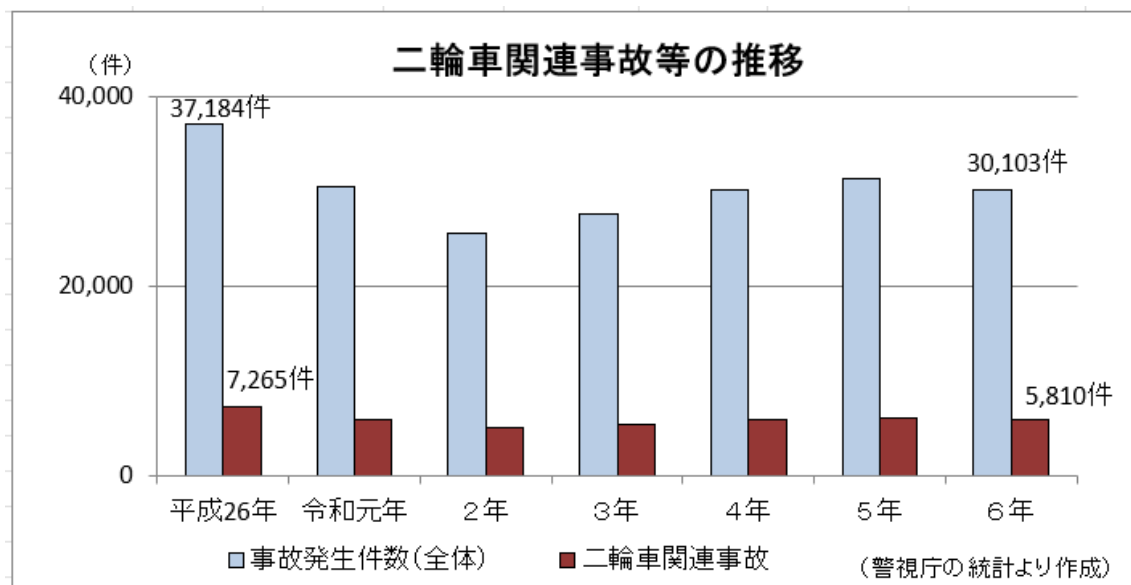
*「自転車関与率」とは、自転車関連事故が全事故に占める割合をいう。

(13) 自転車事故違反率の推移



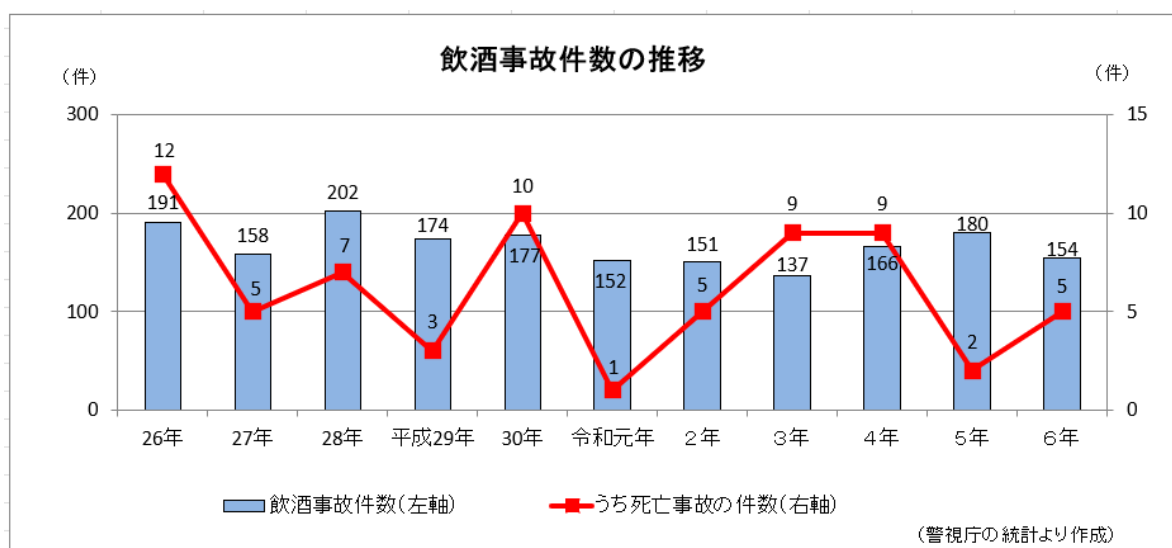
*「自転車事故違反率」とは、自転車関連事故のうち、第1当事者又は第2当事者に法令違反のある割合をいう。

(14) 二輪車関連事故等の推移

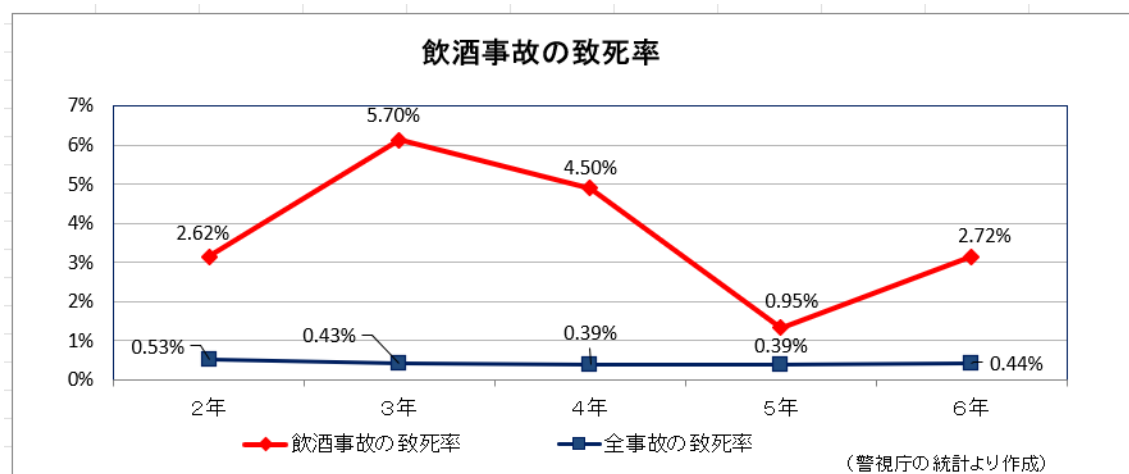


*「二輪車関連事故」とは、二輪車が第1当事者又は第2当事者として関与した事故をいう。

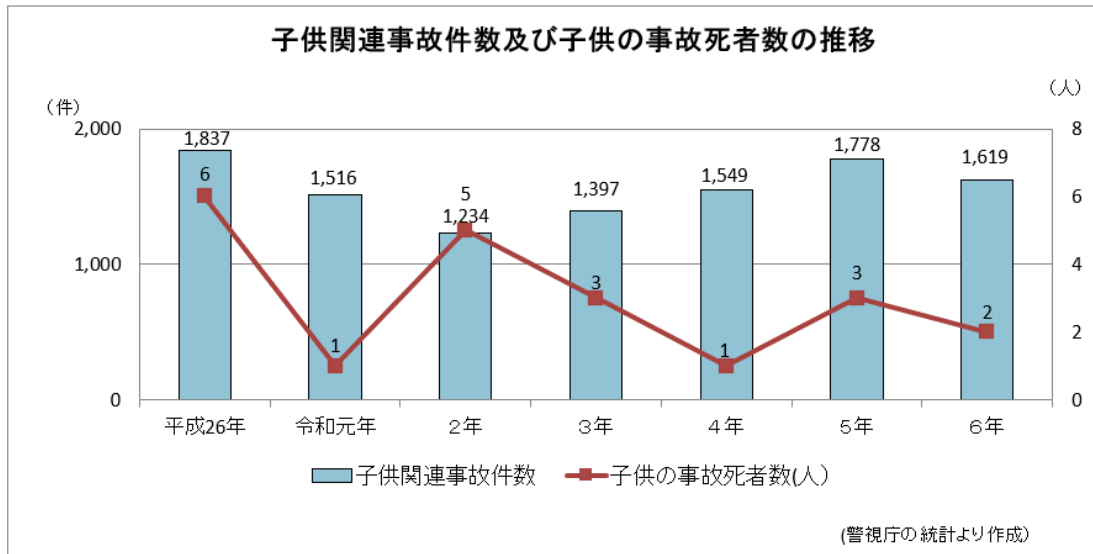
(15) 飲酒事故件数の推移



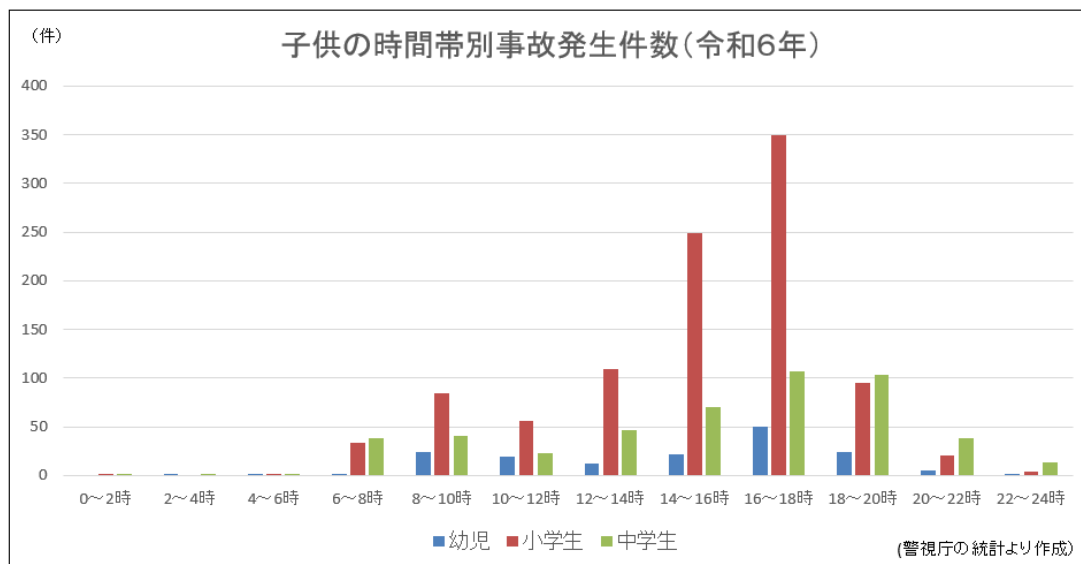
(16) 飲酒事故の致死率



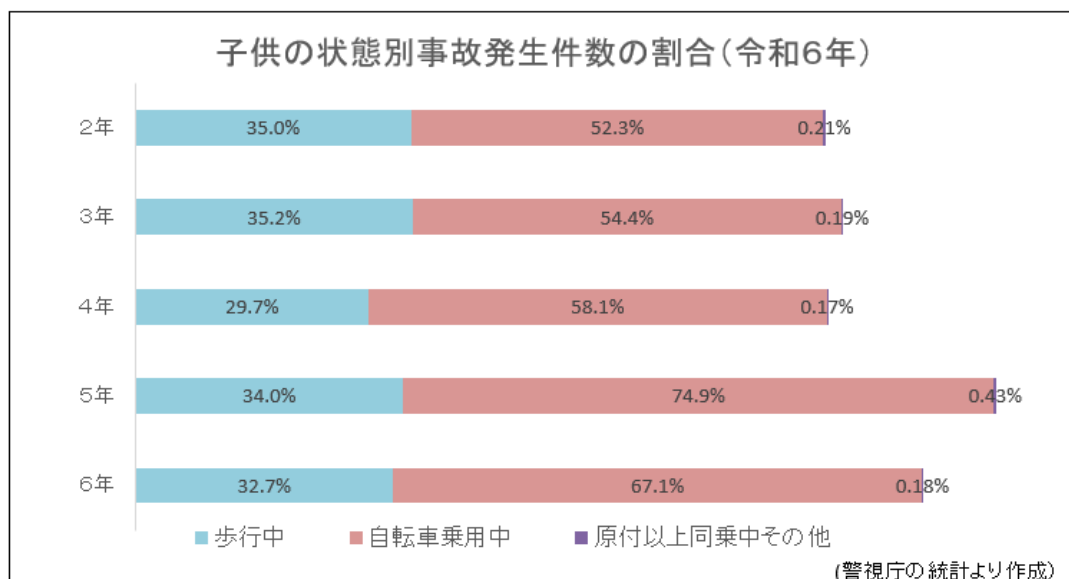
(17) 子供が関連する事故及び子供の交通事故死者数



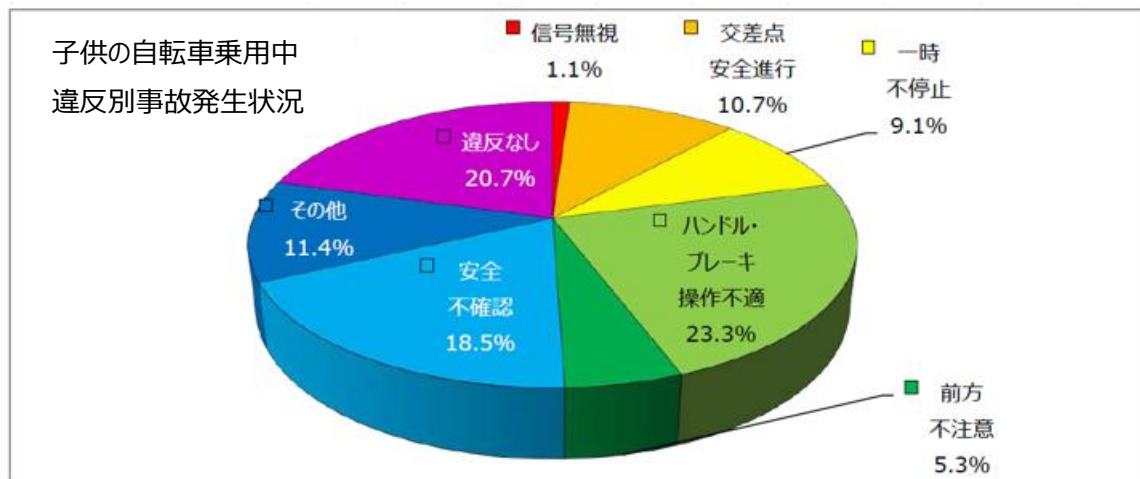
(18) 時間帯別及び学齢別発生状況



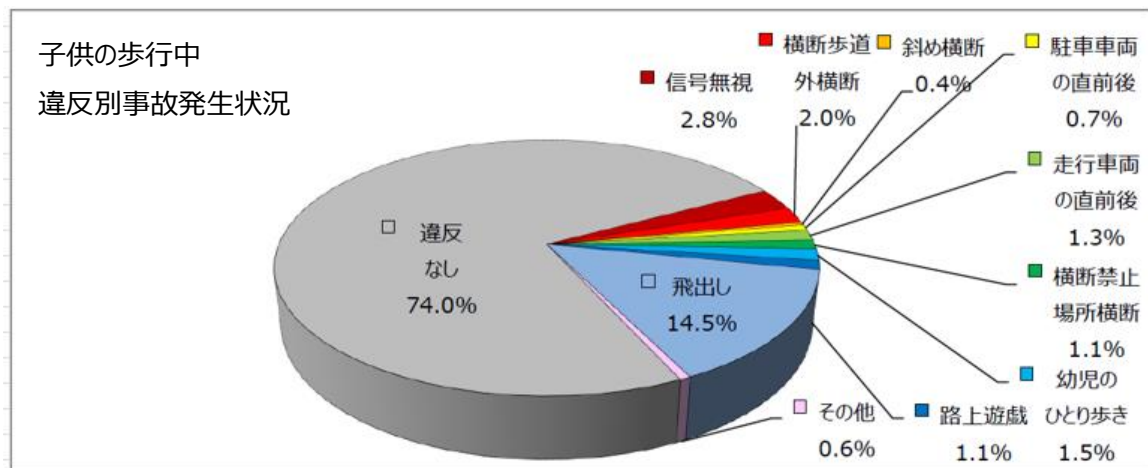
(19) 状態別発生状況



(20) 子供の事故違反別発生状況

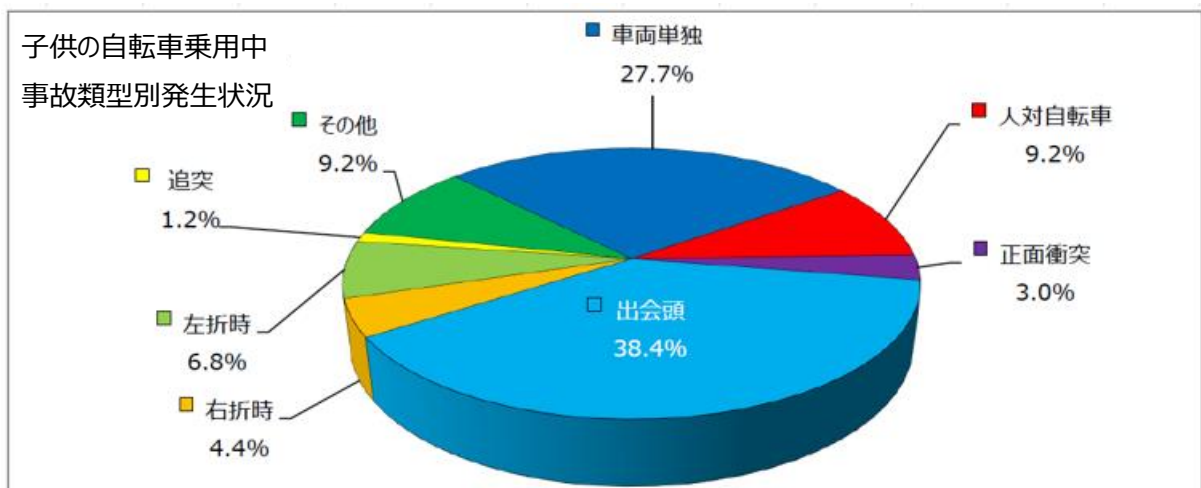


(警視庁「子供の交通人身事故発生状況（令和6年中）」より)

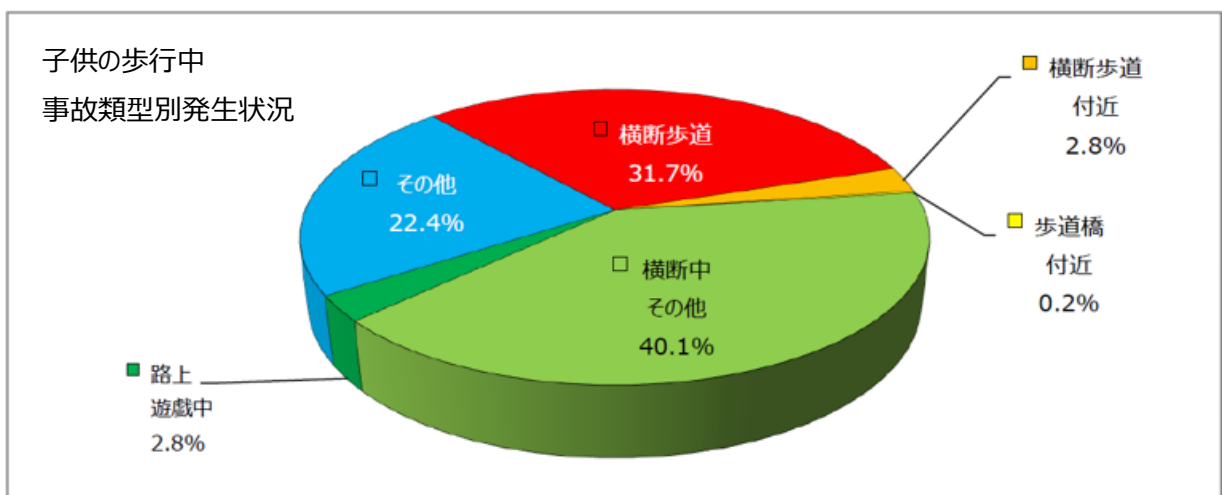


(警視庁「子供の交通人身事故発生状況（令和6年中）」より)

(21) 子供の事故類型別発生状況



(警視庁「子供の交通人身事故発生状況（令和6年中）」より)



(警視庁「子供の交通人身事故発生状況（令和6年中）」より)

2 令和7年度 東京都交通安全実施計画事業費総括表

道路の交通安全（分野別施策）

（単位：百万円）

区 分	事 業 費
第1章 道路交通環境の整備	207,536
第2章 交通安全意識の啓発	6,145
第3章 道路交通秩序の維持	1
第4章 安全運転と車両の安全性確保	124
第5章 救助・救急体制の整備	2,323
第6章 被害者の支援	55
第7章 災害に強い交通施設等の整備及び災害時の交通安全の確保	49,127
第8章 調査研究の推進	30

鉄道及び踏切の交通安全

区 分	事 業 費
第1章 鉄道の交通安全	7,736
第2章 踏切の交通安全	52,664

3 東京都交通安全対策会議委員名簿

会 長 委 員	東京都知事	小池 百合子
	経済産業省関東経済産業局長	佐合 達矢
	国土交通省関東運輸局長	藤田 礼子
	国土交通省気象庁東京管区気象台長	水野 孝則
	総務省関東総合通信局長	高地 圭輔
	厚生労働省東京労働局長	富田 望
	国土交通省関東地方整備局長	岩崎 福久
	警視総監	迫田 裕治
	東京都副知事	栗岡 祥一
	東京都教育委員会教育長	坂本 雅彦
	東京都技監（東京都都市整備局長兼務）	谷崎 馨一
	東京都政策企画局長	佐藤 章
	東京都総務局長	佐藤 智秀
	東京都財務局長	山下 聡
	東京都都民安全総合対策本部長	竹迫 宜哉
	東京都生活文化局長	古屋 留美
	東京都建設局長	花井 徹夫
	東京都環境局長	須藤 栄
	東京都福祉局長	高崎 秀之
	東京都保健医療局長	山田 忠輝
	東京都交通局長	堀越 弥栄子
	東京都墨田区長	山本 亨
	東京都中央区長	山本 泰人
	東京都あきる野市長	中嶋 博幸
	東京都日の出町長	東 亨
	消防総監	吉田 義実
	一般財団法人東京都交通安全協会会長	宗岡 正二
	一般社団法人東京母の会連合会理事長	榎本 和子
	日本大学理工学部長・教授	轟 朝幸
	弁護士	岸 郁子
	東京都自転車商協同組合理事長	大家 巧
特別委員	東日本旅客鉄道株式会社 常務執行役員 首都圏本部長	小川 治彦
	東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社長	氏森 毅
	中日本高速道路株式会社 東京支社長	荒井 靖博
	中日本高速道路株式会社 八王子支社長	村田 啓
	東日本高速道路株式会社 関東支社長	松坂 敏博
	東京地下鉄株式会社 取締役常務執行役員	中澤 英樹
	首都高速道路株式会社 常務執行役員	菅原 聡
	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会会長	川鍋 一朗
	一般社団法人東京バス協会会長	南 正人
	一般社団法人東京都トラック協会会長	水野 功

4 所管機関一覧

機 関 名		担当部署
経済産業省	関東経済産業局	総務企画部総務課
国土交通省	関東運輸局	東京運輸支局
国土交通省	気象庁東京管区气象台	気象防災部地域防災推進課
総務省	関東総合通信局	総務部総務課
厚生労働省	東京労働局	労働基準部安全課
国土交通省	関東地方整備局	東京国道事務所交通対策課
東京都	警視庁	交通部交通総務課
	教育庁	指導部指導企画課 地域教育支援部義務教育課
	政策企画局	計画調整部計画調整課
	総務局	総合防災部防災管理課
	都民安全総合対策本部	総合推進部総合推進課
	生活文化局	私学部私学振興課
	都市整備局	都市基盤部交通企画課 市街地整備部企画課
	建設局	総務部企画課 道路管理部管理課 道路建設部計画課 公園緑地部計画課
	環境局	環境改善部自動車環境課
	福祉局	子供・子育て支援部企画課 高齢者施策推進部企画課 障害者施策推進部企画課
	保健医療局	医療政策部救急災害医療課
	交通局	総務部安全対策推進課
	産業労働局	商工部地域産業振興課
	港湾局	総務部企画計理課
	東京消防庁	救急部救急管理課
一般財団法人東京都交通安全協会		
一般社団法人東京母の会連合会		
公益財団法人東京都道路整備保全公社		
公益財団法人東京都都市づくり公社		
独立行政法人自動車事故対策機構		
一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会		
一般社団法人東京バス協会		
一般社団法人東京都トラック協会		
東日本旅客鉄道株式会社		首都圏本部 企画総務部経営戦略ユニット 八王子支社 八王子保線設備技術センター
中日本高速道路株式会社		東京支社 八王子支社
東日本高速道路株式会社		関東支社
東京地下鉄株式会社	鉄道本部	安全・技術部
首都高速道路株式会社	保全・交通部	防災・交通管理室 交通管理課

(令和7年5月15日現在)

